

10m
1 2 3 4 5 6 7 8 9 17
4

昭和二十二年度

官制改正

二冊
内
二〇

国立公文書館	
分類	総務省
	平成19年度
排架番号	3A
	5
	111

官房秘書課



別冊 整理 番号		目 次	項 目	申請年月日 公布年月日	番政 号令
一	予算定員増減調書				
二	通信学校官制				
三	通信省官制の一部を改正する勅令				
四	簡易保険局官制				
五	通信局官制の一部を改正する勅令	局設置	労務局、簡易保険	二二 K10 二二 K11	
六	簡易生命保険及郵便年金事業委員会	設施		二二 K10 二二 K11	
七	官制の一部を改正する勅令	長野、金沢通信局		二二 K10 二二 K11	
八	通信省官制の一部を改正する政令	委員定員改正		二二 K10 二二 K11	
九	通信省官制の一部を改正する政令	國際電氣通信株式会社に於ける規定の削除		二二 K10 二二 K11	
入	通信省官制等の一部を改正する政令	員組替		二二 K10 二二 K11	
通	通信省官制等の一部を改正する政令	經濟安定本部に定		二二 K10 二二 K11	
信	第一次増員			二二 K10 二二 K11	
電	改訂第一次増員			二二 K10 二二 K11	
氣	電気通信監設置			二二 K10 二二 K11	

內閣總理大臣

遜
信
大
臣

案 例

正義の書

法令審議委員會

酒清茶
井水田

文443
22.9.15

通信省官制等の改正について

通信省官制、電氣試驗所官制及び通信局官制中改正を要するもの
があるから、別紙政令案及び理由書を具して閣議を求める。

副 申

本件は本年度予算成立事項（追加予算のものを含む）中特に緊急
を要するものを実施せんとするものである。

遞信省官能等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御書

昭和二十二年九月三十一日

内
政
總
理
大臣

政令第一九九号

第一條 遍信省官制の一部を次のよう改正する。

第十三條第一項中「専任六千九百三十七人」を「専任七千四百五十九人」に、「専任八百二十二人」を「専任九百二十八人」を「専任四千三百三十九人」に改める。

改める。

第二條 電氣試験所官制の一部を次のよう改正する。

第二條第一項中「専任三百十六人」を「専任五百十一人」に、「専任四十九人」を「専任八十六人」に改める。

第四條を第五條とする。

第四條 電氣試験所ニ參與十人以内ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ遞信大臣ノ申出ニ依リ關係各處ノ一級ノ官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラシタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第三條 遍信局官制の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「専任三百七十六人」を「専任三千八百七人」に、「専任三百三十三人」を「専任一千七百五十五人」を「専任三千九百八十七人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣總理大臣
通 信 大 臣

理由

國際電氣通信株式会社及び日本電信電話工事株式会社の事業の政府え
の引継、電波行政機構の拡充、監察機能の強化並びに電氣試験所の機能
の増強のため、逓信省官制、電氣試験所官制及び逓信局官制の一部を改
正する必要があるからである。

参照

遞信省官制抄錄

第十三條 遷信省に左の職員を置く。

遞信事務官又は遞信技官

専任八人

一級

遞信事務官

専任一人

二百十六人

一級

専任百二十一人

七千四百五十九人

二級

専任六千九百三十七人

三級

遞信技官

十三人

一級

専任八人

四百三十八人

一級

専任二百二十二人

二千二百六十人

二級

専任九百五十八人

二千二百六十人

三級

營繕部長

前項の職員の外、遞信省に遞信手を置く。三級官の待遇とする。

参照

電氣試驗所官制抄錄

第二條 電氣試驗所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

遞信技官

專任三人

、百四十一人

專任九十人

五百十八人

專任三百十六人

一級

二級

三級

遞信事務官

八人

專任二十人

百十六人

專任四十九人

二級

三級

所長ハ一級ノ遞信技官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 電氣試驗所ニ參與十人以内ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ遞信大臣ノ申出ニ依リ關係各廳ノ一級ノ官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 遷信大臣ハ必要ト認ムル地ニ電氣試験所ノ支所又ハ出張所ヲ置

キ電氣試験所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

参照

遞信局官制抄錄

第四條 遷信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

遞信事務官

専任八人

一級

専任三百七十六人

二級

専任三千八百七十四人

三級

遞信技官

専任一人

一級

専任三百三十三人

二級

専任千七百五十五人

三級

前項ノ職員ノ外遞信局ニ遞信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

局長ハ一級又ハ二級ノ遞信事務官ヲ以テ之ニ充ツ

昭和二十二年九月

通信省官制等改正理由書

通

信

省

目次

- 一、官制定良增員一覽表
- 二、遞信省官制
- 三、電氣試驗所官制
- 四、遞信局官制

一、官制定員増減一覧表

官制定員增員一覽表

二、遞信省官制

遞信省官制定員増員調書

事 項	事務官			技術官			計
	二級	三級	四級	一級	二級	三級	
國際電氣通信株式会社及び日本電信電話工事株式会社の接收	六六	四八三	五	一九六	一三〇六	二〇五六	
電波行政の運営	七	三七	二	九	一	二	
電波施設の維持				一六	一五	一五	
監察機能の強化刷新				六二	一八	三一	
計	九五	五二三	五二〇八一三三七	二一六七			

一、国際電氣通信株式会社及び日本電氣電話工事株式会社の接收に伴う

增員

遞信司務官（二級）	六十六人
遞信技官（二級）	百九十六人
遞信事務官（三級）	四百八十三人
遞信技官（三級）	千三百六人

五
四

連合軍最高司令部の指示に基き、國際電氣通信株式会社及び日本電信電話工業株式会社を解散し、從來両社の取扱つてきた業務は通信省において承継することとなつたのに伴つて、前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

要員配量內訌
一卷 括

技 事 務 部 員 計	電 話 (一 般)	四	一	備 考
計	四八	一八	六六	五月二十五日より從來の國際電氣通
事務官(二段)	一二六	七〇	一九六	信株式会社を以て國際電氣通信施設
事務官(一般)	四三七	四六	四八三	部を、又六月六日より從來の日本電
事務官(三段)	一一六	一八〇	一〇七八	信電話工事株式会社を以て電氣通信
員	五四五	五三三	三一三四	施設事務所を設置したものである。
二八六	八四八			

9

勞務課		監視部	
計課	厚調勞課	規畫課	人事課
計	分管	庶課	人庶課
文生當	計	調計課	計
理長	生查務長室財繪活書	務長	查畫長事務長室
一一三一	一一五一	一一三	一一五一
一一一	一一一	一一一	一一一
三五八三四	五六七四	二六三	二六三
一一一	一一一	一一一	一一一
三六三一二	四六三三二一	一四五	一四五
一一四二四七一	一一〇八五三九	三六一	三三九一六
一一一	一一一	一一一	一一一
備考	備考	備	備
事務官技官	事務官技官	事務官技官	事務官技官
一級官	二級官	三級官	三級官
事務官	事務官	事務官	事務官
員	員	員	員
計	計	計	計
備	備	備	備
考	考	考	考

する。部長は一級技官と

經理	購買	品	用
審出計	課資購	課調整	課傳計
查納	長材買	理查長	送長
一	三	一	三
二	一	一	一
三	一	一	一
四	五	七	九
五	六	八	九
六	四	四	九
七	三	三	一
八	四	四	一
九	二	二	一
一〇	一	一	一
一一	一	一	一
一二	一	一	一
一三	一	一	一
一四	一	一	一
一五	一	一	一

所長に一級技官とす

考

23

送 岐 名 所		小 山 所		信 信 所		所 計		別		事 務 官 技 官 級		官 級	
長	長	長	長	長	長	計	計	計	計	級	級	級	級
技術課	庶務課	庶務課	庶務課	送入技術課	庶務課	庶務課	庶務課	現業課	現業課	一	一	一	一
(技術、機械運用、空中線技術)	(庶務、会計、物品購買)	(機械運用、空中線技術)	(庶務、会計、物品購買)	(機械運用、空中線技術)	(庶務、厚生)	(庶務、厚生)	(庶務、厚生)	(運用、電力、空中線)	(運用、電力、空中線)	二	二	二	二
運用課	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	運用課	(勤務、第一)	運用課	運用課	運用課	運用課	三	三	三	三
(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	(勤務、第一)	四	四	四	四
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	一	二	三	四
三	二	一	一	三	二	一	一	一	一	五	四	三	二
八	七	六	五	九	八	七	六	五	四	二	三	二	一
三	九	八	七	三	四	三	二	三	二	一	一	一	一
三	三	二	一	二	三	二	一	一	一	一	一	一	一

備 考

奈 良 修 理 所		支 計		所 長	
第一修理課	(用品、厚生)	第二修理課	(通信機、測定器)	第一修理課	(試験、第一部工品部)
(庶務、經理、倉庫)	(配線組立)	(庶務、厚生)	(綜合)	(庶務、厚生)	(試験、第二部工品部)
合 計	計	計	計	計	計
三、関東無線管理所	一	一	一	一	一
庶務課	(庶務、厚生、人事、会計、用品購買)	庶務課	(庶務、厚生、人事、会計、用品購買)	庶務課	(庶務、厚生、人事、会計、用品購買)
現業課	(運用、電力、空中線)	現業課	(運用、電力、空中線)	現業課	(運用、電力、空中線)
備 考	所長は一級技官とする。	所長は一級技官とする。	所長は一級技官とする。	所長は一級技官とする。	所長は一級技官とする。

所長は一級技官とする。

本所	八	所	計	技術課	(運用、電力、空中 線)	經理課	(主計、用品購買、 建築管財)
庶務課	(庶務、人事、厚生)	庶務課	(庶務、會計、物品 購買、厚生)	長			
技術課	(機械運用、機械技 術、空中線運用)	技術課	(機械運用、機械技 術、空中線運用)	長			
運用課	(日勤保守、第一一 第四輪番)						
一〇	二	二	一〇	一	三	三	一〇
一〇	七	一	一〇	七	一〇	七	一〇
二元	二	八	八	八	八	三	五
二四	七	八	九	二	三	三	一
六九	三〇	一	一	四	一	一	三

所長は一級技官とする。

總 合	受 信	運 用	課	(日勤保守、第一工 第三輪番)
計	計	計	計	
四八	一	五	一	
一二六	一	一五	一	
四三七	八	三九	一六	
一九二	三五	九三	四	
五四五	一九	六八	二	
二二八〇	二一	六七		

三、電氣通信施設事務所

4

事務官 次官 三級官

三一七

参考一
一九四七年三月二十五日

聯合國最高司令官に代り
ジョン・ピー・クリー

日本帝國政府に対する覚書
(中央涉外局経由)

國際電氣通信株式会社及日本電信電話
工事株式会社清算の件

一、一九四七年二月十九日附聯合國最高司令官より日本帝國政府宛國際電氣通信株式会社及從屬会社に関する覚書参照

二、日本帝國政府は左の通り実行すべし

イ、一九三九年四月十一日國際電氣通信株式会社特別法第八三号、一九四〇年三月二十六日改正法律第一〇号及一九四〇年三月二十九日改正法律第五八号及右に関する一切の勅令及規則を廃止すること。

ロ、出來得る限り速かに國際電氣通信株式会社及日本電信電話工事株式会社の通信財産の実際的運用を引受くること。

ハ、前項所載の通信財産に対する持株会社整理委員会の評價完了したる上同財産を右委員会より買收すること、右の評價は一九四六年十月三十日勅令第五〇〇号を以て公布の一九四六年十月十一日企業再建整備法に定められたる標準及手続に従ひ行ふべし、本項記載の訓令は前項所載運用の引受を遅延せしめざるものとす。

ニ、國際電氣通信会社及日本電信電話工事会社が現在実施しつつある通信業務を行ふに必要なる両会社の職員の雇用方を申出づること、此の申出を受諾せる職員は同様の階級及種類の地位に移し、右会社に於ける勤務中同職員が受けつつあるものと同一の先任特典を其の儘に留保して公正なる待遇を受くるが如くすること。

ホ、本覚書の日より六十日以内に左記書類を八時半十一時用紙に英語を以てタイブせるもの五通聯合國最高司令部に提出すること。

- （一）現在日本電話設備会社の所有又は運用又は所有運用する電話電信に關する一切の通信施設を日本帝國政府に於て所有運用を引き受くるに付ての計畫
- （二）郵便、ラヂオ、電話及電信通信の分野に於て建物工事を請負はすに付現在遞信省が使用せる方法、手続を詳記せる陳述書
- 三、本覚書の條項を履行するに付聯合國最高司令部の關係職員と日本帝國政府の當該吏員との間に直接通信を許可す。

参考二 國際電氣通信株式会社に関する説明

一、会社の成立

対外無線通信を目的として大正十四年日本無線電信株式会社が設立せられ、専ら無線電信の建設保守を行い、運用は逓信省がこれに当つていいたが、電氣通信技術の長足の進歩発達に伴い、無線電話が商用化せられるに及び、昭和七年、別に國際電話株式会社を興し、その提供する設備を利用して対外無線電話業務を開始した。

このように、無線電信は日本無線電信株式会社、無線電話は國際電話株式会社と、夫々別の会社により建設保守されていたのであるが、その後の國際情勢の變化は、対外電氣通信を総合的に計画することと、その強力な統制を要求したので、両会社を合併するため、第七十帝國議会の協賛を経て、從來の日本無線電信株式会社法を改めて、國際電氣通信株式会社法を制定し、昭和十三年三月、現在の國際電氣通信株式会社が成立した。

二、会社の事業目的

その後、会社の財政的基礎を鞏固にし、飛躍的拡充計画が容易に実施できる如く会社法が改められ、その第一歩として政府の通信ケーブル施設が現物出資され、昭和十五年七月その実現をみた。

三、会社の事業目的

会社の事業目的は、これを主目的と副目的に分けることができる。主目的は、我國対外電氣通信の設備及びその附属設備をなし、これを政府（逓信省）の用に供することである。換言すれば、対外電氣通信（有線無線）の設備を建設保守して逓信省に運用させるのが目的である。

副目的は、電氣通信設備の建設保守の請負、電氣通信用品の製造販賣、関係事業に対する投資等であるが、これらの事業をなすに当つては總て政府の命令又は認可を要する。

三、資本金並びに主要株主

資本金 八千五百八十萬円（拂込六千三百五十五万六千円）

主要株主

政 府	八十五万八千株
株式会社日本貯蓄銀行	四万四千二百十四株
日本生命保険株式会社	三万六千八百三十五株
日本電信電話工事株式会社	三万九千四百七十五株

四会社の施設概要

有線施設

1、ケーブル

東京大阪間無裝荷搬送ケーブル

五四対二條

大阪松山間同

二八対二條

福岡釜山間同

一四対二條

2、中継所

二六箇所

3、現在運用回線数

二六七回線

八六五回線

無線施設

1、送受信所

送信所 小山、名崎、八俣、依佐美、河内

受信所 福岡、小室、小野

2、機械設備

送信機 電信用六七台、電話用二三台、計九〇台

受信機 電信用五一台、電話用二八台、計七九台

3、現在運用回線数

対米 電信三回線、電話三回線

対欧 電信四回線

対東亞 電信四回線

その他 氣象台専用

電信送信機四台、電話送受信機各一台

参考二 日本電信電話工事株式会社に関する説明

一、会社の成立

昭和九年、通信事業特別会計制度の実施を機として、事業の各部門に亘つて根本的に改善研究が行われることとなり、通信施設建設についても、審議を重ねた結果、工事の合理化・経済化を図る方法として昭和十年度以降の新設工事の一部を試みに指定製造会社に請負わせ、その利害得失を実績について研究することとなり、市外電話長距離ケーブル工事の三区間と、自動局内装置工事の三局を夫々製造会社に請負わせ施行した。

当時、政府の電信電話拡張計画は、経済界の活況や国際的地位の激変等、内外の新状勢に対応する施設を行うため四億二千万円に上る創期的な大拡張計画案を樹立し、第七十回帝国議会の協賛を経た。一方、さきに試験した請負工事の実績も良好なる結果を収めたので、政府はこの大拡張計画を遂行するため、民間の電気通信事業者に呼びかけ、建設工事については、寧ろ大半を請負として大いに民間の協力に期待する意のあることを明らかにした。

ここにおいて、これら内外の状勢に鑑み、電気通信関係業者の協力を得て、電気通信設備の建設と機器の販賣を担当する有力な民間企業会社の設立計画が具体化し、昭和十二年四月、日本電信電話工事株式会社の誕生をみたのである。

二、会社の事業目的

会社は、逓信省の電気通信施設の拡張改良や復旧工事を担当するため、製造会社が主な出資者となつて設立した請負会社で、年度や規則に拘束されない敏捷な工事材料の調達によつて、地域的に自由な機動力を發揮し、丁度全國をその管轄区域とした逓信省の機動工事局のような性格をもつた特殊会社である。

逓信省が請負工事とする工事の限界は、主として左記のような独立した工事を目標においている。

- 一、電信電話長距離ケーブル施設及び中継所の装置
- 二、主要都市電信電話局内装置、市内電話ケーブル施設及び電話加入

者宅内装置

三、無線電信、無線電話の施設

四、有線放送施設

三、資本金並びに主要株主

資本金 二千万円（拂込金一千万円）

主要株主

國際電氣通信株式会社、株式会社日立製作所、富士通信機製造
 株式会社、沖電氣株式会社、東京芝浦電氣株式会社、安立電氣
 株式会社、住友電氣工業株式会社、古河電氣工業株式会社、藤
 倉電線株式会社、日本通信工業株式会社、東洋通信機株式会社
 大日本電線株式会社、東京電線株式会社、他四十九名

四、会社の工事状況（昭和二十一年度）

本省契約工事	一八四四七七四一六円
逓信局契約工事	七四九八九六二八円
合計	二五九四六七〇四四円

二、電波行政の運営に要する増員

遞信事務官（二級）	七人
遞信技官（二級）	二人
遞信事務官（三級）	三十七人
遞信技官（三級）	十六人

理由

文化國家の建設上、電波の利用は常に先導的使命を擔うべきものである點にかんがみ、電波技術の急速且つ飛躍的發達を推進するとともに、電波施設運営の圓滑化を圖つて、その活用に完璧を期する必要がある。その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

合 計	施設 超短波測定	設 短波測定施	查 無線技術調	射 標準電波發	周 波數標準	電 波觀測
三						一
四	一	二	六	一	四	一
二	五	二	四	二	二	二
一八三	二〇	二〇	四六	七	一四	一
三四八	二九	二四	六六	一〇	二〇	九三
一九						一
四三	四	三	三	一	三	三
一四九	六	七	二	一	一	八九
一九九	二三	三二	三四	六	二二	六一
四一〇	三三	四四	四九	八	一六	一五三
ヤ						
ニ	三	△	△	一		
三ヤ	一	三	△	△	△	三ヤ
一六	三	二	二	一	二	二〇
六三	四	二〇	△	△	△	六三

電波施設の維持に要する増員

遞信技官(二級)

一人

遞信事務官(三級)

二人

遞信技官(三級)

十五人

理由

昭和二十一年度末において竣工した電波測定施設及び昭和二十二年七月から運営すべき電波観測施設を維持するため、前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

一、電波測定施設維持要員

要員算出内訳

計	三級技官	二級技官	一級技官	區別
			九八人	保守運用
			一一人	休暇要員
			一一人	庶務
			九一人	合計
			九七一人	査定

註 激定施設工程(大平激定所擴充)

短波電界強度激定機

二基

電磁オツシログラフ

二台

プラウン管オツシログラフ

二台

二 中央電波觀測所施設維持要員

區別	別	別	別
三級事務官	三級技官	四級技官	五級技官
八	八	八	八
二	二	二	二
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一
九	八	一	八

註 觀測施設工程（中央電波觀測所擴充）

精密周波數測定機 二台
水晶較正裝置 一台
非常電源裝置 一台

参考二

中央電波観測所要員配置調書

		現在配置					
		算出	管理	計		算出	改
		人	人	人		人	正
区	別	二級事務官	二級技官	三級事務官	三級技官	算出人	改正
算	理	要	務	術	員	員	員
計	計	員	員	員	員	員	員
一 二		二 二	四 一	五 〇	一 一	人 人	算出人
三		三 二	二 一	二 一	一 一	人 人	管理人
一 三 二		二 二	四 一	五 〇	一 一	人 人	算出人
三 一		六 一	八 一	六 一	一 一	人 人	行政人
一 二		一 一	六 一	五 一	一 一	人 人	管理人
二 四 二		六 三	六 九	二 一	八 一	人 人	算出人
一 九		二 一	八 一	八 一	八 一	人 人	施設維持人
一 一		一 一	一 一	一 一	一 一	人 人	管理人
一 〇		二 一	八 一	一 一	一 一	人 人	算出合計
一 一 〇		七 一	九 一	八 一	二 一	人 人	算出人
一 一		一 一	八 一	一 一	一 一	人 人	管理人
一 一 一		七 一	三 一	九 一	二 一	人 人	算出人

註 1、管理要員は算出人員合計の五分である。

2、中央電波観測所は埼玉縣岩槻郡神奈川縣三浦郡初声村に分室を有する。

- 一、監察機能の強化刷新に要する増員
- | | |
|-----------|------|
| 遞信事務官（二級） | 二十二人 |
| 遞信技官（二級） | 九人 |
- 理由
- 現下の遞信事業の實情は各事業を通じて犯罪その他の惡質事故が頻發しつつあるのみでなく、事務の滯滞も亦甚しく、事業の信用は地に墜ちた感があり、これを急速且つ強力に矯正して國民の信賴を挽回しなければならぬところ、現在の監察機能は頗る弱体であつてその實效を期することは不可能であるから、この際、遞信事業の運行を正當な秩序に回復せしめる緊急措置として、業務監察機能を強化刷新するため前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

要員配置内訳

部 名	分 掌 事 項	事 務 官 技 能 三 級 二 級 三 級 官 技 能 三 級 二 級 三 級 官 員 計
第一 部	一、所管行政の考査一般に關する事と。 二、所管事業の監察に關する事と。 三、所管事業に屬する法律命令と。 四、他部に屬しない事と。	11 二七
第二 部	一、郵便爲替、郵便貯金、簡易電氣通信事業に屬する法律命令違反事項の處理に關すること。 二、電氣通信事業の監察に關すること。	1 六 2 二 2 一 5 五 1 三 10 二五

部 名	分 章 事 項	二 事 務 官
合 計	第三部	二 級 三 級
	二、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金事業の監察に關すること。 三、遞信相談所に關すること。	一 九
3 二 三		一 九
13 一 三		五 五
2 一 一		
5 五		
5 一 六		一 四
28 七 〇		一 八

卷之三

アラビヤ数字は現在配属人員の再掲である。

二級官増員理由

監察事務は、その対象に對して眞實を把握し、大局的見地から合理的判断をもつて措置することを要するものであつて、そのためには、監察員たる者は、事業知識に優れてゐるもののみでなく、一般社會情勢にも通じて公正な批判力を有するものでなければならぬが、更にその立場を權威づけるためにも、現在のよう三級官を主体としてこれに當らせていることは適當でなく、練達有能な二級官をして監察業務を擔當せしめ、三級官は單にその補助に當らしめることがむしろ當然の態勢であるので、これに伴つて二級官の配置を必要とするものである。

参考

昭和二十一年度遞信事業犯罪概況

一、犯罪人員及び被害金額

部外者	別	人員	割合	被害金額	割合
内者	人員	六〇三六	五四%	一三五九二九二	七三%
外者	人員	四〇六	二一%	二六六一九五三	一四%
者	人員	四八八	二五%	二四〇八二九六	一三%
計	人員	一九三〇	一八五八九五四一	一八五八九五四一	

二、部内犯罪者事業別人員及び被害金額

區別人員割合	被害金額割合	便信電話金金計	保險年貯賄賄	郵電電爲保其合
五九九	八五八〇七七	二四〇五八六	二五〇三六五	二九九
二五	二四〇五八六	二五〇三六五	一、五七二、二三一	二九五
四八	二五〇三六五	二四八五二〇	二四八五二〇	二九五
二九五	三%	一、五七二、二三一	一、五七二、二三一	二五
四五	二%	二八九	二八九	二九六
二五	二%	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
二九二	六%	一三、五一九二	一三、五一九二	一三、五一九二

三、部内犯罪者犯罪種目別内訳

長 (特定局) 區 別 人 員 割 合									
事 遣 通 技 工 集 工	務	務	務	務	務	務	務	員	員
合 計	一一九	一〇四	一〇四	二一三	二九一	二〇一	二一三	一〇三	一六一
官 員	五九〇	四四六	四四六	三七一	三三一	三一九	三一九	三〇九	三〇九
手 員	%%	%%	%%	%%	%%	%%	%%	%%	%%

三重氣試驗所官制

電氣試驗所官制定員増員調書

事項	官	官	官	官	官	官	計
電氣科學技術の研究	二	三	二	二	二	二	四九
國際電氣通信株式会社の接收	一	一	一	一	一	一	六
電氣計器検定業務等の施行	二	二	二	二	二	二	六七
電氣通信機器輸出品の検査	三	三	三	三	三	三	五一
計	三一八	三五	二二八	一三五	二八	一九四	一九四

一、電氣科學技術の研究に要する増員

遞信事務官（二級）	三人
遞信技官（二級）	十九人
遞信事務官（三級）	十六人
遞信技官（三級）	十一人

理由

電氣試驗所は、我國における電氣に関する唯一の綜合研究機關として、現在、その基礎的研究は勿論、電氣通信、電力、電氣用器、電子管、電氣材料その他あらゆる分野に亘つての緊急な問題につき、全智能を動員結集して研究の強力な遂行を圖つてゐるのである。且つ又、從來、相當の研究員、研究設備並びに研究經費を擁して活潑な動きをなしてきた各種の民間研究機關が、資金その他の關係で舊來のような活動が望み難い現狀において、電氣科學技術の研究は、今後は専ら電氣試驗所の如き國家研究機關によつてその目的を達成するの外ないので、從りである。

つて同所の擴充が緊急に要望せられてゐるのである。

電氣試驗所においては、かかる新事態に對處し、既定の研究に徹底的検討を加えて再整備を圖る外、現下最も急速解決を要する新課題について研究機能の擴充を圖ろうとするものであつて、そのための要員として前掲の増員を必要とするものである。その配置内訳は次のとおりである。

研究項目別要員配置内訳

- 63
- (1) 長距離送電に関する研究
 - (2) 電力機器に關する研究
 - (3) 電燈及電熱利用に關する研究
 - (4) 電氣計測及制御に關する研究
 - (5) 農業電氣開發による食糧増産の研究
 - (6) 電氣探鑽及選鑽による國內資源開發の研究
 - (7) 放電による肥料の研究
 - (8) 風力發電の研究
 - (9) テレビジョンの基礎的研究
 - (10) テレビジョン原理の研究
 - (11) 電氣的統計機の研究
 - (12) テレビジョン用真空管の研究

合		區	別	
電氣計器検定業務	企用品	務	會	
計				
一	一	一	一	技
3		3		級官
三	一	二	二	事務
19		22		級官
10	一	二	二	技
九		三	三	官
16	26	26	三	事務
八	一	一	二	級官
11	一	一	三	技
三	八	八	四	教官
49	19	19	六	計
五〇	一七九	一七九	六	

附記

一、アラビヤ数字は新規配置人員の再掲である。

二、電氣計器検定業務
調査課、調整課、試験部、業務部、基礎部、材料部、電子管
部、通信部、電力部、試作工場、七出張所

二級事務官配置理由

電氣試験所の機能を遺憾なく發揮するためには、研究並びに試験業務の擴充強化と相俟つて、その事務的分野の強化が絶對に必要である。即ち研究並びに試験業務の實施に並行して、所内の庶務、會計、物品、厚生、勞務等各種事務を圓滑に於行せしむればならぬが、從來のような陣容では到底その目的を達し難いので、前所庶務課及び調整課を擴充強化して、あらたに庶務課、會計課、厚生課及び企畫課の四課からなる總務部を設置し、各課長に智識經驗豊富な二級事務官を配置する必要があるのである。

電氣試験所總務部分課表				部
				課
				分
企 畫 課	厚 生 課	會 計 課	庶 務 課	掌 事 務
研究試験業務の調査、企畫及綜合調整、研究成果の實用化、特許實用新案の實施、研究調査報告の編纂頒布、電氣技術の周知、利用奨奵等	職員の給與、勞務、厚生福利、養成保健及共濟事務等	歳入、歳出、豫算、決算、物品調達、物資受給計画、營繕工事、歳入徵收官、支出官及出納官吏事務、國有財產の管理事務等	人事、文書、關係諸法規の制定改廢、公益法人の監督事務等	

參與設置理由

電氣試驗所における研究の成果を擧げるため、學界、官廳及び民間における權威者を參與に委嘱し、以て同所の使命の遂行に寄與させようとするものである。

- 一、國際電氣通信株式会社の接收に伴う増員
- | | |
|-----------|-------|
| 通信事務官（二級） | 二人 |
| 通信技官（二級） | 二十四人 |
| 通信事務官（三級） | 四十七人 |
| 通信技官（三級） | 百五十五人 |

理由

連合軍最高司令部の指示に基き、國際電氣通信株式会社を解散し、從來同社の取扱つてきた業務は通信省において承継することとなつたのに伴つて、その技術研究所の専門を電氣試驗所に引継ぐため前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

『電氣計器検定業務等の施行に要する増員。

通信事務官（二級）

一人

通信技官（二級）

三人

通信事務官（三級）

二人

理由

電氣計器検定その他の試験業務は、我國産業の復興に伴つてその申請箇数は急激に増加する見込であるから、その検定施設を整備するとともに、機器の品位の向上、規格の統一、製作技術の改善等についての調査研究を行つて、製品の量的、質的向上を図る要があるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

企 業 會 計 算		電氣計器檢定業務		電氣計器檢定業務		區 別 一 級 官 事務	
庶 務 會 計 算		監督 公 益 法 人 事務		現地試驗		別 一 級 官 事務	
電氣用品取締業務		型式承認		電氣用品試驗業務		電氣計器檢定業務	
無線方位測定機試驗業務		電氣用品試驗業務		電氣計器檢定業務		電氣計器檢定業務	
計							
1	1						
1	1						
8	1	1				1	二 級 官 事務
1	1	1	1	1	1	九	一 級 官 事務
2	1	2				八	二 級 官 事務
1	1	1	1	1	1	七	三 級 官 事務
三	八	二	一	一	三	二	三 級 官 事務
6	7	1	3	1	1	一	計 一 五 三
三	四	四	五	一	二	四	三 五

附

アラビヤ数字は新規配置人員の再構である。

60

一、電氣計器檢定業務等所要人員請督

電氣計器検定局所		一般申請の分	二年一度申請見込箇数	計
東京	所	140000	80000	220000
名古屋	出張	100000	10000	110000
大阪	出張	100000	10000	110000
廣島	出張	100000	10000	110000
福岡	出張	100000	10000	110000
福島	出張	100000	10000	110000
札幌	出張	100000	10000	110000
合計		540000	48000	588000
一				級官
九	一一一一一一一一			二技
七	一一一一一一一一			級官
一八	二二二二二三三四			三事務官
三	二二二二二三三四			級官
				四技
				級官
				計

参考

電氣計器検定申請見込箇數

年 度 別	官營の分		計
	(一般申請のもの)	(民營申請のもの)	
昭和二十二年	三九六〇〇〇個	六七〇〇〇〇個	一〇六六〇〇〇
昭和二十三年	六三〇〇〇〇	六二〇〇〇〇	一一五〇〇〇〇
昭和二十四年	七一ニ〇〇〇	六八八、〇〇〇	一、四〇〇〇〇〇

一、電氣通信機器輸出品の検査に要する増員

遞信技官（二級）

五人

遞信事務官（三級）

二人

遞信技官（三級）

二十八人

理由

電氣通信機器は食糧、原材料その他の輸入見返品として我國重要輸出品の一つであるが、現状においては相當の粗悪品があり、その輸出に當つては特に嚴重な検査を必要とするところであるが、これらの機器は高度の技術製品であるため、電氣試験所以外ではその検査を行ひ得ない状況であるので、同所における検査要員として前掲の増員を必要とするものである。

一、電氣通信機器輸出品検査業務に要する所要人員算出表

品名 同上 内課一組 放

技官二級 技官三級

考

電話機交換機類 電話機類 一四〇〇〇箇
スイッチ類 一三五〇〇

八

三局 電信機類 印刷電信機類 六二〇
二〇組 裝置類 四〇〇

備

裸線搬送装置 携帶搬送装置
搬無裝荷ケーブル用 裝置用

考

搬送装置用

考

品名 同上 内課一個 放

技官二級 技官三級

考

通信用電纜 二對機芯ケーブル
三〇杆 三〇對市内ケーブル
三〇對市内ケーブル

備

各種線類 一〇〇根
一〇〇根

考

一六〇根
一六〇根

考

送信機 一ニKW級
二〇・三〇KW級

備

受信機
移動用無線装置

考

1.6m 2.0m 2.6m

考

五〇組

考

六

七

考

考

受信真空管類	電池	1000 個	1000 A H	1000 A M	1000 "	1000 "
發動發電機	三〇 KVA 級	"	"	"	"	"
電動發電機	一五 KVA 級	1000 "	1000 "	1000 "	1000 "	1000 "
電動發電機	一五 KVA 級	1000 "	1000 "	1000 "	1000 "	1000 "
整流裝置	合	1000 個	1000 A H	1000 A M	1000 "	1000 "

參
考

電氣通信機器輸出申請見込個數調

種別	品名	単位	数量
受信真空管類(ラジオ用)	個	五〇〇〇〇	一五〇
電線類	米	一一〇	一〇〇
通信用電線	米	一一〇	一一〇
各種電動發電機	台	一〇〇	一〇〇
電動發電機	台	一〇〇	一〇〇
整流器	台	一〇〇	一〇〇
電池裝置	台	一〇〇	一〇〇
定流器	台	一〇〇	一〇〇
電測計	台	一〇〇	一〇〇
その他	台	一〇〇	一〇〇

四 通 信 局 官 刊

電信局官制定員増減員調書

事 項	事務			官			技術			官			計
	二級	三級	二級	三級	二級	三級	二級	三級	二級	三級	二級	三級	
日本電信電話株式会社の接收			二		三七								
電波行政の運営	一四〇	一二八	一九		五二								
電波施設の維持		△九三	五七	六一									
監察機能の強化刷新				三四	一	三〇	一						
計				二二七	四	一九	五四	一九	八〇	二一九			
					五二四	一〇八	一一七	一一〇	八〇				

一、日本電信電話工事株式会社の接收に伴う増員	
通信事務官（二級）	二人
通信技官（二級）	三十人
通信事務官（三級）	三十七人
通信技官（三級）	百五十人

理由

連合軍最高司令部の指示に基き、日本電信電話工事株式会社を解散し、從來同社の取扱つてきた業務は通信省において承継することとなつたのに伴つて、前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

電波行政の運営に要する増員

遞信事務官（二級）

九人

同（三級）

五十二人

遞信技官（三級）

十九人

理由

文化國家の建設上、電波の利用は常に先導的使命を擔うべきものである點にかんがみ、電波技術の急速且つ飛躍的發達を推進するとともに、電波施設運営の圓滑化を圖つて、その活用に完璧を期する必要があるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

區	別	放送管理	無線電話	事務官
電波監測	電波監測	放送事業監督	二二	一級
電波監測	電波監測	放送技術監督	一三	二級
電波監測	電波監測	放送取締	一九	三級
電波監測	電波監測	外國情報受信	一六	四級
電波監測	電波監測	聽取許可廢止運動	二九七	五級
電波監測	電波監測	總務官	一一	六級
電波監測	電波監測	事務官	一二	七級
電波監測	電波監測	技術官	一四	八級
電波監測	電波監測	計	一三	九級
電波監測	電波監測	事務官	一九	一級
電波監測	電波監測	技術官	二八	二級
電波監測	電波監測	事務官	三八三	三級
電波監測	電波監測	技術官	七二	四級
電波監測	電波監測	計	七三	五級
電波監測	電波監測	事務官	一九一	一級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	二級
電波監測	電波監測	事務官	一〇	三級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	四級
電波監測	電波監測	計	一〇	五級
電波監測	電波監測	事務官	一〇	一級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	二級
電波監測	電波監測	事務官	一〇	三級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	四級
電波監測	電波監測	計	一〇	五級
電波監測	電波監測	事務官	一〇	一級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	二級
電波監測	電波監測	事務官	一〇	三級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	四級
電波監測	電波監測	計	一〇	五級
電波監測	電波監測	事務官	一〇	一級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	二級
電波監測	電波監測	事務官	一〇	三級
電波監測	電波監測	技術官	一〇	四級
電波監測	電波監測	計	一〇	五級

射標準電波發	合
計	一
三九	一
四三	一
四八四	一
二三五	一
八〇一	一
四八	一
四三	一
五三六	一
二五四	四
六八一	三
九	一
五三	一
一九	△
八〇	△

一、電波施設の維持に要する増員

遞信事務官（二級）

遞信技官（二級）

遞信事務官（三級）

遞信技官（三級）

一人

一人

六十一人

五十四人

理由

昭和二十一年度末において竣工した標準電波施設及び昭和二十二年七月から運営すべき電波観測施設を維持するため、前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

要員算出内訳		一、標準電波施設維持要員	
區別	運用保守	庶務合計	査定
三級事務官	四人	一人	
三級技官	四人	一人	
註 標準電波施設工程（検見川送信所擴充）	五キロワット短波送信装置	一式	

卷之三

電波觀測施設概要

二、電波觀測要員

六、監察機能の強化刷新に要する階級員

遞信事務官（二級）增員一百二十八人

遞信技官（二級）增員三十三人

遞信事務官（三級）減員
五十七人

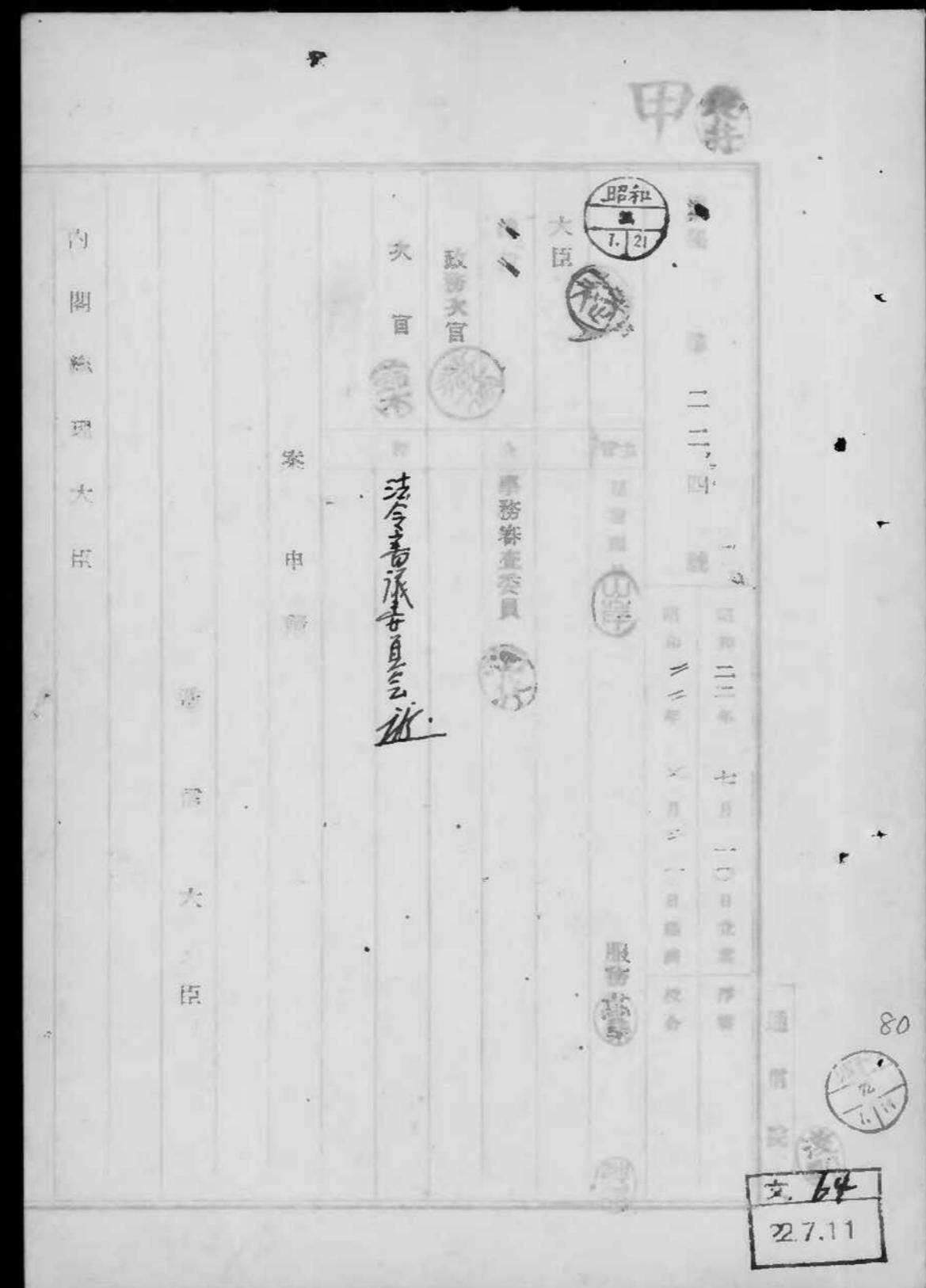
理由

現下の逓信事業の實情は各事業を通じて犯罪その他の惡質事故が頻發しつつあるのみでなく、事務の澁滞も亦甚しく、事業の信用は地に墜ちた感があり、これを急速且つ強力に矯正して國民の信賴を挽回しなければならぬところ、現在の監察機能は頗る弱体であつてその實效を期することは不可能であるから、この際、逓信事業の運行を正當な秩序に回復せしめる緊急措置として、業務監察機能を強化刷新するため前掲の増減員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

要員配置內譯

9

79



信者官印の改正について

監督者官印の一部を改正する必要があるから、別紙政令案を具して
閣議を求める。

通信省官制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

一遞信院

政令第〇〇〇〇号

通信省官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「營繕部長」の項を削り、「遞信事務官又は遞信技官」を「電氣通信監理官」に改める。

第十三條の二 電氣通信監は、一級の遞信事務官又は遞信技官をして、これに充てる。遞信大臣の命を承けて、電務局及び工務局において、掌る事務を監督し、並びに他の局部において掌る電氣通信に関する事務の連絡調整に關する事項を掌理する。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

通 信 大 臣

内閣總理大臣

遞 信 院

理由

電氣通信事業の急速なる整備復旧に関する諸施策を強力に推進するため、当信省に電氣通信監を置く必要があるからである。

遞信院

参照

遞信省官制抄錄

第六條 電務局においては、電氣通信及びこれに附帶する業務に関する事務を掌る。

第七條 工務局においては、電氣通信施設の建設及び保存に関する事務を掌る。

第十三條 遷信省に左の職員を置く。

電氣通信監

營繕部長

遞信事務官又は遞信技官

專任八人 一級

遞信事務官

專任一人 一級

專任百二十一人 二級

專任六千九百三十七人 三級

遞信院

遞信技官

專任八人 一級

專任二百二十二人 二級

專任九百二十八人 三級

營繕部長

前項の職員の外、遞信省に遞信手を置く。三級官の待遇とする。

第十三條の二 電信通信監は、一級の遞信事務官又は遞信技官をして、これに充てる。遞信大臣の命を承けて、電務局及び工務局において掌る事務を監督し、並びに他の局部において掌る電氣通信

に關する事務の連絡調整に關する事項を掌理する。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

一 遺 信 院

10

86

甲

3

大臣

政務次官

法令委員會

卷之三

G.H.Q

文 885

內閣總理大臣

大藏省
主計局長

卷之三

10

海防省所官制の改正について

海防省所官制及び税關稅金所官制の一部を改正する必要があるから、別紙政令及び規則書を以て開議を表める。

通信講習所官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

様名 御慶

年 月 日

内閣总理大臣

— 通 信 院 —

政令第
号

第一條 遠信講習所官制の一部を次のよう改正する。

第三條第一項中「専任七十七人」を「専任四百八十六人」、「専任五百四十八人」に、「専任一百六人」を「専任二十六人」、「専任二百三十九人」に、「専任十六人三級」を「専任十八人三級」に改める。

第二條 無線電信講習所官制の一部を次のよう改正する。

第三條第一項中「専任五十九人三級」を「専任二十四人三級」に改め、同條第二項中「所長ハ」の下に「一級又は二級専任二人」に改め、同條第二項中「所長ハ」の下に「一級又は二級専任四人」を「専任四十一人」に、「専任任三十人」を「専任任三十人」に、「専任任三十人」を「専任任三十人」に改める。

を加える。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

— 遠信院 —

遠信大臣

内閣總理大臣

理由

通信講習所及び無線電信講習所における教員及び事務職員の充実を図るため、通信講習所官制及び無線電信講習所官制の一部を改正する必要があるからである。

通 信 院

參照

遞信講習所官制抄錄

第三條 遷信講習所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

遞信教官

專任一人

專任七十七人

專任五百四十八人

專任四百八十八人

專任二百三十九人

專任一百三十六人

遞信技術官

專任一人

專任十八人

專任十六人

遞信院

二級

三級

一級 二級 三級

所長ハ二級ノ遞信教官ヲ以テ之ニ充ツ但シ高等遞信講習所ノ所長ハ一級ノ遞信教官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

無線電信講習所官制抄錄

第三條 無線電信講習所ニ造ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

遞信教官

専仕一人

一級

専仕二十四人木

二級

専仕五十九人木

三級

遞信事務官四人

一級

専仕十人

二級

専仕二十一人

三級

専仕十四人木

三級

遞信技官

専任十人

二級

専任四人

三級

専任主人

一 遷 信 院

所長ハ一級又ハ二級ノ遞信教官ヲ以テ之ニ充ツ

92

昭和二十二年十一月

遠信譯、舊天官制等改正理由書

遙

信

省

目

次

丁

- 一、官制定員増減一覽表
- 二、通信講習所官制
- 三、無線電信講習所官制

一八三一數

一、官制定員増減一覽表

官制定員増減一覽表

△印は該員を示す。以下同。

別名 増減人員

事務官(二級)	一五
同官(三級)	一〇三
同技官(二級)	一一一
同教官(二級)	二二八
通信監督所	六二
無線電信監督所	一一一

事務官(二級)	一五
同官(三級)	一〇三
同技官(二級)	一一一
同教官(二級)	二二八
計	六二

別官名 增減人員

教官(二級)	一四
同官(三級)	△
計	一九

合計	別官名 增減人員	合計
事務官(二級)	一一一	一八
同官(三級)	一	一
同技官(二級)	一	一
同教官(二級)	一	一
同同官(二級)	一	一
同同官(三級)	一	一
同同官(一級)	一	一
同同官(二級)	一	一
同同官(三級)	一	一
計	三五	三三〇

三
造
信
講
習
所
官
制

通信講習所官能定員増員調査

項目	事務官	技術官	教官	計
通信講習所の業務開拓延長等	一五二	一一一	二三八	四九一
通信講習所の業務機能強化	一五二	一一一	二二二	四八五
計	三〇四	二二二	四六〇	九八六

一、遞信講習所の養成期間延長等に伴う増員

遞信教官（二級）百二十八人

同

（三級）

六十二人

理由

遞信講習所の機構を拡充強化し、高等遞信講習所及び普通遞信講習所とも養成期間を一箇年延長したので、その学年進行に伴う要員とともに、普通字科の充実及び研修部並びに研修科の設置に伴う要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

原本不明瞭

國立公文書館
National Archives of Japan

101

原本不明瞭

國立公文書館
National Archives of Japan

102

	合計	現在配置人員	差引増員	奉定
人	二三三	六二九	四八九	
五八三	七七	五八九		
二七九	一五五	一三四		
一九〇	一一八	六二		

要員算出標準

一 高等遞信説習所

人本科 一學級毎に專任教官一人とする

2 研修部 電信、電話、郵便、貯蓄、有線、無線、機械、操作等専門に指図せしめ
るため各事務毎に專任教官一人とする。

3 専修部 一學級毎に專任教官一人とする。

一 普通遞信説習所

人普通部、高等部、専修部

四學級まで一二人、以上一學級毎に一、五人とする。

2 研修科

各講習所毎に專任教官二人とする。

参考二

昭和二十二年度養成人員誌書

通信講習所部科の概要

④高等通信講習所

区別 養成期間 入学資格 養成対象 備考

本科	郵 政 科	三年	中卒程度	管理要員	業務関係
電 信 科	無線通信科				
電話科	機械技術科				
無線技術科	線路技術科				
機械技術科	傳送技術科				
無線技術科	無線技術科				
教育科	國際通信科	六ヶ月			

对外通信要員としての補修教育
教官としての専門教育

別	養成期間	入学資格	養成対象	備考
部修科	一年	大学卒程度	高級幹部	業務関係
行政科			見習学士全員	高文書
技術科			技術関係	高専他
教育科			選抜	其他
臨時特別科				臨時必要の場合に開設

普通通信講習所

教育機關設置狀況

一、通信講習所の事務機能の強化に要する増員

通信事務官（二級）	十五人
通信技官（二級）	一人
通信事務官（三級）	百三人
通信技官（三級）	二人

理由

昭和二十年度から通信講習所の制度を根本的に改正して、通信講習所官制を制定し、独立の官廳として、一般養成事務の外、支出官事務、職員生徒の厚生事務及び对外折衝を講習所に専行せしめることとしたのであるが、當時戦争激化中のため極度の予算的制肘を受けて、これに必要な要員を配置することができず、僅少の教官が事務要員を兼ねるような状態であつたため、事務、教授面ともに支障を生ずることが甚しかつたのであるが、終戦後、日本再建のために教育の重要性が高唱され、通信講習所においても、高等、普通とともに養成期間を一箇年延長することとしたため、これに伴う事務も激増し、对外折衝も愈々

重要なとなってきたので、その機能を強化して事務運行に遺憾のないようにするため、前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

四
臺
本
本
長
本
福
天
大
鑑
黑
仙

新嘉坡本公司總經理計用

一〇〇
一〇〇
五七五
五九八〇
八〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
六八五

八二三三三三三一〇七七七二二

卷之三

區
大金本邦
東京本邦
兵庫本邦
大阪本邦
神戶本邦
名古屋本邦
福岡本邦
長崎本邦
鹿兒島本邦

禁旅口所鳥津川面都所坂所湯屋

成定員

人皇
一九四三年六月八日登

—

著

札本八鋪旭北西大本

所見川路雲所濱

要員修繕部電話科

二級及び三級勤務官並びに同相當要員

數

現 在配 置人 員	區 分
	一五六八八
	一五七
	一五九
	一六〇
	一六一
	一六二
	一六三
	一六四
	一六五
	一六六
	一六七
	一六八
	一六九
	一七〇
	一七一
	一七二
	一七三
	一七四
	一七五
	一七六
	一七七
	一七八
	一七九
	一八〇
	一八一
	一八二
	一八三
	一八四
	一八五
	一八六
	一八七
	一八八
	一八九
	一九〇
	一九一
	一九二
	一九三
	一九四
	一九五
	一九六
	一九七
	一九八
	一九九
	二〇〇

附記

算出標準

一 各本支所毎に牛徒數一〇〇名に付委員二名とし、一〇〇名以上一〇〇名を越すに一名を増すものとする

二 電話修繕部要員として三府四二縣及び北海道二局の主要電話修繕部要員、各局に夫々事務官一名を配置するものとする。

三 二級及び三級勤務官並びに同相當要員全員につき五名の事務官を配置するものとする。

三、無線電信講習所官報

無線電信講習所官制定員増減員調書		事項	計
無線通信士の養成	事務官技官教官		
三	二級三級二級三級一級二級三級	事務官	三
七	一	官	七
一	一	技	一
一	一	官	一
一	一	教	一
四	四一	二級	一
△三五	△三五	三級	三
		官	
		計	
	一九	一九	

一、無線通信士の養成に伴う増減員

通信教官（一級）増員	一人
通信事務官（二級）増員	三人
通信技官（二級）増員	一人
通信教官（二級）増員	四十一人
通信事務官（三級）増員	七人
通信技官（三級）増員	一人
通信教官（三級）減員	三十五人

理由

文化日本建設のため重要な役割を担当し、今後量質ともに高度の進歩発達を予想せられる無線通信並びに電波工業部門に従事すべき、通信及び技術一体の優秀な無線要員の養成を行う必要があるので、これに伴つて前掲の増減員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

所要人員算出內訛

三、庶務その他		區	別基本費	算出率	算出人員	合計	在定	二級薦官	上内試	人
二級官以上及び	二級官相当者									
養成生徒数	一、九〇〇	三一	一、九〇〇	七八	人					
三級官及び三級 官相当者										
生徒数	一、九〇〇	〇一五	二、三五	五	%					
著	計									
附記	右の外、中央無線電信講習所にかけ医務要員として二級技官									
	一人並びに中央、大阪、名古屋各無線電信講習所における									
	機器の保守、実験等の委員として三津技官四人を厚する。									

中央無線電信講習所長に一般教官配置理由

無線電信講習所は、將來益々高度の発達を予想せられ、且し、我國通信並びに工業面において重要な地位を占めるべき無線通信及び電波工業部門に從事する要員の養成機關であるが、特に中央無線電信講習所においては、本年度より專攻科生の養成を行うので、同所の教官及び生徒は、専門学校以上の美質を具備するものであり、且つ同所は他の無線電信講習所に対して、推進的、指導的立場にある關係もあるから、同所長には特に一級の通信教官を配置し、以て優秀なる無線通信士養成の最高責任者として、その職責の遂行に當つて遺憾のないことを期せんとするものである。

参考

昭和二十二年度無線電信講習所生徒養成計画

科別	本 科	專 攻 科	計
中央	三〇〇	六三〇	九五〇
大阪	三五〇	一〇〇	二五〇
防府	二七〇	一〇〇	二〇〇
熊本	三五〇	一〇〇	三五〇
仙台	一五〇	一〇〇	一五〇
計	一一二〇〇	六五〇	一九〇〇

11

118

通信省官制の改正について

遞信省官制の一部を改正する必要があるから、別紙法律案及び理

由書を具して、閣議を求める。

造信省官制の一部を次のよう改正する。

第二條中「通則に掲げるものの外、」の下に「從業員の養成及び」を
加える。

第三條中「總務局」を「經理局」に改める。

第四條中「總務局」を「經理局」に改め、第一号及び第三号を削り、
第二号を第一号とし、第四号を第二号とし、同様に次の二号を加える。
三 所管事業の周知宣傳に關すること。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

理由

会計基準を的確に行い、通信基業を効率的に運営するため、会計基準所掌部局を刷新強化することを目的として総務局を解体し、新たに経理局を設置するため通信省官能の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参照

遞信省官廳記録

第二條 入臣官房においては、運動に係るものの外、從業員の養成及び所管行政の考査一般に就する事務を掌る。

第三條 遷信省に左の八局を置く。

總務局

労務局

郵政局

電信局

工務局

電波局

財金局

資材局

經理局

第四條 總務局においては、左の事務を掌る。

一 所管行政の運営調整に關すること。

二 調査、決算並びに會計及びその監査に關すること。

三 従業員の養成に關すること。

四 所管行政に關する統計に關すること。

三 所管事務の周知宣傳に關すること。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年一月

通 信 命 宣 制 中 改 正 理 由 書

通

傳

省

125

通信省経理局設置理由

現在通信省総務局においては、予算、決算、計理、会計監査等の会計
関係事務の外、所管行政の連絡調整、従業員の養成及び涉外に關する
事務を主管してゐるが、現下の通信事業の現状に鑑み、会計關係事務
の遂行に裕段の整備充実を計る必要が痛感せられ、特に昭和二十二年
度より六施を見たる通信事業特別会計制度の改正の趣旨に沿つて、所
管の各事業の企業的経営の徹底を期すためには、会計監査の強化を
計るとともに、原價計算、事業別の收支分計を行う等事業経営につい
ての合理的科学的会計管理を必要とするものである。

従つて、これによつて明らかになつて経理事務とその財政的管理を的
確に行ひ、会計事務を効率的に遂行するために会計機關を刷新強化す
る必要なあるので、ここに総務局を解体し、経理局を新設せんとする
ものである。これと共に、会計事務と緊密な關係を有する統計事務及
び事業の財政的好轉のために甚大な影響を有する周知宣傳事務も併せ

て社連局において掌理し、從來の総務局主管の所管行政の連絡調整、
従業員の養成及び涉外の事務は大臣官房に移すものである。

経理局新設に伴う分誅改正の要領

一、権務誅を解体する。

1. 権務及び廳務を会計誅へ移す。

2. 連給調整事務を大臣官房文書誅へ移す。

3. 局知争務を拡大し局知宣傳誅で新設する。

二、監査誅を強化整備する。

1. 監査誅は会計監査事務のみ専管する。

2. 決算、事業別分計、会計法規事務を以て会計誅を新設する。

3. 経理概計事務を基底として統計誅を新設する。

三、教養誅を大臣官房へ移す。

四、涉外室を大臣官房へ移す。

これによつて分誅の改廃は次のとおりである。

廃止するもの

権務誅
会計誅
統計誅
周知宣傳誅

新設するもの

参考一

総務局分説分掌表

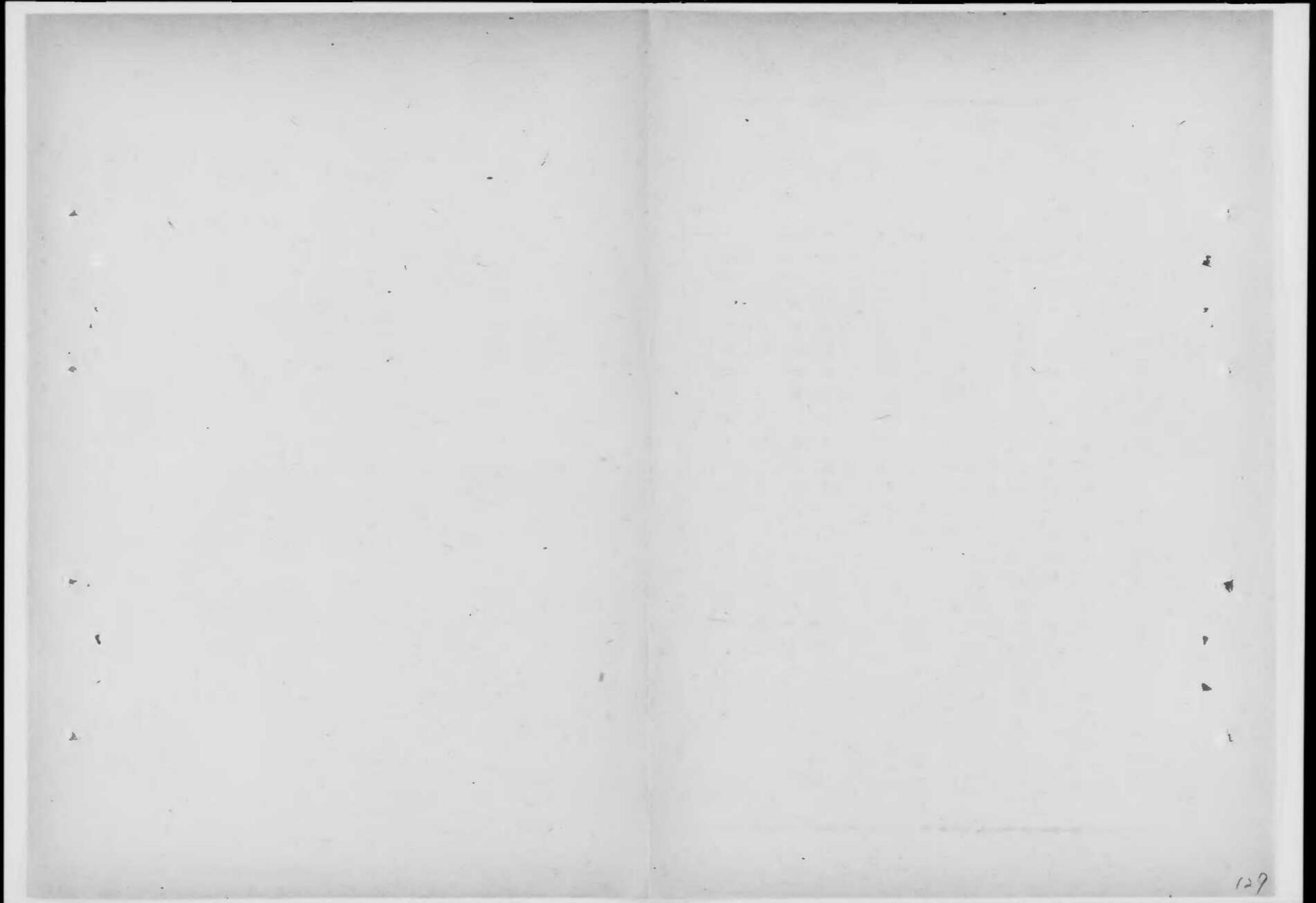
説 名	分 掌	分 掌	主 計 説	総 務 説
監査説	こと。	こと。	一、歳入及び歳出の予算に關すること。 二、本局主管に属する予算の經理に關すること。 三、通信事業へ特定郵便局及び電信電話取扱所を除く。一 渡切経費の支給に關すること。 四、本局主管に属する収入、支出及び現金の出納に關すること。 七、局中他説に屬しないこと。	一、所管行政を遠隔論理に關すること。 二、所管行政に關する統計に關すること。 三、通信事業の周知宣傳に關すること。 四、本省廳舍、官舎及び附屬建物の管理に關すること。 五、本省所屬の船車の保管及び供給に關すること。 六、本省の廳中取締及び廳務に關すること。
教養説	こと。	こと。	五、雇員（他の主旨に關するものを除く。）の定員、比率 服務及び給與に關すること。	一、歳入及び歳出の決算に關すること。 二、通信事業特別会計所屬の資本の計算に關すること。 三、通信事業特別会計所屬の支拂元の計算に關すること。 四、國際電氣通信株式会社の株式の管理に關すること。 五、会計に関する規定に關すること。 六、会計の監査に關すること。 七、通信事業特別会計の調査に關すること。
涉外室	一、職員の教育及び養成に關すること。 八、本局主管に属する經理統計に關すること。	一、涉外事務に關すること。		

参考二

経理局分課分掌表

会 計 課 名	分 掌 事 務
主 計 課	<p>一、歳入及び歳出の決算に關すること。</p> <p>二、歳入及び歳出の調定に關すること。</p> <p>三、收入、支出及び資産の事業別分計に關すること。</p> <p>四、通信事業特別会計制度の調査に關すること。</p> <p>五、会計に関する規定に關すること。</p> <p>六、本省所管の原簿に關すること。</p> <p>七、本省の廳中取締及び廳務に關すること。</p> <p>八、局中他課に屬しないこと。</p> <p>九、歳入及び歳出の予算の繰り成に關すること。</p> <p>十、歳入及び歳出の予算の実行計画に關すること。</p> <p>十一、資金に關すること。</p>

認 名	分 掌 事 務
監 查 課	<p>一、本局主管に屬する予算の經理に關すること。</p> <p>二、契約等の計画及びその令達に關すること。</p> <p>三、支拂計画の設定及びその令達に關すること。</p> <p>四、本局主管に屬する収入、支出及び現金の出納に關すること。</p> <p>五、軍票の受拂処理に關すること。</p> <p>六、監査官者の職員へ他の主管に屬するものを除く。一の定員、定率及び服務に關すること。</p> <p>七、会計に關する監査に關すること。</p> <p>八、小切手及び國庫金振替書の認証に關すること。</p> <p>九、通信事業に關する統計の企画に關すること。</p> <p>十、通信事業の運営に關する統計の保存に關すること。</p> <p>十一、会計に関する統計に關すこと。</p> <p>十二、各事業の原價及び料金の合理化の研究に關すること。</p> <p>十三、通信事業の周知宣傳に關すること。</p>
統 計 課	<p>一、通信事業の原價及び料金の合理化の研究に關すること。</p>
周 知 宣 傳 課	<p>一、通信事業の周知宣傳に關すること。</p>



12

130

通信省官制等の改正について

通信省官制、簡易保険局官制、逓信局官制及び通信官署官制中改正を要するものがあるから、別紙政令案及び理由書を具して閣議を求める。

副 申

本件は、本年度予算成立事項中、さきに一部成立をみたものに引続き、特に緊急を要するものを実施せんとするものである。

通信省官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

明治二十九年四月五日

内閣總理大臣

第一條 遠信管官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「専任二百十六人」を「専任二百七十三人」に、
「専任七千四百五十九人」を「専任七千六百二十一人」に、「専任四
百三十八人」を「専任四百五十二人」に、「専任二千二百六十五人」を
「専任一千三百十五人」に改める。

第二條 高級保護局官制の一部を次のように改正する。

第三條中「専任三十九人」を「専任六十二人」に、「専任三千八百
五十八人」を「専任三千四百四十八人」に、「専任十七人」を「専任

二十九人」に、「専任三十三人」を「専任六十二人」に改める。

第三條 遠信局官制の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「専任三百十六人」を「専任三百五十二人」に、「
専任三千八百七人」を「専任四千五百四人」に、「専任三百九十七人」
を「専任三百八十九人」に、「専任千九百八十二人」を「専任千九百
八十一人」に改める。

第四條 江戸官署官制の一部を次のように改正する。

第六條 削除

第七條第一項中「専任二百九十六人」を「専任三百六十二人」に、

「専任四萬八千四十人」を「専任九萬六千九百七十九人」に、「専任二百九十八」を「専任三百六十七人」に、「専任五千五百二十三人」を「専任一萬千七十四人」に改め。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣総理大臣
遠信大臣

理由

施設の増強及び取扱数量の膨脹に伴い通信事業の管理及び運営に要する人員が増加したこと、通信事業の機能を強化するため、貯金支局、簡易保険支局及び通信官署の三級官局課長の一部を二級官に組み替え、又通信官署の三級官待遇官吏及び雇員の一部を三級官に組み替えること、並びに電信及び電話の取扱所の制度を廃止したこと等に伴つて、通信省官制、簡易保険局官制、通信局官制及び通信官署官制の一部を改正する必要があるからである。

参照

遞信省官舖抄錄

第十三條 遷信省に左の職員を置く。

遞信事務官又は遞信技官

専任八人

一級

遞信事務官

専任一人

一級

専任七百十六人

二級

専任七千六百二十一人

三級

専任七千四百五十九人

遞信技官

専任十三人

一級

専任四百五十二人

二級

専任四百五十八人

三級

郵総部長

前項の職員の外、遞信省に递信手を置く。三級官の待遇とする。

参照

簡易保険局官制抄錄

第三條、簡易保険局に左の職員を置く。

局長、

通信事務官

専任一人

専任三十九人

二級

専任三千八百五十八人

三級

通信技官

専任六十二人

一級

専任二十七人

二級

専任三十三人

三級

参照

遞信局官制抄錄

第四條 遷信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

遞信事務官

専任八人

三百五十二人

専任五百十六人

四千五百四人

専任五千八百七人

一般

二級

三級

遞信役官

専任一人

三百八十九人

専任五百九十七人

千九百八十一人

一般
二級
三級

前項ノ職員ノ外遷信局ニ遷信手ラ置ク三級官ノ待遇トス
局長ハ一級又ハ二級ノ遞信事務官ラ以テ之ニ充ツ

参照

通信官署官舖抄錄

第六條 削除 遷信大臣ハ必要ナル各地ニ電信又ハ電話ノ取扱所ヲ設タルコトヲ得

トヲ得

第七條 通信官署ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

遞信事務官

三百六十二人

二級

專任二百九十六人

専任四萬八千四百七十九人

三級

遞信技官

三百六十七人

二級

專任二百九人

三級

一萬七十四人
專任五千五百二十三人

特定郵便局長

前項ノ職員ノ外通信官署ニ通じ手ヲ隠ク三級官ノ待遇トス

昭和二十二年十月

通 信 省 官 航 等 改 正 理 由 諒

通

信

省

目次

- 一、官制定員増減一覽表
- 二、遞信各官制
- 三、簡易保険局官制
- 四、遞信局官制
- 五、通信官署官制

丁數

一 三 二 二 三 五 三

142

一、制定員増減一覽表

官制定員増減一覽表 △印は減員を示す。以下同じ。

合計		通 信 部 署		電 信 局		区 别		簡 易 保 健 局		通 信 省		区 别		
同 計	同 計	同 技	同 技	同 技	同 技	官 名	同 計	同 計	同 計	同 技	同 技	官 名	同 計	同 計
官 (二級)	官 (三級)	官 (二級)	官 (三級)	官 (二級)	官 (三級)	官 (二級) (三級)	△	△	△	官 (二級)	官 (三級)	官 (二級) (三級)	△	△
(三級)														
五五三八三	五六二九	四九三八八	一八二	五一七一四	四五五一	一五八	六六	七二四	一八	五〇	二九一	二三	二二	五七
六九七	三六	三四六	二九	二一	一〇	一〇	五〇	五〇	五〇	一六二	二二	二二	二二	五七

三
通
信
省
官
制

145

通信省官制定員増減員調書

事項	事務官	技術官	計
通信事業の管理	二級	二級	
貯金支局の三級長を二級 官に組替	三四	二二	
五七	三三△	二二	
一六二	三三	二二	
五〇	五〇	二九一	二九一
二九一			

一、通信事業の管理に要する増員

通信事務官（二級）	二十四人
通信技官（二級）	二十二人
通信事務官（三級）	百九十五人
通信技官（三級）	五十人

理由

通信事業の管理運営のためには、通信省において必要とする職員を充実して、業務の運行に支障のないことを期すため前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

總務監課課計					官房別	
附長	係	係	係	附長	課	室
1				1	1	
—	—	—	—	—	—	—
10	4	3	3	4	2	
三	一	三	〇	二	二	二
—	—	—	—	—	—	—
11	4	3	3	1	5	2
三	九	九	七	〇	二	一
—	—	—	—	—	—	—

官房文書課					官房秘書課	
編纂係	收受執行係	文書係	詠誅課	計	服務係	庶務係
附長	係	附長	課	計	第三職員係	第一職員係
1			1	1	長	長
—	—	—	—	—	—	—
2			7	3	1	2
三	八	九	九	九	三	一
—	—	—	—	—	—	—
3			8	4	1	2
三	八	〇	七	九	一	四
—	—	—	—	—	—	—

局		務	
計	涉	教	主
外	養	查	計
室	課	課	課
計業庶室主	計教業管課	計原總春法	計出計予
務務	務務理	簿算查規	納理國算
係係附查	係係係附長	第一調查係	係係係係
3		2	1 1
一一一	一一一	一一一	一一一
29			
一四七八五三	三四四三	一四二八七六八	二〇九〇二
32			
一七二二五三一一	一五四四五一一	一六二一三一三四一	一三一
		一七七七八七六八一一	二〇〇二

電 信 區									
計 算 別									
計 算 別									
附長	計	無規	調業	誤回	同規	務業	計	管	別
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
11 4	1 1	3 2	4	1	1	1	1	1	1
四四七	七八八	元元	六	四	七	八	九	八	九
1	12 4	1 1	4 2	5	1	1	1	1	1
一一一	八四七	九〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一

局	外	通
計	涉	送
務	務	
課	課	
監	課	
計	料	鐵
規	法	郵
理	監	
係	係	自動
附	係	車
長	附	係
班	長	係
1	1	1
—	—	—
3	2	1
—	—	—
3	19	3
—	—	1
0	八	三
—	三	一
0	四	三
—	六	六
4	22	5
—	2	2
0	0	1
—	一	一
0	八	四
—	五	七
0	三	一
—	七	六

工		市		庶		計		區	
內		務		課					
説		調		勞		庶		説	
自電交總		計		人		説			
動力換括		理務事務		係係係係		附長			
1		1		5		事務官級技官		二	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
2		9		2		1		三	
2		9		2		1		七	
2		9		2		1		七	
3		1		1		1		2	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	
1		1		1		1		一	

市	外	計	線	計	線	手	動
謀	謀	電	回	搬	線	路	路
工無謀	計	傳	送	路	附	附	保
超短波工事係	事線	線	係	係	係	係	係
超短波工事係	係	附	係	係	係	附	保
1	2	1	1	2	1	2	1
—	—	—	—	—	—	—	—
2	2	2	2	2	2	2	2
四	五	五	五	四	五	四	四
1	5	2	1	3	5	7	1
三	四	六	四	二	四	八	六
1	7	1	2	1	3	7	1
六	三	八	〇	二	三	八	二
八	九	五	一	九	一	八	九
五	五	五	一	一	一	一	一

企圖										區別	
工事	測量	計	施設	企業	監理	業務	計	聽取	調查	區	
事務	測量	計畫	設施	企圖	監理	業務	計	聽取	調查	區	
關係	別	別	別	別							
長	長	長	長	長	長	長					

一一一											
一一一											
一一一											
一一一											
一一一											

調查										局	
放送	經理	人手	庶務	調查	計	資料	仕事	無機	機械	調査	局
送達	管理	事務	服務	調查	計	資料	工作	無機	機械	調査	局
係係	係係	係係	係係	係係	計	資料	工作	無機	機械	調査	局
長	長	長	長	長	別	資料	工作	無機	機械	調査	局

一一一											
一一一											
一一一											
一一一											
一一一											

貯 区										波 局												
業 務					庶 務					課					電 波							
計	涉	監	謀	計	保	勞	服	人	庶	計	中	電	波	波	計	建	電	資	謀	計	發	標
第三業務係	第一業務係	第二業務係	第一業務係	第二業務係	第三業務係	第一業務係	第二業務係	第三業務係	第一業務係	第二業務係	第三業務係	第一業務係	第二業務係	第三業務係	大平測定所	機建設	電資料	謀	計	發射	標準	
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	係	係	係	係	係	係	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
三	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
6	4	2	8	1	5	2	2	6	4	2	8	1	5	2	2	6	4	2	8	1	5	
三	二	七	六	八	三	八	一	九	一	一	三	二	九	一	一	三	二	九	一	一	一	
7	1	4	2	9	1	4	2	2	2	1	4	2	9	1	4	2	2	2	1	4	2	
四	一	八	六	九	一	三	八	七	八	一	三	八	七	八	一	三	八	九	一	三	八	

調 整 課				計 經 理 課				區 別	
金	調	需	計	底	謫	謫	計	出	調
屬	查	給	理	務	納	度	當	營	當
係	係	係	係	係	係	係	係	係	係
長	附	係	係	係	係	係	係	係	係
1	4								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 2 1 3 2	45 12 2 4								
七七七八八	六八三九二三								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 2 1 3 2	49 12 2 4								
九七七八九一一	一八五九三三								

獎 勵 課				整 備 課				金	
計	予	謫	計	地	周	獎	誅	計	第一
理	算	方	知	勵				第三	管
係	係	係	係	係	係	係	係	整	理
長	長	長	長	長	長	長	長	備	係
2	1	1							
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 3 4 2 2	15 4 4 3 4								
六〇	二六七七								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 3 4 2 2	17 4 4 4 4 1								
六二	二七七一								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

所務		區		事務		資材	
計	海底線布設船	尾道出張所	別	長崎出張所	計船工務所	計造要務	計檢整契
謀	計海勢釣相	計船工務所	別	計船工務所	計造要務	計檢整契	
長	光運島模	務務	係	務務	修員務	備約	
長	丸丸丸	係係係	長	係係係	係係係	查長	係係係
—	—	—	—	—	—	—	—
2	2.1.1						
—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	2.2	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
10	大三三五七	四二三	—	八三一	九三三三	七二三	
—	—	—	—	1	1	2	
—	三三三三二二	〇三四二一	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

163

部
標
識
所
羅 計 鹿 串 大 名 大 順 東 計 大 高 岩 米
針 兒 古
所 島 本 島 屋 阪 岡 京 分 松 國 子

合計	別	
計		
24	事務官級	二
10	四	
22	技術官級	一
19	二	
195	事務官級	三
189	一	
50	技術官級	二
27	二	
29	計	
18		
17		

附記

アラビヤ数字は増員所要人員の再掲である。

一時金支局の三級官課長を二級官に組替に伴う増減員

遞信事務官(二級) 増員

三十三人

同 (三級) 減員

三十三人

理由

戦災によつて焼失した貯金支局は、全國二十八局のうち十六局に及び、従つて、貯金支局における原簿、計算事務の整備復舊の困難などは豫想以上のものがあつて、現在、全力を擧げてその處理に當つてゐる次第であるが、他面、各支局は多數の職員を使用しており、その勞務管理、厚生、人事、會計、物品事務等、局務の圓滑なる運行のためにには、支局における基幹職員として、局長を補佐し、所掌の業務の直接の責任者たる課長の責務は頗る重大であつて、手腕、力量の卓越した有能者をこれに配置する必要のあることが痛感せられているのである。しかるところ、現在貯金支局の課長には殆んど總て三級官を充てており、事務運行上遺憾の點が少くないので、主要貯金支局における

庶務課長、厚生課長及び貯金課長には、關係業務に精通した練達堪能な二級事務官を配置することとし、そのため前掲の組替増減員を必要とするものである。その配置内訳は次のとおりである。

24
58

組替配置調書

別定員 同上 中

組
務課長 厚生課長 貯金課長
計

横甲長	京神廣	福名	大金	甲古	府澤	都戶	阪島	岡
九一二	六三七	四八一	九二六	七八五	一、二五五	九二二	一、二四五	一、二四五
六八八	九二六	九二二	九七三	一、六一	一、三四三	九一三	一、五八四	一、五八四
一	一	一	八〇二	八〇二	八〇二	八〇二	九〇二	九〇二
一一	一一	一一	四二三	五九〇	五九〇	五九〇	九三九	九三九

附記	組替標準は左記に依る。
組替標準は左記に依る。	庶務課長は定員七〇〇人以上の支局
庶務課長は定員七〇〇人以上の支局	厚生課長は定員六〇〇人以上の支局
厚生課長は定員六〇〇人以上の支局	貯金課長は貯金課定員四五〇人以上の支局
貯金課長は貯金課定員四五〇人以上の支局	

三三三

三簡易保險局官制

25
76

167

簡易保険局官制定員増減員調書

事 項	事 務	官	技	管	計
職員の健康管理	二 級	三 級	二 級	三 級	
簡易保険支局の三級官 課長を二級官に組替	二 三	△	二 三	△	
簡易生命保険被保険者 の巡回相談事務を返信者 から移管	一 八	一 八	一 一	一 一	
豫算の減少	二 〇	一 〇	一 〇	一 〇	
計	四 〇	五	三 九	二 〇	
	四 一	〇	一	一	
	二 九	△	一	一	
	三 四	六			

一、職員の健康管理に要する増員

通信技官（三級）

二十人

理由

戦後國民体力の低下は一般に著しいものがあるが、簡易保険支局職員についてみると、特に結核性肺病の罹病率は漸次上昇の傾向を示し、長期缺勤者の漸増は事務の運営に重大な影響を及ぼしているので、各支局に×線並びに調剤關係要員を配置して職員の健康管理に遺憾のないようにするため、前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

東岐京善福仙通北海道台計	東岐京善福仙通北海道台計	要員配置内訳	
区別	×線關係	調剤關係	計
一	一一二二二二二二		
七	一一一一一		
二〇	二二二二二二二二		
		三三三三三三	
		二〇	

一、簡易保険支局の三級官課長を二級官に組替に伴う増減員

遞信事務官（二級）増員 二十三人

遞信技官（二級）増員 一人

遞信事務官（三級）減員 二十三人

遞信技官（三級）減員 一人

理由

郵便局及び保険契約者の戦災に伴う關係書類の焼失によつて、簡易保険支局における事務の整備復舊は頗る複雑困難となつてゐるので、目下全力を擧げてその處理に當つてゐる次第であるが、他面各支局は多數の職員を使用しており、その労務管理、厚生、健康管理の事務については萬全を期する必要があり、従つて、簡易保険支局における基幹職員として局長を補佐し、所掌の業務の直接の責任者たる課長の責務は頗る重大であるので、これらの課長には、すべて達識、有能な二級官を配置して事務の圓滑な運行を圖ることとし、よつて前掲のとおり組替増減員を必要とするものである。その配置内訳は次のとおりである。

要員配置内訳

事務官技官	配員人計	配置箇所
二	三	東岐京善福仙通
三	四	北海道台岡都京
四	四	計
一	一	厚生課長、第三支拂課長、貸付課長
二	二	厚生課長、契約課長
三	三	厚生課長、第一契約課長、第二契約課長、第一支拂課長、第二支拂課長
四	四	厚生課長、第二契約課長、第一支拂課長、第二支拂課長
		厚生課長、契約課長、文拂課長、醫務課長

29
60

参考

保險支局課別定員配置調書

課別	東京	岐阜	京都	善通寺	福岡	仙台	北海道	計
第一契約課	二〇六	五三	三七	二二七	八九	二一〇	一四五	一、六〇七
第二契約課	二〇八	二〇九	二一四	二三七	二二八	二二六	二二三	六〇五
第一支拂課	二〇八	二〇九	二一四	二二七	二二八	二二六	二二三	一、七八五
第二支拂課	二〇八	二〇九	二一四	二二七	二二八	二二六	二二三	五八一
第三支拂課	二〇八	二〇九	二一四	二二七	二二八	二二六	二二三	一、〇五六
年金課	二〇八	二〇九	二一四	二二七	二二八	二二六	二二三	一、二八五
貸付課	二〇八	二〇九	二一四	二二七	二二八	二二六	二二三	五六四
厚務課	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	七四八三
生務課	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	四〇七
醫務課	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	四一五
第一支拂課	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	四一三
第二支拂課	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	八四七
第三支拂課	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	一、五二九
年金課	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	八七九
計	二〇六	二〇七	二一三	二二〇	二二九	二二〇	二二〇	一、五三六

一、簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を遞信局から移管に伴う増員

遞信技官（二級）

十一人

遞信事務官（三級）

十八人

遞信技官（三級）

十人

理由

從來遞信局において運營されていた簡易生命保険被保険者の巡回相談事務は、醫療施設その他の關係で、遞信局においては事實上運營困難であるので、簡易保険支局において司掌することとし、これに伴つて、その要員である前掲の人員の組替増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

東京福仙坂善北海道	計	區別	要員配置内訳
一一一一一一一	二	三級官及び同待遇官	三級官及び同待遇官
七一一一一一一一	一	技官嘱託	事務官技官嘱託
一八一一一一一一一	四	三級官及び同待遇官	三級官及び同待遇官
一一〇一一一一一一一	二	看護婦	看護婦
八一一一一一一一	二	計	計
一四一二二二二二三三	三		
二二二二三四三四四	四		
九〇八八八二一一大八	一八		

一、豫算の減少に伴う減員

遞信事務官（三級）

四百五人

理由

昭和二十二年度豫算の減少に伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

隠
通
信
局
官
制

過徳局官能定員増減負調書

項目	過徳局			過徳局			計
	二級	三級	二級	三級			
過徳局官能定員増減負調書	三六	セ一五	三	九	七六三		
簡易生命保険被保険者の巡回 相談事務を簡易保険局へ移管	△	一八△	一一△	一〇△	三九		
計	三六	六九七△	八△	一	七二四		

一、通信事業の管理に要する増員

通信事務官（二級）	三十六人
通信技官（二級）	三人
通信事務官（三級）	七百十五人
通信技官（三級）	九人

理由

通信事業の管理運営のために、通信局において必要とする職員を充実して、業務の運行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

東		監		秘		區	
總務部		勞工部		社會部		警察部	
服務部		保健部		厚生部		福利部	
服務處		統計處		計劃處		調查處	
服務課		保健課		厚生課		福利課	
服務課長		保健課長		厚生課長		福利課長	
1		1		1		1	
———四		———一		———一		———一	
———		———		———		———	
8		46		2		4	
三二六		一八五		三三八		一三七	
一一一		二七三		四六八		二二一	
46		2		4		26	
三三八		一三七		四六八		二二一	
一一一		二七三		四六八		二二一	
計		計		計		計	
三		三		三		三	
級		官		官		官	
事務官		技術官		官		事務官	
三級		二級		三級		二級	
事務官		技術官		官		事務官	
三級		二級		三級		二級	

信 通		工 業							
涉 外	資 料	機 械	無 線						
計	總 務 部	工 業 部	工 業 部						
信 函	作 業 部	機 械 部	無 線 部						
室 部	材 料 部	設 備 部	電 線 部						
部 別	設 備 部	設 備 部	設 備 部						
2	1	1	1						
三	—	—	—						
1	1	—	—						
三	—	—	—						
2	23	5	2	7	3	8	9	1	2
四	三	四	二	三	三	二	一	三	二
五	5	5	—	—	—	—	—	—	—
三	七	九	五	八	四	四	八	九	二
2	31	8	2	8	4	9	10	2	2
四	六	三	二	三	一	四	二	三	二
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

通 野		業 務							
貯 蓄 部	獎 勵 部	電 話 部	郵 服 部						
線 路 查 審	業 務 部	電 話 部	郵 服 部						
課 誤 誤 長	獎 勵 部	電 話 部	郵 服 部						
1	2	1	1						
—	—	—	—						
—	—	—	—						
2	4	12	5	7	25	6	4	10	5
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	九	一	四	二	八	二	四	二	一
2	5	14	6	8	27	7	4	10	6
三	三	一	四	一	一	二	三	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

古屋区業務部別									
統計部、監査課、通達時信診病院									
計、総務部、厚生課、保健課、生活課、計、院部									
1	1							10	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	2	2	3	9	3	2	3	1	
8	1	1	0	1	0	1	0	1	
9	1	1	0	1	0	1	0	1	
10	1	1	0	1	0	1	0	1	
11	1	1	0	1	0	1	0	1	
12	1	1	0	1	0	1	0	1	
13	1	1	0	1	0	1	0	1	
14	1	1	0	1	0	1	0	1	
15	1	1	0	1	0	1	0	1	
16	1	1	0	1	0	1	0	1	
17	1	1	0	1	0	1	0	1	
18	1	1	0	1	0	1	0	1	
19	1	1	0	1	0	1	0	1	
20	1	1	0	1	0	1	0	1	
21	1	1	0	1	0	1	0	1	
22	1	1	0	1	0	1	0	1	
23	1	1	0	1	0	1	0	1	
24	1	1	0	1	0	1	0	1	
25	1	1	0	1	0	1	0	1	
26	1	1	0	1	0	1	0	1	
27	1	1	0	1	0	1	0	1	
28	1	1	0	1	0	1	0	1	
29	1	1	0	1	0	1	0	1	
30	1	1	0	1	0	1	0	1	
31	1	1	0	1	0	1	0	1	
32	1	1	0	1	0	1	0	1	
33	1	1	0	1	0	1	0	1	
34	1	1	0	1	0	1	0	1	
35	1	1	0	1	0	1	0	1	
36	1	1	0	1	0	1	0	1	
37	1	1	0	1	0	1	0	1	
38	1	1	0	1	0	1	0	1	
39	1	1	0	1	0	1	0	1	
40	1	1	0	1	0	1	0	1	
41	1	1	0	1	0	1	0	1	
42	1	1	0	1	0	1	0	1	
43	1	1	0	1	0	1	0	1	
44	1	1	0	1	0	1	0	1	
45	1	1	0	1	0	1	0	1	
46	1	1	0	1	0	1	0	1	
47	1	1	0	1	0	1	0	1	
48	1	1	0	1	0	1	0	1	
49	1	1	0	1	0	1	0	1	
50	1	1	0	1	0	1	0	1	
51	1	1	0	1	0	1	0	1	
52	1	1	0	1	0	1	0	1	
53	1	1	0	1	0	1	0	1	
54	1	1	0	1	0	1	0	1	
55	1	1	0	1	0	1	0	1	
56	1	1	0	1	0	1	0	1	
57	1	1	0	1	0	1	0	1	
58	1	1	0	1	0	1	0	1	
59	1	1	0	1	0	1	0	1	
60	1	1	0	1	0	1	0	1	
61	1	1	0	1	0	1	0	1	
62	1	1	0	1	0	1	0	1	
63	1	1	0	1	0	1	0	1	
64	1	1	0	1	0	1	0	1	
65	1	1	0	1	0	1	0	1	
66	1	1	0	1	0	1	0	1	
67	1	1	0	1	0	1	0	1	
68	1	1	0	1	0	1	0	1	
69	1	1	0	1	0	1	0	1	
70	1	1	0	1	0	1	0	1	
71	1	1	0	1	0	1	0	1	
72	1	1	0	1	0	1	0	1	
73	1	1	0	1	0	1	0	1	
74	1	1	0	1	0	1	0	1	
75	1	1	0	1	0	1	0	1	
76	1	1	0	1	0	1	0	1	
77	1	1	0	1	0	1	0	1	
78	1	1	0	1	0	1	0	1	
79	1	1	0	1	0	1	0	1	
80	1	1	0	1	0	1	0	1	
81	1	1	0	1	0	1	0	1	
82	1	1	0	1	0	1	0	1	
83	1	1	0	1	0	1	0	1	
84	1	1	0	1	0	1	0	1	
85	1	1	0	1	0	1	0	1	
86	1	1	0	1	0	1	0	1	
87	1	1	0	1	0	1	0	1	
88	1	1	0	1	0	1	0	1	
89	1	1	0	1	0	1	0	1	
90	1	1	0	1	0	1	0	1	
91	1	1	0	1	0	1	0	1	
92	1	1	0	1	0	1	0	1	
93	1	1	0	1	0	1	0	1	
94	1	1	0	1	0	1	0	1	
95	1	1	0	1	0	1	0	1	
96	1	1	0	1	0	1	0	1	
97	1	1	0	1	0	1	0	1	
98	1	1	0	1	0	1	0	1	
99	1	1	0	1	0	1	0	1	
100	1	1	0	1	0	1	0	1	
101	1	1	0	1	0	1	0	1	
102	1	1	0	1	0	1	0	1	
103	1	1	0	1	0	1	0	1	
104	1	1	0	1	0	1	0	1	
105	1	1	0	1	0	1	0	1	
106	1	1	0	1	0	1	0	1	
107	1	1	0	1	0	1	0	1	
108	1	1	0	1	0	1	0	1	
109	1	1	0	1	0	1	0	1	
110	1	1	0	1	0	1	0	1	
111	1	1	0	1	0	1	0	1	
112	1	1	0	1	0	1	0	1	
113	1	1	0	1	0	1	0	1	
114	1	1	0	1	0	1	0	1	
115	1	1	0	1	0	1	0	1	
116	1	1	0	1	0	1	0	1	
117	1	1	0	1	0	1	0	1	
118	1	1	0	1	0	1	0	1	
119	1	1	0	1	0	1	0	1	
120	1	1	0	1	0	1	0	1	
121	1	1	0	1	0	1	0	1	
122	1	1	0	1	0	1	0	1	
123	1	1	0	1</					

金		局		区	
總務部	監秘課	通遼	臨涉	計	
信時					
信診					
外					
醫病					
院室					
別					
1	1	2	1		
—	—	—	—		
三	三	二	三		
7 15	7	55	2 2	12	
10 13	14	60	3 3	32	
一	一	一	一	一	
八〇					
8 15	8	57	2 2	13	
二 一	四 七	六 一	一 〇	七 六	九 九

信		通		工	
資	料	工	用	務	部
部					
調	工	配	用	調	庶
信	給	品	整	木	機
資	材	整	長	線	查
部	課	課	課	械	務
1					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
2	3	3	4	2	8
三	四	五	六	三	三
八	九	十	十一	十二	十二
二	三	四	四	二	二
六	七	八	九	一	一
九	十	十一	十二	一	一
七	八	九	十	二	二
一	二	三	四	三	三
三	四	五	六	四	四
五	六	七	八	五	五
七	八	九	十	六	六
九	十	十一	十二	七	七
一	二	三	四	八	八
三	四	五	六	九	九
五	六	七	八	十	十
七	八	九	十	十一	十一
九	十	十一	十二	一	一

信 区		
涉 資 材 部 外 計 查 室 部 別	工 務 部 計 配 用 品 給 材 部 調 課 長 別	工 機 械 部 計 事 械 檢 查 務 課 長 別
1	1	1
—	—	—
—	—	—
1 14 2 4 1 7 7 2 1 4	—	—
三三三七二二一三三一九	—	—
4 4	—	—
—	—	—
0 五 四 七 四 九 七 二 三 八	—	—
1 19 6 4 1 8 8 2 1 5	—	—
三八九二二一六一五二一四二〇〇	—	—
計		

通 沢		
貯 蓄 部 部 別	業 務 部 部 別	業 務 部 部 別
部 計 務 務 長 課 課 長	部 計 話 課 課 長	部 計 務 務 長 課 課 長
2 1 1 3 1 1 1 3 1	—	—
—	—	—
1 1	—	—
—	—	—
13 5 8 19 6 8 5 31 9	—	—
三八四四二四八九二一八二三	—	—
—	—	—
九二五二三〇三	—	—
15 6 9 22 7 9 6 34 1 10	—	—
一四三五一八七三二二一六三七	—	—

阪 区 事 務 官 別 計									
貯 蓄 部					業 務 部				
庶 務 部		郵 電 部			電 信 部		服 務 部		
務 長	計	貯 金 助 理 部	英 助 理 部	電 信 部	電 波 部	信 話 部	誤 認 部	誤 認 部	別 計
長 課 長	計	保險 業 務 課	金融 業 務 課	長 課 長	長 課 長	長 課 長	長 課 長	長 課 長	別 計
一	四	一	一	一	七	二	一	一	一
一	一	三	三	三	三	三	三	三	三
2	16	3	5	8	11	5	2	6	事 務 官 別 計
10	一 五 九	四 四 一	七 三 一	四 三 一	一 七 一	九 九 一	二 二 一	八 八 一	事 務 官 別 計
2	16	3	5	8	11	5	2	6	事 務 官 別 計
10	一 五 九	四 四 一	七 三 一	四 三 一	一 七 一	九 九 一	二 二 一	八 八 一	事 務 官 別 計

大		局		遙		臨	
秘		監		計		時	
總務部		部		計		信診	
一 部		察書		調查		治療	
一 計		會部		計		治療	
二 保 厚 労		計		計		治療	
三 繕 健 生		務		計		治療	
長 課 課 課 課 課 課 課		所 部		所 部		所 部	
1		1		10			
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—		—	
—		—		—			

山 松 区

業 務 部	總 務 部	監 秘 處	察 書 部	勞 保 部	電 信 務 務	郵 務 部	計 算 部	統 計 部	電 信 電 波 課	調 課 課	調 課 課	調 課 課	長 課 課	別 事 務 官 級
									1	1				
一一一四	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	11	2 3 6	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三一二	四九二五八〇	一二三	六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七二	八二三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	12	2 4 6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三三二一	七二九二二三	一二七	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

信
局

資 材 部	通 過 涉 及	信 時 信 信	診 病 療	調 外 在	工 用 配 工	調 通 信 查 資	整 品 作 給 材	調 課 課 課	局
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇	三九	五一	一	一	一	一	一	一	一
48	5 2 9 3	2 2 2	2	2	2	2	2	2	2
三八四	二二三五	四五五三	三三七	二二五六	一	一	一	一	一
一三	三	六七	一	一	一	一	一	一	一
50	3 2 10 3	2 3 2	2	2	2	2	2	2	2
五八六	一四四六	一四三五	一三一四	一三一四	一	一	一	一	一

總監秘書處									
郵政部官保厚勞公會部									
務務計繪健生務訂									
謀	謀	長	謀	謀	謀	謀	謀	長	謀
1			1			1		2	2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	1	23	1	3	8	11	2	29	29
三	二	〇	八	一	二	二	二	三	三
三	一	24	1	3	9	11	2	31	31
三	二	一	〇	七	一	六	二	三	三

工務部		財務部		別務官	
計	工無機械部	貯金業務部	長	事務官	計
2	2	7	2	2	3
一	二	三	四	五	六
七	八	九	十	十一	十二
2	2	7	2	2	3
八	九	十	十一	十二	十三

機 械 部		總 檢 部		監 區		別		秘 書		通 信 部		通 達 時 間		臨 海 部		營 業 部		外 部		部 人	
電 話 部	郵 政 部	電 話 部	郵 政 部	管 理 部	保 育 部	厚 生 部	安 全 部	計 劃 部	統 計 部	醫 療 部	衛 生 部	生 活 部	計 劃 部	診 療 部	病 院 部	外 部	工 業 部	配 送 部	用 工 部	調 配 部	部 人
課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長													
1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 1 2	16	2 6 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六 三 二 三	四 三 六 一 二 三	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 1 2	17	2 7 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二 二 七 一	一 一 七 〇	二 二 三 一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	合
記	計
アラビヤ数字は増員所要人員の再掲である。	
36	2
一一一	一一
3	三
一一六	一一四
715	38
一一五	一一四
〇九六	一〇三
〇九六	一〇三
763	40
一七一	一三二

一、簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を簡易保険局へ移管に伴う減員
 遣信技官（二級） 十一人
 遣信事務官（三級） 十八人
 遣信技官（三級） 十人

理由

簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を簡易保険局へ移管するに伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

五通信書簡圖制

通信官署官制定員増減員調書		事務官級	技術官級	計
事	項			
通信事業の運営	一〇	二四九	一八一九	二〇一〇
電信事業設備増設	一〇	二七	一七三	二〇一〇
電話事業設備増設	一〇	二二	一五七	二〇一〇
電信電話事業設備の維持	一〇	一三一	一三一	一八
電信電話事業設備増設に伴う維持	一〇	一三一	一三一	二〇一〇
連合軍関係電信電話施設の維持	一〇	六四	九八五	一八三四
通信官署の機能強化	一〇	三八	六八	二〇一二
通信官署の三級官局課長を二級官に組替	一〇	三三	二三	二〇二八
計	一五八	五五五一	五五五	一九六
	四八九三九	四八九七一四	四五八一〇	一九六
	△	一四	四八〇	一九六
	六六	四二、八七四	三九六	一九六
	一四	四九	一四二	一九六
	二二	一三一	一三一	一九六
	一〇	一七三	一七三	一九六
	二四九	一八一九	一八一九	一九六

一、通信事業の運営に要する増員

通信事務官（三級）

二千十人

通信技官（三級）

十八人

理由

通信事業の運営のために、郵便局、電信局及び電話局において必要とする職員を充実して、業務の運行に支障のないことを期すため前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

所要人員內讀

卷之三

別	算	出	人	員
一級事務官	督運局 二	特定期	人	計
二級技官	六八四 四		人	
三級事務官	一六三八七九四二九二五八一六 一四二〇	六八四 四	人	人
三級技官	一七一〇一六二八九八二 一三三	一〇八	人	人
計	一七四九七八四二九二六九二八一 一	八〇八	人	人

一〇九

めくれず

三、通常郵便取扱要領

一、局長要員は、普通局五五〇局、特定期一三、六九六局に各一人宛配す
を要するものである。
二、一枚目は東京及び大阪両中央郵便局長要員である。

四小包郵伊取發要旨

現業基本人員		現業 管理合計		同上官職別	
別	取扱數標	準算人	出稼報 貢要員	計	二級 官級
更 員	一五六〇〇	四一七一〇	八九〇八八	人	三 級 官 の 其 他 特 務 員
集 配 員 (鞏伊集配)	八三四七七	二二一〇一	一七一〇一	人	二 級 官 の 更 員
同 (遞送)	一五〇一〇	三一七二〇	二〇〇一〇	人	一 級 官 の 更 員
計	KIKKUOHRP1RDP	AKOYAPAP	YAMARUWANWAAI	人	人

五速達郵便取扱要員

區別	現業 職員	基準 人數	本人員 算出休暇 人員要員	現業 管理合計	上官職別	
					同級二 官級三 の其他特務 の吏員雇員	同級二 官級三 備人
現業吏員職員 (二級官)	職員二〇〇人	人	一人	六人	七人	八人
引受 配達 経越	一二四八四 一七九一六 二二八一五 一七九一六 一〇三三三	人	一 九 一 九 一	一 九 一 九 一	一 九 一 九 一	一 九 一 九 一
計	「四〇五 一七九一六 二二八一五 一七九一六 一〇三三三	人	一	六	七	八

區別	現業 職員	基準 人數	本人員 算出休暇 人員要員	現業 管理合計	上官職別	
					同級二 官級三 の其他特務 の吏員雇員	同級二 官級三 備人
現業 職員	職員二〇〇人	人	一人	六人	七人	八人
坂拔數標準算出人員要員	一二四八四 一七九一六 二二八一五 一七九一六 一〇三三三	人	一 九 一 九 一	一 九 一 九 一	一 九 一 九 一	一 九 一 九 一
計	「四〇五 一七九一六 二二八一五 一七九一六 一〇三三三	人	一	六	七	八

卷之三

203

衡器修復及通信地圖製要員

衡器修復要員

遞信局別	普通局	特定期配	特無定期配	合計	標準	所要人員
東京	一三二	一三三	一三〇	一	一	一
名古屋	五八	五九	五八	一	一	一
長崎	二四	二五	二四	一	一	一
大分	一九	二〇	一九	一	一	一
金沢	一九	一九	一九	一	一	一
廣島	一九	一九	一九	一	一	一
松阪	一九	一九	一九	一	一	一
熊本	一九	一九	一九	一	一	一
仙台	一九	一九	一九	一	一	一
札幌	一九	一九	一九	一	一	一
計	一一〇	一一〇	一一〇	一	一	一
三月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
四月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
五月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
六月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
七月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
八月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
九月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
十月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
十一月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
十二月	一〇	一〇	一〇	一	一	一
年	一一〇	一一〇	一一〇	一	一	一
局	一一〇	一一〇	一一〇	一	一	一

口通信地圖調製要員

遞信局別	局數	普通	標準	局算出人員	局特數	標準	局算出人員	合標	標準	所要人員
東名長大金廣松熊仙計	一									
札幌台平山島沢坂野京	一一九二五	一								
一二四六二四一六五五二六九	一一九									
一一一七一六五五二六九	一一									
局付人										
一二三四六二四一九二五	一									
一二一七一六五五二六九八	一一八									
六二五七九三六一五三五六	六三									
三三〇四六六四一八六一三	三三									
六三三八六六四一六三四六	六三									
一二局付人										
二二三三一三二一九八五一	二									
二二七七八二五九八五二一	二									
一一二四三二八三二二一八	一八									
云一三五人										
四年間回										
七八四										

一、總括

電信
郵局
係

普通局要員

給雜務仕手

三

仕 手

一六四

५०८

卷之十

八四六

七
五
八

四

九九
三

三

八七

五八

(一) 有線要員

(四) 受付配達要員

區別	通數	能率	要員	事務官	事務員	上內譯
集記員	人	人	人	人	人	
受付檢查	通	人	人	人	人	
運信及配計	通	人	人	人	人	
定達信達	通	人	人	人	人	
運配	通	人	人	人	人	
查	通	人	人	人	人	

仁無線要覽

區	別	事務官	事務員	局(座)當要員計
合	(一) 大局及放送等局	二	人	一局(座)
	(二) 中小局(含島嶼)	四	人	當要員
	四、船舶無線施設	七	人	員計
計		四	人	局數
		三	人	當要員
		三	人	員計
		二	人	局數
		二	人	當要員
		一	人	員計
		一	人	局數
		一	人	當要員
		一	人	員計

立管理要員

二級官は連用要員三〇〇人に付一人を附置する。
ニ、一級官は東京及大阪兩中央電信局長である。

卷之三

電話關係

一、總括	區別	算出人員計	人查定員成官	員立制人所差員要引
一級事務官	普通層別	106	三九	二二
二級事務官	普通層別	112	三四	二二
三級事務官	普通層別	110	三九	二二
計	普通層別	328	三九	二二

二、普通層要員

事務別	區別	算出人員計	人查定員成官	員立制人所差員要引
管理要員現業要員	別	106	三九	二二
工具の他	別	112	三四	二二
計	別	110	三九	二二
備考	別	328	三九	二二

三、技術事務官

人員別

人員別

人員別

人員別

人員別

人員別

人員別

人員別

基準數量算出率要員官		配官		内		外		雇員	
現業要員人	六三四七人	四割	二七四人	一六九二人	三八五人	二六九二人	二五五人	一九〇四人	一、二七〇人

附記

一、二級官は現業要員三〇〇人に付一人を算出し事務官、技官各五割を配置する。

二、一級官は東京、大阪兩中央電話局長である。

(1) 現業要員

雇 事 技 二 三 二		區 務		別 主 事 一 般 事 務		員 教 敘 官 級 官	
二一六	一〇六	一〇六	一〇六	二一〇	二一〇	一〇六	一〇六
二三一	一九二	一九二	一九二	二一〇	二一〇	一九二	一九二
四八四	三八七	三八七	三八七	九六八	九六八	九六八	九六八
五	六一	六一	六一	七一	七一	六一	六一
四九八	八二	八二	八二	四二	四二	四二	四二
三九四	一、五二	一、五二	一、五二	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
四四四	六六三	六六三	六六三	二二七	二二七	二二七	二二七
九	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一
十	一	一	一	一	一	一	一
十一	一	一	一	一	一	一	一
十二	一	一	一	一	一	一	一
十三	一	一	一	一	一	一	一
十四	一	一	一	一	一	一	一
十五	一	一	一	一	一	一	一
十六	一	一	一	一	一	一	一
十七	一	一	一	一	一	一	一
十八	一	一	一	一	一	一	一
十九	一	一	一	一	一	一	一
二十	一	一	一	一	一	一	一
二十一	一	一	一	一	一	一	一
二十二	一	一	一	一	一	一	一
二十三	一	一	一	一	一	一	一
二十四	一	一	一	一	一	一	一
二十五	一	一	一	一	一	一	一
二十六	一	一	一	一	一	一	一
二十七	一	一	一	一	一	一	一
二十八	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一
三十	一	一	一	一	一	一	一
三十一	一	一	一	一	一	一	一
三十二	一	一	一	一	一	一	一
三十三	一	一	一	一	一	一	一
三十四	一	一	一	一	一	一	一
三十五	一	一	一	一	一	一	一
三十六	一	一	一	一	一	一	一
三十七	一	一	一	一	一	一	一
三十八	一	一	一	一	一	一	一
三十九	一	一	一	一	一	一	一
四十	一	一	一	一	一	一	一
四十一	一	一	一	一	一	一	一
四十二	一	一	一	一	一	一	一
四十三	一	一	一	一	一	一	一
四十四	一	一	一	一	一	一	一
四十五	一	一	一	一	一	一	一
四十六	一	一	一	一	一	一	一
四十七	一	一	一	一	一	一	一
四十八	一	一	一	一	一	一	一
四十九	一	一	一	一	一	一	一
五十	一	一	一	一	一	一	一
五十一	一	一	一	一	一	一	一
五十二	一	一	一	一	一	一	一
五十三	一	一	一	一	一	一	一
五十四	一	一	一	一	一	一	一
五十五	一	一	一	一	一	一	一
五十六	一	一	一	一	一	一	一
五十七	一	一	一	一	一	一	一
五十八	一	一	一	一	一	一	一
五十九	一	一	一	一	一	一	一
六十	一	一	一	一	一	一	一
六十一	一	一	一	一	一	一	一
六十二	一	一	一	一	一	一	一
六十三	一	一	一	一	一	一	一
六十四	一	一	一	一	一	一	一
六十五	一	一	一	一	一	一	一
六十六	一	一	一	一	一	一	一
六十七	一	一	一	一	一	一	一
六十八	一	一	一	一	一	一	一
六十九	一	一	一	一	一	一	一
七十	一	一	一	一	一	一	一
七十一	一	一	一	一	一	一	一
七十二	一	一	一	一	一	一	一
七十三	一	一	一	一	一	一	一
七十四	一	一	一	一	一	一	一
七十五	一	一	一	一	一	一	一
七十六	一	一	一	一	一	一	一
七十七	一	一	一	一	一	一	一
七十八	一	一	一	一	一	一	一
七十九	一	一	一	一	一	一	一
八十	一	一	一	一	一	一	一
八十一	一	一	一	一	一	一	一
八十二	一	一	一	一	一	一	一
八十三	一	一	一	一	一	一	一
八十四	一	一	一	一	一	一	一
八十五	一	一	一	一	一	一	一
八十六	一	一	一	一	一	一	一
八十七	一	一	一	一	一	一	一
八十八	一	一	一	一	一	一	一
八十九	一	一	一	一	一	一	一
九十	一	一	一	一	一	一	一
九十一	一	一	一	一	一	一	一
九十二	一	一	一	一	一	一	一
九十三	一	一	一	一	一	一	一
九十四	一	一	一	一	一	一	一
九十五	一	一	一	一	一	一	一
九十六	一	一	一	一	一	一	一
九十七	一	一	一	一	一	一	一
九十八	一	一	一	一	一	一	一
九十九	一	一	一	一	一	一	一
一百	一	一	一	一	一	一	一
一百零一	一	一	一	一	一	一	一
一百零二	一	一	一	一	一	一	一
一百零三	一	一	一	一	一	一	一
一百零四	一	一	一	一	一	一	一
一百零五	一	一	一	一	一	一	一
一百零六	一	一	一	一	一	一	一
一百零七	一	一	一	一	一	一	一
一百零八	一	一	一	一	一	一	一
一百零九	一	一	一	一	一	一	一
一百一十	一	一	一	一	一	一	一
一百一十一	一	一	一	一	一	一	一
一百一十二	一	一	一	一	一	一	一
一百一十三	一	一	一	一	一	一	一
一百一十四	一	一	一	一	一	一	一
一百一十五	一	一	一	一	一	一	一
一百一十六	一	一	一	一	一	一	一
一百一十七	一	一	一	一	一	一	一
一百一十八	一	一	一	一	一	一	一
一百一十九	一	一	一	一	一	一	一
一百二十	一	一	一	一	一	一	一
一百二十一	一	一	一	一	一	一	一
一百二十二	一	一	一	一	一	一	一
一百二十三	一						

二 一般事務

国立公文書館
National Archives of Japan

日本公文書館
National Archives of Japan

外國國際無線電話

市外通話疏通管理要旨

合休管理員		加入者		別數量算		三、特定局要員	
小計	員員	交換事務員	開始	加入	率	同上	事務官員
二六二八〇	人	二二七〇	一九三	二二七二八〇	加入	一	一
六八九	割	六八九	一局に付	二五〇	加入に付	一	一
一六六	六人に付	一八	一局に付	二二	加入に付	一	一
五	一人	七八八	七人	七八八	加入に付	一	一
二二二	二人	二二二	二人	二二二	加入に付	一	一
二六〇八三	人	二二二	二人	二二二	加入に付	一	一
六八九	事務官二割	六八九	二人	六八九	加入に付	一	一

熊門	福高	下岡	廣京	金神	帶名
事務官及技官	(三級)	は交換座席二〇席に付一人女子事務官は一つ席に付一人とし男子の配置割合	補助	輔助	古屋
は事務官、技官各五割とす。尙中心局の最低人員は男子三級官一人女子三級官二次とす。			都	澤	阪
計			本司岡	松關	島
六三六〇	四三六〇	三五七〇	六四〇五	一〇六〇	二一〇〇
五	一	一一			
四三	一一一一一一一一一一一一	一四一			
五〇	一一一一一一一一一一一一	一四八			
一八六	四四六四七四五二二二五	二三〇			
六八	一四四一三三	一三九			
二三	七三三七七三九	一八九			
四〇	一一三二一一二	一三五			
三二	一一一一一一	一三四			
一四三	八三〇八二六六	一一九			
五	一	一一			
四二	一二二三二二二二二二	一四七			
六三	一一一一一一一一一一	一三一			

附記

事務官及技官(三級)は交換座席二〇席に付一人女子事務官は一つ席に付一人とし男子の配置割合

は事務官、技官各五割とす。尙中心局の最低人員は男子三級官一人女子三級官二次とす。

爲替時金關係

區別	普	通	局	時	定	局	人	員
二級事務官							人	員
三級事務官	五二八九	四二						
計	五三三一							
	一四二三〇	一四二三〇						
	一九五六一		一九五一九	四二				
	一九五六一							
	一一六〇一〇							
	一一五九五							
	四一五							

二 普 通 书 局 要

區別	普通貯金 定期貯金 額立貯金 振替貯金 郵便貯蓄 國債保管 債券保管 國庫金取扱 恩賜事務 計	一ヶ月取扱數	能率	輸出人數	額
	七〇二六三三八	一九四一	三六一七	二八〇九	一八〇八
	九二五一五三三	三五三二	三六一九	一三一〇	一三〇九
	四二七五七九三	二五五七	一六七二	八三六	八三六
	六五七七五二七	一九四二	一三二七	六六四	六六三
	一三六六五〇〇	一三九三	一〇〇七	五〇四	五〇三
	七一四二五	一九三〇	三七	一九	一八
	二〇六五二五	一九三〇	五四	五四	五三
	七二三三五七	一四九二	二〇	八三	八三
	二九八三四	一〇	一〇	五三	五三
	一〇五七二	五二八九	五二八三	一〇	一〇

右の外、監督要員として吏員二十五人につき二級官一人を必要とする。

卷三

三、特定期局要員

區別	一ヶ月取扱數	能率	昇出人員	司上級官員	司上級官員
普通貯金	三九七八七五七九	一、八一四	一一九三三	八、七七三	一三、一六〇
定期貯金	三九六三、八三一	三、三一六	一、一九九	四八〇	七一九
信託貯金	六八六三、二〇一	一、九八六	三、四五六	二〇七四	二〇七四
支票	一〇、三一、〇六七	一、八一四	一、三八二	三、四一〇	三、四一〇
支票	一、一七九一、六六	一、二五一	一、五四一	一、五二五	一、五二五
郵便貯金	一六六六、五八	一、八三一	九一	五六五	五六五
國債保官	四八七〇、四七	一、八三一	二六六	一〇六	一〇六
債券保官	六五共四六四	二三九六	三一四	一二六	一二六
匯金取扱	一一九二、三四	九二	一	一八八	一八八
恩給事務	一	三七	五五	五五	五五
計	三共五七六	一	一	一一、三四六	一一、三四六

保険年金関係

一、總括

区別	算出人員	査定人員	官能成立人員	差引所要人員	保険年金	
					計	計
二枚事務官	五七	二	三九	二	二七	二七
三枚事務官	二二二	三二八一	二四八六	三一七	一八二四	一七七七
計	二二七〇	三三〇一	二〇〇九	三一八	五三二一	四七一四
					二〇七	一九〇二
					一六六	一六六
					一一二	一一二
					二〇〇	二〇〇

二、保險事務要員（普通局吏員）

事務種目	取扱數	能	能	同上	官職別内諳員
申込書類告書作成	二九七五〇〇	ニヒ〇	一〇二		
保険料受入日締	モ九七五〇〇	一、二五〇	ニ三八		
申込決定	二九七五〇〇	一、〇〇〇	二九八		
保険料徵收	四七四四四五五八	一、一〇〇	二二、五九三		
保険金請求	五〇八六七	三〇〇	一七〇		
保険金拂	五〇八六七	一、二五〇	四一		
失効解約	三六一〇七	五〇〇	五五〇		
復讐付金諸款請求	六五六五	五〇〇	五五〇		
異動整理	八五七二八	二〇〇	二七二		
貸付	四一二六七五	七五〇	三二〇		
活	三七一四	一五〇	一五		

事務種目	取扱數	能	能	同上	官職別内諳員
申込書類告書作成	二九七五〇〇	ニヒ〇	一〇二		
保険料受入日締	モ九七五〇〇	一、二五〇	ニ三八		
申込決定	二九七五〇〇	一、〇〇〇	二九八		
保険料徵收	四七四四四五五八	一、一〇〇	二二、五九三		
保険金請求	五〇八六七	三〇〇	一七〇		
保険金拂	五〇八六七	一、二五〇	四一		
失効解約	三六一〇七	五〇〇	五五〇		
復讐付金諸款請求	六五六五	五〇〇	五五〇		
異動整理	八五七二八	二〇〇	二七二		
貸付	四一二六七五	七五〇	三二〇		
活	三七一四	一五〇	一五		

事務種目	取扱數	能	能	同上	官職別内諳員
申込書類告書作成	二九七五〇〇	ニヒ〇	一〇二		
保険料受入日締	モ九七五〇〇	一、二五〇	ニ三八		
申込決定	二九七五〇〇	一、〇〇〇	二九八		
保険料徵收	四七四四四五五八	一、一〇〇	二二、五九三		
保険金請求	五〇八六七	三〇〇	一七〇		
保険金拂	五〇八六七	一、二五〇	四一		
失効解約	三六一〇七	五〇〇	五五〇		
復讐付金諸款請求	六五六五	五〇〇	五五〇		
異動整理	八五七二八	二〇〇	二七二		
貸付	四一二六七五	七五〇	三二〇		
活	三七一四	一五〇	一五		

備考

- 一、小計の官職別割合は二級官を除いたものの三級を三級官七割を雇員とする。
- 二、管理要員の官職別割合は八割を三級官二割を雇員とする。

三年金事務要員（普通局吏員）

事務種目	取扱數	能率	人算出	同上	再算出	
奉込報告書作成 算掛金受入日締計	四三四三	二七〇	一六	五割	人員	
佛込決定期 掛金受入年金諸求 年金佛渡解約及拂濟 返還金佛渡諸佛 異動整理	四三四三 二一六二八四 八八四七九 八八四七九 一三六七 二一七五 一八〇三 七五〇	一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一一三	二二五〇 二二五〇 二二五〇 二二五〇 二二五〇 二二五〇 二九五	一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一	人算出	人算出
					官職別内訳	
					一級官三級官	
					屏	

事務種目	取扱數能率	算出目五割人目	同上再算出	官職別内譯
貸付	一二五	二五〇	一	
（當田人員四九九人の一割）		五〇		
計				
監視	八〇〇、八三五	六〇〇〇	五四九	
採鋤	（當田人員一の五分之一）	一九七人	二七五	
計			八二四	
佛經	（二級官に対するもので、一〇八四人を対する五〇〇人に一人の割合とする）	六〇	二〇〇	
計			二八〇、零四四	
総計	八〇八六	二二〇、七五六	四八	
			一一	

備考

三〇武經

官職別配属割合は三級官印三四雇員印六六の割合をも監理要員に對しては三級官印

一、電信事業設備増設に伴う増員

業設備増設に伴う増員
通信事務官(二級) 九人

理由

昭和二十一年度において増設した電気事業設備の、運用要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

一、要員算出內證
二、總括

	普通局	特定局	計		普通局	特定局	計		普通局	特定局	計
事務官人	一四	一四	二八	人	一四	一四	二八	人	一四	一四	二八
事務官級	二四八七	二四八七	二四八七	級	二四八七	二四八七	二四八七	級	二四八七	二四八七	二四八七
事務官集配	二四六	二四六	二四六	集配	二四六	二四六	二四六	集配	二四六	二四六	二四六
事務官三級	二四八七	二四八七	二四八七	三級	二四八七	二四八七	二四八七	三級	二四八七	二四八七	二四八七
事務官計	一〇一	一〇一	一〇一	計	一〇一	一〇一	一〇一	計	一〇一	一〇一	一〇一
技官人	九	九	九	人	九	九	九	人	九	九	九
技官三級	九	九	九	級	九	九	九	級	九	九	九
技官計	九	九	九	計	九	九	九	計	九	九	九

區 別	座 數	座 席	換算率	人		同上	內	譯
				算出人員	事務官			
電 話 機	六四三	六四三	一	一	一	人	人	人
音 韻 單 信 機	四二	四二	一	一	一	人	人	人
印 刷 電 信 機	三六	三六	一	一	一	人	人	人
和 歌 文 印 刷 電 信 機	八	八	一	一	一	人	人	人
計	一三六四	一三六四	一	一	一	人	人	人
定	一七一八七	一七一八七	一	一	一	人	人	人
查	一四四七	一四四七	一	一	一	人	人	人

四

管理要員は現業要員の五分で、配置内幹事は事務官六割、属員四割とし
吏員三〇〇人につき一人の二級官を配置する。

特定局要員

二級事務官配置内訳

電信局長	熊本、岡山、松山、金澤
電信局庶務課長	東京中央、大陸中央
電信局通信課長	神戶中央、廣島、下關
計	二三九人

七

六

電信局を設置し局長に二級官の配置を必要とする理由

電信業務の正常運行を急速に實現するため、電信現業の管理機能を強化することが先決條件である。よつて現在郵便局に所属している電信取扱局中電信回線の集中局であつて、地方電信業務の運行上重要な地位を占めている熊本、岡山、松山及び金澤の各郵便局の電信業務を郵便局から分離して、新たに單獨電信局を設置し、局長には専門的知識を有し且つ十分な指導力を有する二級官を配置する必

要があるものである。

主要電信局の課長に二級官の配置を必要とする理由

電信業務の正常運行を促進して電信サービスを急速に改善するため、主要電信局の業務成績の向上を圖ることが絶對必要である。然るに局務運行の責任者である局長は連合軍その他部外各方面と事務連絡に忙殺されている間に鑑み、基幹職員である庶務課長・通信課長には關係業務が精通した練達堪能な二級官を配置し、局長を強力に補佐して局務運行に遺憾をからしめる必要があるものである。

参考一

昭和二十一年度電信設備増設數

區

別

數

備

考

電信事務開始

一、一大七局

電報配達事務開始

一、一六七

電話設備利用

二、一六四

電報配達事務開始

一、五五四

電信機械

三、三六

電報配達事務開始

一、二二七

音響單信機

△、二四〇

電報配達事務開始

一、一六七

印刷電信機

八

電報配達事務開始

一、一六七

方面

三

大阪—イタリー、ペールート、サイゴン、バンコツク、

バンドン、ポンペイ、マニラ、台北

東京—アルゼンチン、リオデジャネイロ、上海、京城

別數量備考

對外無線寫真電信

一

福岡—那覇

國內無線通信施設

二

東京（三臺）

增設

三

新潟、金澤、長野、高知、米子、鹿兒島、廣島

回海岸局中短波施設

四

留萌、小田原（二臺）、洲本、若狭、小牧、北見、高田、

增設

五

上田、松本、松江、下津井

設設

六

若狭、潮岬、下津井

参考二

新設電信局概要	員	定期員	日平均通電數	報取日	回線數	局名	熊岡松金
五〇八	六一九	一六一九一	七五	八四	七三	六七	澤山山本
五三八	六一九	一四七五八	一〇二九〇	一二一四九	一〇二九一	一〇二九〇	
五一〇							

一、電話事業設備増設に伴う増員

遞信事務官（三級）二十四人

遜位致官(二)總

遞信專務官（三）

遞信技書（三編）

四

十一

昭和二十一～令度において算額に於ける諸事業設備の運用要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

現業要員	區別數量		管理要員
	現業要員	算出率	
九八七人			
〇人			
九八七人			
一六人	事務官	配置	内
二六三人	技官	更(六)	制
二六人	二級官	計	員
二九六人	計	(四制)	員
一九八人	(四制)		

(1) 管理要員

區別	事務					普通局要員
	級官	級員	級級員	級級級員	級級級級員	
計	一九八人	一六	二六三	一七人		
一九四	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
九八七	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
七	五七六	五七六	五七六	五七六	五七六	五七六人
六	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
五	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
四	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
三	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
二	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
一	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人
〇	二九八人	二九八	二九八	二九八	二九八	二九八人

二級官は現業要員三百〇〇人に付一人を算出し事務官五割、技官五割を配置する。

附記

區別	事務	技三	二二	三	技二	事務	計
主事	官級	級員	級員	級員	級員	官員	計
一般事務	人	人	人	人	人	人	人
交換事務	人	人	人	人	人	人	人
電信局	人	人	人	人	人	人	人
電話局	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人
休暇要員	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人

區別	自動交換	分單	手動交換	局者	數量
算出率	一局に付四一人	一局に付一八人	二四加入に付一人	二九八一九 四七〇 八九〇	八局
要員	三二八	五四	一八所に付一人	二四二	五九
事務官 (二割)	一〇八一 四三二四	五四〇三	五七二二	一〇八一 四三二四	同上 內傳譯
雇員 (八割)	一一〇八 一〇八一	一一〇八 一〇八一	一一〇八 一〇八一	一一〇八 一〇八一	一一〇八 一〇八一

區別	加入、料金	加入者	度數料金調定	料金收納	定計查
數量	八九一七九	七八一九〇	七八一九〇	八九一七九	
算出率	一五〇加入に付一人	二〇〇加入に付一人	二〇〇加入に付一人	二、五〇〇加入に付一人	
要員	五九五人	三九一	三九一	三六	八五一
事務官	七一五人	七一五人	七一五人	七一五人	五四四
同上					
內					
譯員					

主局通交加 入、料金計 算者換入者 基本人員計		區別
		數量
四〇局	一六〇〇加 入	四〇局
一局に付四一人	一五〇加入に付一人	一局に付一人
二〇人	一〇七	二〇人
二〇人	一〇七	二〇人
二〇人	一〇七	二〇人
合人	二〇人	二〇人
二〇人	二〇人	二〇人
三二人	二六四〇	三二人
合人	二六四〇	合人

5 連合軍電話局

交換事務 有無線連絡事務 料金計算		區別
		座數
		三座
一〇	一三六人	一座當要員
三〇	一八八人	要員
一一	一八八人	事務官同上
九	九人	技官內譯官

4 國際無線電話

特定局要員		同上	内 語	事務官(二割)	要員	率
別	數量					
一般事務	一九八二一	加入	二五〇加入に付一人	七九九	四二〇	八九九
加入、料金	一九八二一	加入	一局に付〇・七人	四二〇	四二〇	八九九
通話事務開始	六〇〇	加入	二、五〇〇加入に付一人	八九九	八九九	八九九
料金收納	一九八二一	加入	一局に付〇・三人	一〇〇	一〇〇	一〇〇
交換事務開始	二〇〇	局	八九九	八九九	八九九	八九九
交換事務	二〇〇	局	八九九	八九九	八九九	八九九
公衆電話	一九六九一	加入	二、三〇〇加入に付一人	二三一	二三一	二三一
休暇要員	六五〇六八	加入	二、二〇〇加入に付一人	八八八	八八八	八八八
管理要員	六七五七	加入	二、一〇〇加入に付一人	三六九	三六九	三六九
計			六八八	一四七六	一四七六	一四七六

二、二級官配置内譯

種別

事務官配置人員

備

考

電話局長	事務官	東京下谷、横須賀、宇都宮、甲府、長野、松本、豊橋、一宮、富山、大阪戎、御影、尼崎、堺、姫路、福井、芦屋、吳、高松、高知、徳島、小倉、久留米、八幡、佐世保、青森、旭川、東京大森、東京豊島、東京芝、東京牛込、東京赤坂、東京下谷、大阪戎、廣島中央
監査課長	技官	横濱中央、阪神中央、關西中央
養成課長		東京中央、東京豊島、東京芝、東京牛込、東京赤坂、東京下谷、大阪中央(市内交換課長)
交換課長		
計		

説明

電話局を設置し局長に二級官の配置を必要とする理由

電話施設を急速に復舊整備し、これが運用能率の増進を圖るため、電話現業の管理機構を強化する必要があるるので、現在郵便局に所属している電話官署中設備數及び從事員數等相當多く、且つ産業經濟上重要な地域にあるものを郵便局機構から分離して新たに單獨電話局を設置し、局長には電話業務に専門的知識を有し、且つ部下に對し十分な指導力を有する二級官を配置する必要があるものである。

主要電話局課長に二級官の配置を依頼とする通函

電話業務の正常運行を促進して信頼性の改善を圖るために、電話施設の復舊整備は要務の要である。しかるに局務運行の責任者である局長は連合軍その他部外各方面との連絡折衝に忙殺されて到底業務に専念するを得ない現状であるので、基幹職員である加入課長、監査課長、養成課長、交換課長等には關係業務に精達した練達堪能な二級官を配置し、以て局務運行に遺憾なからしめる必要があるものである。

参考一

昭和二十一年度電話設備増設數

區別	數量	備考	昭和二十一年度電話設備増設數	
			二電話加入者	(1)複
手動局	一〇七〇〇			
自動式	四九〇〇			
自 動 式 (内度数刷)	四一〇〇〇			
手動式	四六三〇〇			
自動式	三三七〇〇	外に手動より自動へ(改式)五二〇〇		
	七八〇〇	(石神井六〇〇 池谷一、五〇〇 長野三、〇〇〇)		
	六九五〇	複局地へ繰入(自電)茨城△四〇〇〇		
		管定局手動より改定二、五八九		
		度数制施行二月一〇〇		

外に手動より換局自動へ編入横濱金澤△二四〇
手動より自動へ改定△二五八九

手筋より△二、五八九

		區		別		數		量		備	
磁石より共電											
磁石より共電											
一〇度數制施行											
自 動											
手 治											
一二機送施											
(1)無接有											
中継局											
搬送端局設置											
電波端局設置											
管轄中継器											
六八六四	同上	中	一八〇								
三四六四	會社報		三〇〇								
四七〇			四五								
四一五	會社報		四〇								

八分局開始線		九改		回專用線		一般通話用		省會社報	
三〇〇	七局	回單	回複	共電より自動	共電より自動	六四〇〇	六五〇〇	東京羽田、東京城東、大阪築港、大阪阿部野、名古屋西、名古屋南、廣島西	東京
三七	一	一	二	大阪東	岡谷、長野	一六〇〇	一六〇〇	福井、堺、熊本、長崎、盛岡、新潟	福井
七	七局	石神井				二六〇〇	二六〇〇		

96
162

機器		端局裝置	中繼器	一三八組
一三、超短波多重通信施設		三通話路三、六通話路三		一通話路大、三通話路一〇八、大通話路二十四
④無線端局		新設三、增設七		
何無線中繼所		新設四、增設六		
⑤有無線連絡局		新設五、增設七		
一四、連合軍專用電話				
⑥電話局設置				
家族住宅用		四〇局		
兵舍用				
何加入者	數量			
家族住宅用	一〇〇〇台			
兵舍用	一六〇〇			
何超短波多重通信施設	八八九			
無線端局				
有無線連絡局				
	備考			
	札幌、千歲、八戶、仙台、神町、太田、入間川、朝霞、横濱、鎌倉、太田和、岐阜、京都、大津、奈良、大阪、西宮、神戸、姫路、加古川、岡山、八幡、苦屋、板付、佐世保、熊本 (兵舍用)			
	田、立川、太田和、岐阜、大津、加古川、苦屋、板			

參考二

新設電話局概要

市外交換事務は取扱わない。

二、電信電話事業設備の維持に要する増員	
逓信事務官（二級）	十人
逓信技官（二級）	六十四人
逓信事務官（三級）	百七十三人
逓信技官（三級）	九百八十五人

理由

電信電話事業設備の維持のために、電氣逓信工事局において必要とする職員を充実して、業務の運行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

要員算出內譯

一
卷
九

二、管理要員

卷記

事務員、技術要員とも、等級人員の六割を三級官、四割を属員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

三、電信施設保守要員

1、總括

職員 計	二級技官 三級技官	有線 無線	區別
			三級技官 二級技官
五五五〇	一、五九八 三、九一九	三三 九四七	三三 九四七
三三五三	二、三六一	四五五 六二八〇	四五五 六二八〇
八九〇三		七八	七八
		計	計

區別數量	算出率	算出人員	同上內譯
二級官	三級官	三級官員	備考
二級技官 休暇要員	二級官 三級官	二級官 三級官員	
五五五〇	六四八	三三	
三三一、五九八三九一九	八八	三三	
	五六〇	五六〇	
		三級官員之三分之二	

區別	數量	算出率	算出人員	二級官	三級官	同上	內訶
三級技官	試驗	九八二八一點	一〇〇點につき	九八三	一、五一〇	一、五一〇	一、五一〇
修繕取付	九六七七六	四〇〇點につき	一人	二四二	二四二	二四二	二四二
ケーブル亘長	一九九二杆	一杆につき	一人	九九	九九	九九	九九
市外線路	亘長二九三三四七	二四〇杆につき	一人	一二二	一二二	一二二	一二二
一棵線	延長三三一三四七	三六〇杆につき	一人	六四	六四	六四	六四
機械員	一三二二三	三三五九	三三五九	三八四	三八四	三八四	三八四
小亘線	三〇三三九	三三五九	三三五九	四八六九	四八六九	四八六九	四八六九
機械員	一八九杆	四四點につき	二九七五	一八九杆につき	一八九杆につき	一八九杆につき	一八九杆につき
計長路	一八九杆	一八九杆につき	三八四	一八九杆につき	一八九杆につき	一八九杆につき	一八九杆につき

2、有線電視實施設

3. 無線電信施設

別		區		東長名大会農松仙札古		休暇要員		小計		合計	
				京野屋澤阪島山本台帳							
二級	三級	別	區	東	長	名	大	農	松	仙	札
級	級	別	區	京	野	屋	澤	阪	島	山	古
技官	技官	員	員	澤	野	屋	澤	阪	島	山	合
四一六〇一	三八八七五	五六	四一	四	五	五	一	八	一	〇	九四二
三九九二	三一八二	四七	總	九	四	五	二	一	四	一	一一一
五一四六一	二四七四	九	總	三	三	二	一	一	三	〇	四七〇
四六一四	三六九八	一〇三	總	三	三	一	一	一	三	二	九六二
			員	三	三	一	一	一	三	二	九九六
			計	三	三	一	一	一	三	二	一四一

四、電話施設保守要員		別		區		二級		三級		計	
員	員	別	區	東	長	名	大	農	松	仙	札
員	員	別	區	京	野	屋	澤	阪	島	山	古
員	員	員	員	澤	野	屋	澤	阪	島	山	合
四一六〇一	三六七〇	五六	四一	四	五	五	一	八	一	〇	九四二
三九九二	三一八二	四七	總	九	四	五	二	一	四	一	一一一
五一四六一	二四七四	九	總	三	三	一	一	一	三	〇	四七〇
四六一四	三六九八	一〇三	總	三	三	一	一	一	三	二	九九六
			員	三	三	一	一	一	三	二	一四一
			計	三	三	一	一	一	三	二	九九六

2、電話施設（搬送、超短波施設を除く。）

區別	數量	總出庫	存庫	大庫
三級官	同上	同上	同上	同上
二級技官	八百三十杆	六百三十杆	一百三十杆	五百四十杆
小計	四百一〇	三百一〇	一百一〇	二百二十杆
休眠要領	三六〇人	三〇〇人	一百〇人	二〇〇人
合	一八二一六二二四	一四二二一四四	一四二二一四四	一四二二一四四

三 摺 送 施 設

二級官配置内訳

区別人員 配置 内訳

事務官 一〇 東京無線庶務 東京搬送庶務 横浜庶務 横浜厚生
名古屋会計 名古屋厚生 京都庶務 神戸庶務
神戸厚生 小倉庶務

(有線電信、市内電話及び搬送電話關係)

八王子線路 横浜土木浦和線路 千葉機械
水戸線路 甲府線路 長岡線路 松本線路
岡谷線路 浜松機械 名古屋土木津機械
岐阜機械 金沢線路 富山機械 福井線路
大阪土木福知山線路 神戸土木奈良線路
大津線路 和歌山機械 廣島土木吳線路
鳥取線路 松江線路 廣島搬送工事徳島線路
高松線路 松山機械 長崎電信機械 佐世保線路

区別人員 配置

貢

内

訴

技官 大臣 久留米線路 大分線路 佐賀線路 宮崎線路
鹿児島機械 福岡搬送工事 福島線路 盛岡線路

小樽線路 枝山形原線路 秋田線路 札幌機械
北見局長 帯廣局長 銚子局長

(無線電信關係)

東京無線岩槻受信所 同 白井送信所
大阪無線深井送信所 同 明石受信所

廣島無線焼山送信所 同 福岡無線新宮送信所

同 古野送信所 同 愛野送信所

仙台無線高砂送信所 (超短波關係)

東京無線岩槻中継所 同 八丈島中継所

廣島無線廣島中継所 同 福岡無線大根地中継所

107
106
108

説明

二級事務官配置理由

戦災電氣通信施設の急速復旧、警察専用通信網の整備拡充、國土復興上必要とする電氣通信施設の整備充並びに劣弱化せる電氣通信設備の保全確保等の遂行を期するため、工務關係事務は益々激増し、特にその現業機關たる電氣通信工事局要員の緊急なる充実を図らなければ到底所期業務の貫徹は期し得ないが、わけても庶務会計事務要員に関しては、その陣容の脆弱なる現状打開のため遠年予算要求をなしてきたが、その都度新規増員の抑制を受けて実施をみるに至らず、相当責任者を以て処理すべき事項をも取て下級職員に委ね、辛じて運行している状態である。従つて円滑なる事業運営を期するためには、関係課長要員として達識なる二級事務官の配置を必要とするものである。

二級技官配置理由

一、電信關係

(1) 有線電信

終戦後電信通信の利用は逐次増加しつつあるが、空襲による電信施設の被害は極めて大きく、三十局に及ぶ焼失電信局の復興さえいまだ未完成の状態であり、加うるに軍偏重の保守と資材の補充難とにより精密なる電信機械を極度に衰損せしめつつあり、電信通信は停止の一歩前といふも過言ではない現状である。従つてその円滑なる運営を期するためには、速かに斬新なる高級技術の導入と相俟つて保守の強化を図ることにより、電信通信を軌道にのせなければならぬ。これがためには、現場企画業務を担当する工事局課長長として、技術卓越し達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 無線電信

現在無線通信による電報疏通は莫大な数に上つてゐるが、無線機器の保守状況は戦時中の酷使と要員の不足のため極度に低下して今日に及んでゐる。しかるに連合軍の進駐以來、無線通信は連合軍の意向に基いて國際的技術水準を強制せられ、周波数の確度の厳正、電波の品質の向上並びに無線機器の標準規格の嚴守等に対してもは屢々指摘せられてゐる處で、無線局所の機器に対する觀念は、從來に比して格段の質的要素を包含すべきことが要求せられてきてい。かかる技術的水準の高度な技術の保守を完璧ならしめるには、無線電氣通信工事局送受信所長要員として、技術卓越し学設経験豊富な二級技官の配置を必要とするものである。

二、電話関係

(1) 市内電話

最近における我國の市内電話施設は、戦争末期の空襲に因る被害、永年に亘る資材入手難のため機器の消耗甚しく、加うるに軍施設偏

重に伴う施設混亂等のため著しくその機能を停止してゐる状態であり、これを再建して連合軍の指示に基き科学的な保守態勢を確立し、通信機能の使命を達するには、現場機関主腦部に技術優秀な二級技官を配置して強力なる責任態勢をとり、計画的組織的の保守を行う必要がある。従つて工事局課長要員としては非とも専門的知識の優れた業務練達な二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 撥送電話

永年に亘る軍備重の乱脈なる機器の酷使と資材難のため、戦後、撥送電話装置の危機が叫ばれるに至り、現在長距離回線安定化のため全面的復旧に全力を傾到しつつあるが、その強力なる施設保守と相俟つて、回路技術に一層の向上を圖らなければ到底円滑なる運営は期し得ない現状にある。従つて中継所技術の向上とその保守指導のためには、現場業務を担当する工事局課長要員として技術練達にして確実なる二級技官の配置を必要とするものである。

(3) 超短波

無線通信に新分野を開拓する超短波は技術的にいまだ未完成の部門があり、これを実用化した超短波多重通信施設の機器装置の保守運用については、逐次究明される最高技術によるのは勿論のこと、回線の良否は中間にある中継所の保守運用の如何によつて左右されるから、各中継所で保守の万全を達成するとともに、端局より、回線の状況に應じ、各中継所に適時適切なる技術的指導を與え、各中継所技術者の技術の向上と、適切統制ある運用によつて安定せる通話回線の確保を期する必要がある。よつて既設端局中継所長要員として二級技官の配置を必要とするものである。

参考

二級事務官配置局定員調書

区別定員備考

東京無線	九〇五	
東京搬送	五九八	
横名古屋	九一三	
浜戸戸都	七五八	
小倉	九一一	
	一、一二六	昭和二十一年度工事費 二八、六八〇、三六九円
	二〇三	

一、電信電話事業設備増設に伴う難行に要する増員

遞信事務官（二級）	七人
遞信技官（二級）	三十八人
遞信事務官（三級）	百三十一年
遞信技官（三級）	千百四十二人

理由

昭和二十一年度において増設した電信電話施設を維持する要員として、前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

要員算出内訳		合計			
區別	現業要員	電 話 係 合 計	關 係 合 計	現業要員	電 話 係 合 計
二級事務官	二				
二級技官	一				
三級事務官	二				
三級技官	一				
計	七	三八	五	三一	三一
		五九九	五四九	一二	一二
		五六一	五五四	一〇〇	一〇〇
		五九九	五九五	二五	二五
		一二四	五九五	一八	一八
		五九五	五九五	五七〇	五七〇
		一九九	一九九	一〇〇	一〇〇
		一五八	一五八	五八八	五八八
		一五八	一五八	一五八	一五八

117
169
111

區別	數量	算出率	算出			事務要員(八割五分)	技術要員(一割五分)	二級官三級官屬員計	二級官三級官屬員計	内 部 配 置 譯
			人員	二級官	三級官屬員					
電話關係	二ニヤニ	五分	六四	二	三一	二二	三五	三三	三三	三三
計	四四〇		四〇九	一〇九	一〇〇	七〇	一七五	一八	一三	一三
			一七一	一七一	一三一	九二	二三〇	一	三	一七
										四一

附記

事務要員、技術要員とも、算出人員の六割を三級官、四割を雇員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

170
112

區別	有線			無線			計	査定
	人總括	括	査定	人總括	括	査定		
二級技官	一四	四	一八	一八	一	一二		
三級技官員	六七六	一大八	八四四	五四九	一〇九五	七一一	二八九	一九五七
計	八〇六	四六一	一九五七	一四九六	一九五七	一九五七	一四九六	一九五七

三、電信施設保守要員

人總括

括

査定

2. 有線電信施設

區別	數量	算出率	算出人員	二級官	三級官	同上
三級技官	點	五二三九五	五二三九五	一四	一四	一四
試驗	點	一〇〇	一〇〇	一一一	一一一	一一一
修繕取付	點	一〇〇	一〇〇	一一一	一一一	一一一
線路延長	杆	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇
機械員	人	三〇七二三	三〇七二三	一〇一	一〇一	一〇一
暖要員	人	四四	四四	一一一	一一一	一一一
計	點につき一	一	一	一	一	一
小休合						
二級技官	人	六九一	六九一	一一一	一一一	一一一
暖要員	人	一三三〇	一三三〇	一一一	一一一	一一一
計	點につき一	一	一	一	一	一
小休合						
二級技官	人	一四	一四	一一一	一一一	一一一
暖要員	人	一四	一四	一一一	一一一	一一一
計	點につき一	一	一	一	一	一
小休合						
二級技官	人	六三九	六三九	一一一	一一一	一一一
暖要員	人	六九一	六九一	一一一	一一一	一一一
計	點につき一	一	一	一	一	一
小休合						
二級技官	人	六七六	六七六	一一一	一一一	一一一
暖要員	人	三七	三七	一一一	一一一	一一一
計	點につき一	一	一	一	一	一
小休合						
二級技官	人	八〇八	八〇八	一一一	一一一	一一一
暖要員	人	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
計	點につき一	一	一	一	一	一
小休合						
二級技官	人	三級官算出人員	三級官算出人員	三級官算出人員	三級官算出人員	三級官算出人員
暖要員	人	の二分一厘	の二分一厘	の二分一厘	の二分一厘	の二分一厘
計	點につき一	一	一	一	一	一

國立公文書館
National Archives of Japan

3. 無線電信施設

118

172

111

	國內無線	國内無線	海洋無線	海洋無線	計
休暇要員	一	一	一	一	一
計	一八	一七	二七	二七	一
四	一五九	一五三	二四七	二四七	一
一大八	九	一五	四二	四二	一
二八九	四六一	四一〇	四五	四五	一
		四三	三四	三四	一
			四六	四六	一

説明

一、海洋無線通信

海洋航行の船舶の安全並びに乗組員及び船客の人命保護にあたるため、船舶局と海岸局との間に行われる無線通信である。

二、警察無線通信

國民生活の治安を確保するため内務省と各道府縣廳間の相互連絡に用いられる無線通信であつて、その運営は内務省側において當り、

機器の保守のみを當省において行うものである。

三、國內無線通信

前記以外の陸上固定局間に行われる無線通信である。

114
173
115

四 電話施設保守要員

人總括

區別	電話關係	搬送關係	無線關係 (超短波)	計	查定
二級技官	一八八	四四三	二五六	八七七	五七〇
三級技官	二八	五	三九	二五	
屬員	三、四六〇	一、七六五	二一三	五、四三八	三、五三五
計	三六五四	二二三六	四六四	六、三五四	四一三〇

2. 電話施設（搬送、超短波施設を除く。）

各省 線

區	別	數量	算出率	算出食	同上	中工事局	同上	內譯
二級技官	加入者數	一〇六〇人	一〇六〇人	一〇六〇人	二	一一	八	

區	別	數量	算出率	算出食	同上	中工事局	同上	內譯
二級技官	加入者數	一〇六〇人	一〇六〇人	一〇六〇人	二	一一	八	

區	別	數量	算出率	算出食	同上	中工事局	同上	內譯
二級技官	加入者數	一〇六〇人	一〇六〇人	一〇六〇人	二	一一	八	

區	別	數量	算出率	算出食	同上	中工事局	同上	內譯
二級技官	加入者數	一〇六〇人	一〇六〇人	一〇六〇人	二	一一	八	
市外線係延長	一四局	一〇六〇杆	一〇六〇杆	一〇六〇杆	一〇六〇	一〇六〇	一〇六〇	
自動交換員	小局	四三九〇人	四三九〇人	四三九〇人	二二	二二	二二	
加入者數	大、小局	四三九〇人	四三九〇人	四三九〇人	二二	二二	二二	
市外線係延長	一四局	一〇六〇杆	一〇六〇杆	一〇六〇杆	一九	一九	一九	
自動交換員	一四局	一〇六〇人	一〇六〇人	一〇六〇人	八〇	八〇	八〇	
自 動 式	五八〇〇人	五八〇〇人	五八〇〇人	五八〇〇人	三五	三五	三五	
員	五八〇〇人	五八〇〇人	五八〇〇人	五八〇〇人	一七七	一七七	一七七	

區	別	數量	算出率	算出人員	同上	中工事局	同上	內譯
手動式	數量	八〇〇〇人	八〇〇〇人	八〇〇〇人	二四四	二四四	二四四	
度數計用電池	度數計用電池	一四局	一四局	一四局	一四	一四	一四	
市外線亘長	市外線亘長	五八〇〇杆	五八〇〇杆	五八〇〇杆	五八〇〇	五八〇〇	五八〇〇	
小休要員	小休要員	七八一九人	七八一九人	七八一九人	二四四	二四四	二四四	
合計	合計	五八〇〇杆	五八〇〇杆	五八〇〇杆	五八〇〇	五八〇〇	五八〇〇	

140

175

111

口、會社線

區別	別數	量算	出平人	出同上人	內譯
二級技官	長	三〇〇杆	二〇〇人	二〇〇人	
三級技官	延	六〇〇杆	一〇〇人	一〇〇人	
合休要員計	員長	一一〇〇杆	三六〇人	三六〇人	
	員長	一一〇〇杆	三六〇人	三六〇人	

五一四三一

四一二三三

口、會社線	基準	算出	標準	基準	算出	標準	基準	算出	標準
搬送端局接置	三級官員	三級官員	二級官員	三級官員	二級官員	三級官員	二級官員	三級官員	二級官員
音聲端局裝置	一六〇	一五九	一六〇	一五九	一六〇	一五九	一六〇	一五九	一六〇
音聲中繼	三〇〇								
小再二休暖要	一一〇								
級技算	一一〇								
計員官計器	一一〇								

三級官員の三分割の大削除

外超短波多重通信施設

別數量	算出	標準	算出	標準	算出	標準	算出	標準
二級官員	三級官員	二級官員	三級官員	二級官員	三級官員	二級官員	三級官員	二級官員
無線端局	一一〇							
無線中繼所	一一〇							
有線連絡局	一一〇							
小休暖要	一一〇							
合計員計	七五							

140
178
130

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五二級官配置内譯 (連合軍關係電信電話施設の維持に要する増員の分を含む。)

事務官	別人員	配置	内訳	譯
九	東京會計	新潟庶務	津	庶務岐阜庶務
大阪會計	京都厚生	岡山庶務	鹿兒島庶務	
福島庶務				
技官				
八王子機械	横濱試驗浦和機械	前橋機械		
千葉木更津分局	宇都宮機械	水戸機械	甲府機械	
新潟機械	長岡機械	長野機械	松本機械	
岡谷機械	静岡機械	沼津機械	名古屋試驗	
豊橋機械	金澤機械	福井機械	知山機械	
神戸試驗同	裝機姫路機械	大津機械		
大阪搬送電信	吳	被鳥取機械	松江機械	
六〇	岡山線路下瀬機械	廣島搬送回線	德島機械	
高知機械	高松機械	熊本機械	佐世保機械	
仙台機械	福島機械	盛岡機械	青森大湊分局	
山形機械	秋田機械	仙台搬送回線	札幌千歲分局	
小樽機械	旭川機械	室蘭線路	同機械	
釧路線路同	機械	札幌搬送工事	同回線	

附記

この配置内譯は、一般維持のうち有線電信、市内電話、搬送電話、連合軍關係の維持のうち電話線路、電話機械に要するものであつて、特殊施設の維持要員十一人の配置箇所は別記のとおりである。

説明

二級事務官配置理由

昭和二十一年度の電信電話施設係に伴う保守要員としては五六七九人（諺算成立人員）に達する尤大なる人員の増加を必要とし、これを補充した曉においては庶務會計事務も亦これに従つて急速整備しなければならないところであるが、從來電氣通信工事局の分課設置局七十一局の内事務官配置を要すべき諺數九十二諺あり、その内課長として二級事務官を配置してあるものは僅かに十二課の貧弱なる構成である。かくの如き貧弱なる陣容では、最近労務、會計、厚生等に關する事務が一段と繁激の一途を辿りつつある状況の下において、その圓滑なる處理は到底期し得ないのみならず、施設保守部面に影響するところ甚大にして、現在保守低下の原因の一半は此の點に潛在するものであることは看過し得ないところである。従つて工事局事務課長要員として、経験豊富にして達識なる二級事務官の配置を必要とするものである。

二級技官配置理由

一、電信關係

(1) 有線電信

昭和二十一年度において、我國最初の東京、大阪間模寫電信の開通、その他三六回線の新增改變更、一二局の諺音式電信機集信方式による新通信方式の採用、新聞通信社専用線及び連合軍氣象通信専用線の増設等大幅な新增設に伴い、その保守に當つては専門的な優秀な技術を有する指導者を重要部門に配置し、圓滑なる業務運営に資せんがため二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 無線電信

(1) 海洋無線局は連合軍船舶、鐵道船舶、商用諸船舶等に連絡し、その生命財産の保全に任ずるとともに、これら船舶通信の技術的統制を強化し、最近頻發している混信問題の解決に重要な使命を果している。かかる難問題の解決とともに、その保守の萬全を期するため特に左記の重要な無線電信局の要員として、技

術卓越して経験豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

記

下關無線電信局川柵送信所

西詔無線電信局七丘浜送信所

松山無線送信所は國內無線通信網の幹線局であつて、四國支線局の中心をなしてゐるため、無線通信の技術的統制をなすとともに、無線通信の質的向上の技術的指導に當る必要があるので技術卓越して経験豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

二、電話關係

(1) 市内電話

電氣通信施設において最近施設せられるものは、資材の節減に伴い、業務の能率的效果を擧げるため高級な技術の應用せられるものが極めて多く、又復興途上の全國主要都市における基本的計畫作成の資料集收等、工事局における基幹職員としての課長の職

責は頗る重要なとなつてきたので、これに技術卓越且つ達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 撮送電話

昭和二十一年度における膨大なる施設新増設に對し、強力なる保守を推進せしめるとともに、現在の六通話路より更に十八通話路に飛躍的發展せしめるため、これらの基礎技術については常に細密なる指導を要し、安定せる高周波技術の普及により安固なる施設として保守するの要切なるものがある。従つてこれらの施策を完全に遂行するため、現場重要機關の指導者には技術卓越し達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(3) 超短波

無線通信に新分野を開拓するものとして大きくクローズアップされた超短波は、技術的にいまだ未完成の部門があり、これを實用化した超短波多重通信施設の機器装置の保守運用については、逐次究明される最高技術によるのは勿論のこと、回線の良否はい

133
132
124

間にある中継所の保守運用の如何によつて左右されるから、各中継所が保守の萬全を期するとともに、端局より回線の状況に應じ各中継所に適時適當なる技術的指導を與え、各中継所技術の向上と適切統制ある運用によつて安定せる通話路回線の確保を期する必要がある。このため左記中継所長要員として學識経験豊富で高級技術に卓越せる手腕を有する二級技官の配置を必要とするものである。

記

新潟無線電氣通信工事局長野中継所
大阪無線電氣通信工事局大阪中継所
福岡無線電氣通信工事局牟禮岡中継所

参考一

電信機械換算點數調查

種別	單位	數量	試驗率	換算率	總點數
電話機電信機	座	六四四	一	八四四	二一三八八
單信機	台	九三	一	五三三	一一八八八
二重板	台	三八	一	二八八	一一八八八
自動機	台	△一九	一	一九〇	一一八八八
自動印刷電信機	台	三一〇	一	一〇〇	一一八八八
特種單信機	台	一八八	一	一八〇	一一八八八
鍵盤讀孔機	台	九八	一	一八〇	一一八八八
電信集信機	台	一九	一	一九〇	一一八八八
四號電信中繼器	台	三七	一	一〇〇	一一八八八
電信試驗台	台	五八	一	一〇〇	一一八八八

124
125
126

(同
ブレント用)

2

一
三

100

搬送電信機一重) 簡計
100000 100000 100000 100000 100000 100000 100000

附

貳

昭和二十一年度增设電信線路延長

九
九
舉

参考二

二級事務官課長配置局定員調書

區別

定員

備

考

東新津岐大京岡鹿兒島山都阪阜京渴

四三九〇 三八二 四五〇 四二〇 三八一 七五八 三七八 四五一 四七九

昭和二十一年度工事費 五九四九六三七七圓

269

一、連合軍關係電信電話施設の維持に要する増員

遞信事務官（二級）	二人
遞信技官（二級）	三十三人
遞信事務官（三級）	四十九人
遞信技官（三級）	三百九十六人

理由

昭和二十一年度において竣工した連合軍關係電信電話施設を維持する要員として、前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

要員算出内訳

區別		電信關係		電話關係		合計	
管 理 要 員	現 業 要 員	管 理 要 員	現 業 要 員	管 理 要 員	現 業 要 員	管 理 要 員	現 業 要 員
一、總括							
計		二〇	一六	一			
二級事務官		一〇	一九六	一九二	四		
二級技官		一一	一九六	一九五	一六	一	
三級事務官		一九五	一九五	一九五	四五	一	二
三級技官		五五	五五	七	四五	三六	
計		二一六	二一六	二一六	四五	二九三	
二級事務官		三二九	三二九	三二九	三〇〇	三七	二
二級技官		三八四	三八四	三八四	三四〇	三四〇	
三級事務官		大〇〇	大〇〇	大〇〇	四五	四一	三
三級技官		四八〇	四八〇	四八〇	三九六	六一	
計		四八〇	四八〇	四八〇	四九五	三九六	二
合計							
查定							

127
126
125

128

107

12.

局別所名	技官級	雇員級	計
船橋送信所 戸塚送信所 鹿屋送信所 高砂送信所 烈々布送信所	二級	三級	四一一一一
			八〇七九
			一九一六二一三二八
			一七五
			一七七
			一六六四二九三九大六
			二五六
			二五七
			二六九七五八五七六一

三無線電信施設維持要覽

事務要員、技術要員とも、算出人員の六割を三級官、四割を雇員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

區 別	數 量	算出率	人 員		事務要員(八割五分)		技術要員(一割五分)	
			二級官三級官	屬員	二級官三級官	屬員	二級官三級官	屬員
電信關係	六六一	三分	三三	一	一六	二	二八	計
電話關係	一八四二	三分	九二	一	四五	三一	七八	二級官三級官
計	WHO	一三三	三	一	四一	一	一七	屬員
		一三三	一	一	一〇K	一	一〇	計
						一	八	五
						一	一四	一
						一	一九	一
						一	一九	一

四、電話施設維持要員

1、總括

區別	住宅、兵舍用電話線路保守	住宅、兵舍用電話機械保守	超短波多重通信施設保守	計
三級技官員	二級技官員	二級技官員	二級技官員	計
五四三	四六六	六四	一三	
一、二〇七	一〇〇八	一七八	二一	
九二	三九	五一	二	
一、八四二	一、五一三	二九三	三大	

2、住宅、兵舍用電話線路設備保守

別	二級技官員	三級技官員	二級技官員	一級技官員	計
一、加入者線路					
二、連絡線路回同					
三、保守材料關係					
四、對外關係					
五、統					
六、連絡修理					
七、障礙修理					
八、巡回同					
九、障礙修理					
十、巡回同					
十一、障礙修理					
十二、巡回同					
十三、障礙修理					
十四、巡回同					
十五、障礙修理					
十六、巡回同					
十七、障礙修理					
十八、巡回同					
十九、障礙修理					
二十、巡回同					
二十一、障礙修理					
二十二、巡回同					
二十三、障礙修理					
二十四、巡回同					
二十五、障礙修理					
二十六、巡回同					
二十七、障礙修理					
二十八、巡回同					
二十九、障礙修理					
三十、巡回同					
三十一、障礙修理					
三十二、巡回同					
三十三、障礙修理					
三十四、巡回同					
三十五、障礙修理					
三十六、巡回同					
三十七、障礙修理					
三十八、巡回同					
三十九、障礙修理					
四十、巡回同					
四十一、障礙修理					
四十二、巡回同					
四十三、障礙修理					
四十四、巡回同					
四十五、障礙修理					
四十六、巡回同					
四十七、障礙修理					
四十八、巡回同					
四十九、障礙修理					
五十、巡回同					
五十一、障礙修理					
五十二、巡回同					
五十三、障礙修理					
五十四、巡回同					
五十五、障礙修理					
五十六、巡回同					
五十七、障礙修理					
五十八、巡回同					
五十九、障礙修理					
六十、巡回同					
六十一、障礙修理					
六十二、巡回同					
六十三、障礙修理					
六十四、巡回同					
六十五、障礙修理					
六十六、巡回同					
六十七、障礙修理					
六十八、巡回同					
六十九、障礙修理					
七十、巡回同					
七十一、障礙修理					
七十二、巡回同					
七十三、障礙修理					
七十四、巡回同					
七十五、障礙修理					
七十六、巡回同					
七十七、障礙修理					
七十八、巡回同					
七十九、障礙修理					
八十、巡回同					
八十一、障礙修理					
八十二、巡回同					
八十三、障礙修理					
八十四、巡回同					
八十五、障礙修理					
八十六、巡回同					
八十七、障礙修理					
八十八、巡回同					
八十九、障礙修理					
九十、巡回同					
九十一、障礙修理					
九十二、巡回同					
九十三、障礙修理					
九十四、巡回同					
九十五、障礙修理					
九十六、巡回同					
九十七、障礙修理					
九十八、巡回同					
九十九、障礙修理					
一百、巡回同					
一百一、障礙修理					
一百二、巡回同					
一百三、障礙修理					
一百四、巡回同					
一百五、障礙修理					
一百六、巡回同					
一百七、障礙修理					
一百八、巡回同					
一百九、障礙修理					
一百二十、巡回同					
一百二十一、障礙修理					
一百二十二、巡回同					
一百二十三、障礙修理					
一百二十四、巡回同					
一百二十五、障礙修理					
一百二十六、巡回同					
一百二十七、障礙修理					
一百二十八、巡回同					
一百二十九、障礙修理					
一百三十、巡回同					
一百三十一、障礙修理					
一百三十二、巡回同					
一百三十三、障礙修理					
一百三十四、巡回同					
一百三十五、障礙修理					
一百三十六、巡回同					
一百三十七、障礙修理					
一百三十八、巡回同					
一百三十九、障礙修理					
一百四十、巡回同					
一百四十一、障礙修理					
一百四十二、巡回同					
一百四十三、障礙修理					
一百四十四、巡回同					
一百四十五、障礙修理					
一百四十六、巡回同					
一百四十七、障礙修理					
一百四十八、巡回同					
一百四十九、障礙修理					
一百五十、巡回同					
一百五十一、障礙修理					
一百五十二、巡回同					
一百五十三、障礙修理					
一百五十四、巡回同					
一百五十五、障礙修理					
一百五十六、巡回同					
一百五十七、障礙修理					
一百五十八、巡回同					
一百五十九、障礙修理					
一百六十、巡回同					
一百六十一、障礙修理					
一百六十二、巡回同					
一百六十三、障礙修理					
一百六十四、巡回同					
一百六十五、障礙修理					
一百六十六、巡回同					
一百六十七、障礙修理					
一百六十八、巡回同					
一百六十九、障礙修理					
一百七十、巡回同					
一百七十一、障礙修理					
一百七十二、巡回同					
一百七十三、障礙修理					
一百七十四、巡回同					
一百七十五、障礙修理					
一百七十六、巡回同					
一百七十七、障礙修理					
一百七十八、巡回同					
一百七十九、障礙修理					
一百八十、巡回同					
一百八十一、障礙修理					
一百八十二、巡回同					
一百八十三、障礙修理					
一百八十四、巡回同					
一百八十五、障礙修理					
一百八十六、巡回同					
一百八十七、障礙修理					
一百八十八、巡回同					
一百八十九、障礙修理					
一百九十、巡回同					
一百九十一、障礙修理					
一百九十二、巡回同					
一百九十三、障礙修理					
一百九十四、巡回同					
一百九十五、障礙修理					
一百九十六、巡回同					
一百九十七、障礙修理					
一百九十八、巡回同					
一百九十九、障礙修理					
一百二十、巡回同					
一百二十一、障礙修理					
一百二十二、巡回同					
一百二十三、障礙修理					
一百二十四、巡回同					
一百二十五、障礙修理					
一百二十六、巡回同					
一百二十七、障礙修理					
一百二十八、巡回同					
一百二十九、障礙修理					
一百三十、巡回同					
一百三十一、障礙修理					
一百三十二、巡回同					
一百三十三、障礙修理					
一百三十四、巡回同					
一百三十五、障礙修理					
一百三十六、巡回同					
一百三十七、障礙修理					
一百三十八、巡回同					

3、住宅、兵舎用電話機械設備保守

4、超短波多電通信施設保守

休 暇 要 員 合 計	無 線 端 局 增 設	區 別		算 出 基 礎 人 員	同 上 內 部 譯
		二級官	三級官		
	八	〇.三	四.五	七〇	
				一〇四	
		〇.三	四.五	九二	八四
				二	二
				五一	四八
				一三九	三四
				五	二

二級技官配置理由

一、無線電信關係

(1) 戸塚、船橋送信所

戸塚、船橋送信所は連合軍運用にかかり、昭和二十一年度においては更に米國製の複雑、高級にして崭新なる無線機器が増設されたが、その保守に當つては、純兵器であるため厳正なる保守が要求される。特に同所には、日本において未だ實現をみなかつた超短波操縦裝置が設備され、その保守には優秀なる技術が必要とされており、又多數の連合軍が駐屯し監視されているので、連合軍の指示を履行するため、これら連合軍と協調し圓滑なる運営を期するため日夜並々ならぬ勞苦を嘗めている。かかる状況において、これら高級機器の保守を完璧ならしめるためには、技術卓越して學識経験豊富なる二級技官を更に配置する必要があるのである。

(2) 烈々布送信所
烈々布送信所は、進駐軍第九軍團の命により札幌地區現地部隊と策

九軍團司令部（仙台）及び第八軍司令部（横濱）その他との連絡に當つてゐるが、司令部關係の重要な通信を疏通しているため、同所に進駐軍が駐在し、嚴重なる保守を申渡されており、從つてこれら進駐軍と緊密なる連絡を遂げるとともに、完璧なる保守を期するためには、所長要員として技術卓越して経験豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

二、連合軍住宅兵舎電話施設

連合軍住宅兵舎電話施設の技術的特徴とするところは、我國の工事設計標準に従えば市外通話區域となるべき電話交換も、數局を合して一つの複局制の市内交換網とするよう要求されるため、通話能率、ダイヤルインバルス傳送の條件に適する如く新規に特殊の技術設計を必要とする。例えば江田島、海田市、吳、廣の複局交換の如きはその一例である。又連合軍においては、右電話施設に對し、接續事故率が一〇〇〇分の五の如き非常に高度の良サーサイクスを要求し、且つこれを常に嚴重に監視されている。現在復興整備工事後の東京においてさえ、

一般電話は一〇〇〇分の二〇〇程度である。従つて我國の標準に準らざる前項の如き電話交換網を形成する連合軍住宅兵舎電話のサーサイクスを連合軍の要求通り遂行するためには、線路及び機器の性能等を知悉し、これに適合せる高度の保守技術を必要とするのである。従つてこれらの工事及び維持を直接擔當する電氣通信工事局の關係課長要員として、技術優秀なる二級技官の配置を必要とするものである。

三、超短波施設

青森、函館間超短波多重通信施設は連合軍より貸與を受けた機器により構成されているが、これらの機器は我國において未だ使用されていない新規方式を使用しているため、その運用に當つては連合軍と緊密な連絡をとり、指導を仰ぐとともに、現場の各擔當者の技術を向上し、保守の萬全を期することによつて始めて安定せる通話を確保することができるるのであり、このために、仙台無線電氣通信工事局野内中継所及び札幌無線電氣通信工事局當別中継所長要員として學識経験豊富な二級技官の配置を必要とするものである。

參
考

無綫電信局誌

一、通信官署の機能強化に要する増員

逓信事務官（三級）四万二千八百七十四人
通信技官（三級）二千九百三十六人

理由

通信事業を整備復興して日本再建の基盤たらしめるためには、その現業第一線部局たる通信官署の機能を全面的に強化する必要があるが、今回その方策として人的構成を整備刷新することとし、これによつて現業中堅職員の地位を向上安定させ、轉退職の防止を計り、又志氣と責任感の昂揚とによつて能率の向上を期し、以て危局にある事業の円滑なる運営に資することとしたが、これに伴つて、部内における待遇官吏及び雇員たる各種現業職員を三級官に組替えるため、前掲のとおり増員を必要とするものである。その組替内訳等は次のとおりである。

一、定員組替調書

区	別 事務官 技 官 計	備 考
通信手を通信事務官に組替	二、〇一八	二、〇一八集配特定期の全員を組替える。
通信手を通信事務官又は通信技官に組替	二六、二三六	昭和二十一年度予算定員五三七〇五人 三九三六二九一七二 中字算定率九〇〇円のものを組替える。
電話主事補を通信事務官に	四〇七	四〇七勤続七年以上の者を組替える。
雇員たる爲替貯金窓口従事	一〇、二一三	一〇、二一三前年度組替配置局二六八七局を除き、 員を通信事務官に組替 員を通信事務官に組替える。
計	四二、八七四	三九三大四五八一〇

二、事業別組替内訳

	事務官	組替	技官に組替	合計
区分	通信手	遙信手	電話主事補	事務員
郵便関係	六〇三一三、一一四	三二六	三、三七五	一〇八九
電信関係	一、三七一七	三、七〇一	三、七〇一	一、三七一七
電話関係	一〇二一三、一〇二一三	九、七四七	九、七四七	一〇二一三
貯金関係	二、九三六	二、九三六	二、九三六	二、九三六
工務関係	一〇二一三、一〇二一三	九、七四七	九、七四七	一〇二一三
保險年金関係	二、九三六	二、九三六	二、九三六	二、九三六
計	二、〇一八二六、二三六	西、四〇七一〇、一一三、四二、八七四	二、九三六、四五八一〇	二、九三六、四五八一〇

三、通信手を遙信事務官に組替理由

通信手は特定郵便局における事務運行の中核として永年勤続し、郵便、電信、電話、爲替貯金、保険年金等取扱事務の全般に亘り統括的地位にあるのみでなく、部下従事員を指導監督して局務の運行を円滑ならしめる重大な責任を有しているが、現在の身分は三級官待遇たるに止まつて、部下統率上においても、又その職責に対しても、処遇が極めて低いので、その待遇のは正を図るため、これを本官たる三級の遙信事務官に組替える必要があるのである。

160
154
130

四 遣信手を遣信事務官又は遣信技官に組替理由

遣信手は郵便物、電報等の集配、遞送或いは貯金、保険等の局所外現金の取扱又は電気通信用機械、線路の工事等の現業事務に從事する雇員の現場統括者であつて、永年勤続し、多数の部下従事員を指導監督して、現場業務の円滑な運行については、その第一線指揮者として重大な責任を果しているものであるが現在の身分は三級官待遇たるに止まつて、部下統率上においても、又その職責に対しても待遇が極めて低いので、その待遇の是正を図るため、これを本官たる三級の遣信事務官又は遣信技官に組替える必要があるのである。

五 電話主事補を遣信事務官に組替理由

電話主事補は永年勤続し、電話交換業務の中堅要員であつて、相当数の電話事務員に対し、実地について交換実務の指導訓育に当つているものであるが、最近著しく低下してゐる電話サービスを改善していく能手を増進するには、電話主事補の努力にまつところが頗る多いのである。然るに、現在電話主事補の身分は雇員であつて、部下統率上においても、又その職責に対しても、その待遇は低きに過ぎるので、これを本官たる三級の遣信事務官に組替えて、以て事業の円滑な運行を期する必要があるのである。

六、爲替貯金窓口從事員を遞信事務官に組替理由

郵便局における爲替貯金の窓口事務は爲替、貯金、振替、証券保管、國庫金の受拂等廣汎多岐に亘り、事務の内容も極めて複雑であつて、單に現金の出納に關するものから、権利の内容に及ぶものもあり、且つ各階層に屬する利用者は窓口に殺到するので、その間に燃して事務の円滑を期し、公衆の需要に應ずるためには、高度の知識と練達とを必要とするところ、現在特定郵便局の窓口從事員は殆んど全部雇員を配置しており、遺憾ながら屢々世評の対象となる実狀であるから、この際窓口事務を強化して一般公衆の利便を圖るため、これらの從事員を事務官に組替える必要があるものである。

187
186
188

参考

遞信、鐵道職員定員比較調書

区 別	三 級 官 員	員 計	(2) する割 合
帝國鐵道特別会計	一六六、三六六、四二一、九六〇、五八八、三二六	〇、二八	
昭和二十一年度	七二五大、大三九、三、九八三、四六六、五四九	〇、一六	
同 通 信 事 業 特 別 會 計	七三、八三、二四四、二一八、二大一、六〇一、三	〇、二八	
昭和二十一年度	一七三、八三、二四四、二一八、二大一、六〇一、三	〇、二八	
同 鐵 道 事 業 特 別 會 計	一三貳、三六五、三三八、四四二、四七二、八〇七	〇、二八	

188
200
133

一、通信官署の三級官局課長を二級官に組替に伴う増減員

遞信事務官（二級）増員 十四人

同 （三級）減員 十四人

理由

通信事業の現業第一線部局たる郵便局において、業務運行の圓滑を計るためには、基幹職員たる局課長の手腕力量にまつところ極めて大きいものがあるので、今回特に業務取扱上格別の管理を必要とする主要郵便局の局課長に練達堪能な二級官を配置することとし、そのため前掲のとおり組替増減員を必要とする。その配置内訳等は次のとおりである。

一、組替配置内訳

區	別 人 員	配 置	内 訳
鐵道郵便局長	四	長野、金澤、米子、旭川	
郵便局郵便課長	六	名古屋中央、七條、神戸中央、廣島、門司、函館	
郵便局貯金保険課長	四	東京中央、横浜、名古屋中央、神戸中央	
計	一四		

二、鐵道郵便局長に二級事務官配置理由

鐵道郵便業務は郵便事業運行の中軸をなすものであるが、その業務の性質上運輸省側その他外部との連絡折衝を要する事項が極めて多く又その従事員は殆んど總て數府縣の駅範圍に亘つて個々に分散乗務しているので、これを監督指導して業務の順滑な運行を期するためには、鐵道郵便局長に、従事員の統率力にすぐれ、専門的知識の豊富な二級事務官を配置する必要があるのである。

三、郵便局郵便課長に二級事務官配置理由

郵便事業の運営を確保するためには、縦越局における業務の運行を良好ならしめることが絶対に必要であるが、現在縦越事務は種々の惡條件に禍されて極めて困謹な状態であるので、これを整備強化して業務の圓滑な運行を図るため、主要縦越局の郵便課長た、有能にして経験に富む二級事務官を配置する必要があるのである。

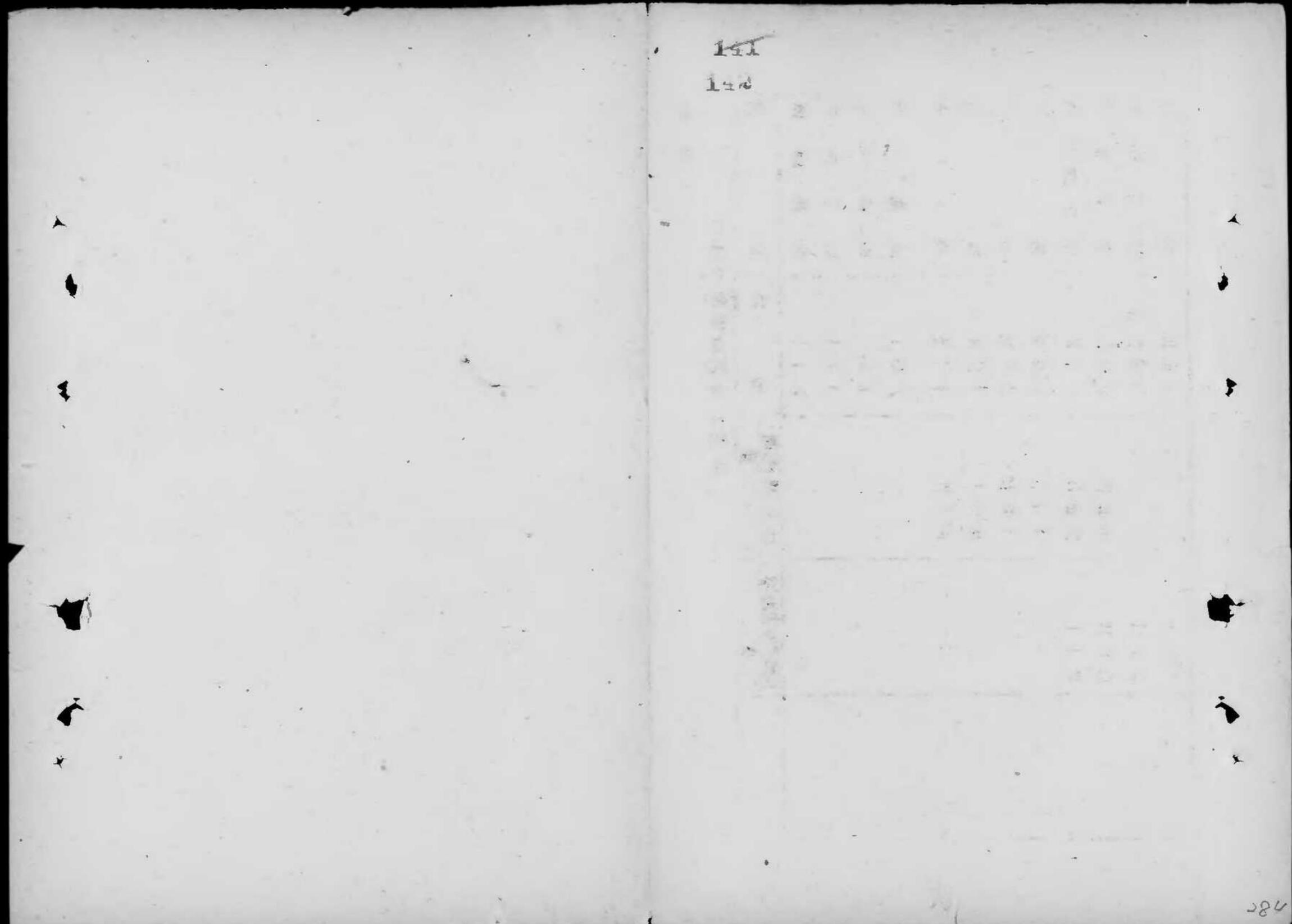
四 郵便局貯金保險課長に二級事務官配置理由

現下の經濟事情に鑑みて、國民貯蓄の增强を圖ることは喫緊の要務であり、その一環として郵便貯金、簡易生命保險及び郵便年金の有する使命は極めて重大であるが、大都市においては、都市内に郵便局の數も多く、中央郵便局の動向は直ちに他の郵便局の動向を左右することが多いので、これらの事務を積極的に、強力に推進せしめるとともに、資金、過超金の受授等に伴う莫大な額に上る現金の取扱に遺憾のないことを期するために、主要局の貯金保險課長に、知識経験豊富にして有能な二級事務官を配置する必要があるのである。

参考

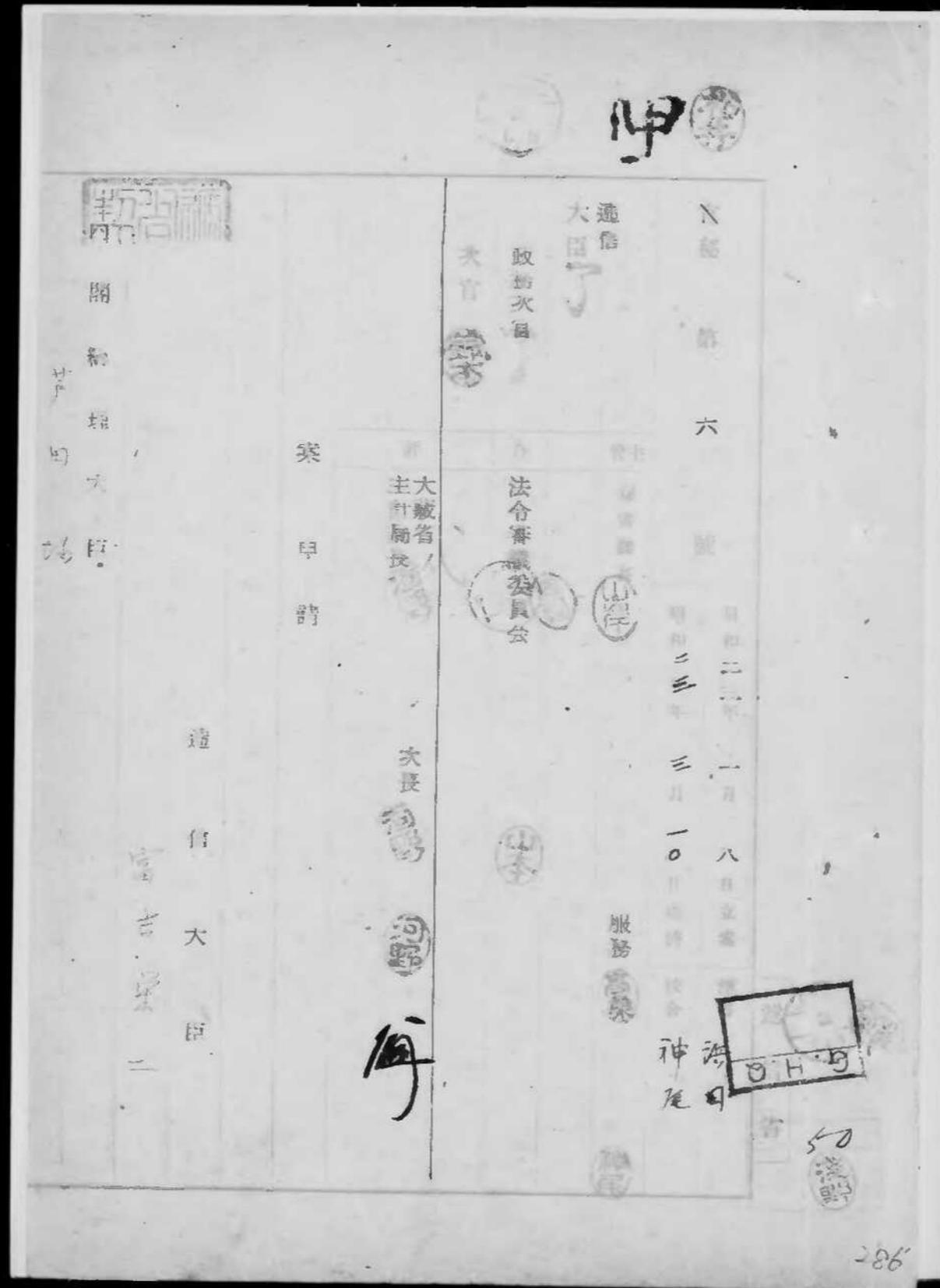
二級官配置局課定員調書

區別	道道道鐵鐵鐵子澤野	旭米金長	門廣七	西名神東
別	島條道道道鐵鐵鐵	川子澤野	米金長	門廣七
別	京中中央中央中央	戶中中央	古屋中	東京
別	浜中央中央中央	司館條道道道鐵鐵鐵	島道道道鐵鐵鐵	門廣七
定員	一一八	一三二	一〇四	六一四
同上	四四〇	三四九	四六三	四〇八
郵便課定員	一一八	一二四	一〇四	三七六
貯金保險課長員	一一五	一五九	一九一	二七八
中	一五	二一	二二	三一
上	一九	一四	一五	一七二
中	一五	一五	一五	一六一
上	一一五	一一五	一一五	一三一
中	一一五	一一五	一一五	一三一



13

385



通信省官制等の改正について

通信省官制、簡易保険局官制、氣象試験所官制、通信局官制及び
通信官署官制の一部を改正する必要があるから、別紙政令案及び理
由書をして、閣議を求める。

副 申

本件は昭和二十二年度本予算案の一部未実施のもの及び補正予算
の成立に伴うものを施行せんとするものである。

遞信省官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御臺

昭和二十三年三月十六日

内閣總理大臣

287

政令第五十五号

第一條 通信官者官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「専任二百七十三人」、「専任三百十五人」に、「専任七千六百二十一人」を「専任七千五百三十人」に、「専任四百五十二人」を「専任五百二十五人」に、「専任二千三百十五人」を「専任二千三百七十九人」に改める。

第二條 商易係税局官制の一部を次のように改正する。

第三條中「専任三千七百四十八人」を「専任三千四百一八人」に、「専任六十二人 三級」を「専任六十一人 三級」に改める。

第三條 諸税課所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「専任五百十八人」を「専任四百九十六人」に改める。

第四條 通信局官制の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「専任三百五十二人」を「専任四百二十七人」に、「専任七千五百四人」を「専任五千十人」に、「専任三百八十九人」を「専任四百三十四人」に、「専任千九百八十一人」を「専任二千二十六人」に改める。

第五條 通信官者官制の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「幕任三百六十二人」を「幕任四百九十二人」に
「幕任九萬六千九百七十九人」を「幕任九萬五千七百二十九人」に
「専任三百六十七人」を「幕任三百八十三人」に、「専任一萬千七
十四人」を「幕任一萬四百八十一人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣総理大臣

塙 田

昭和二十二年度補正予算において人員の縮減せられたこと及び通信事業の運営を円滑にするため管理機能を刷新強化する必要のあること等に伴つて増設員を実施するため通信省官舎、簡易保険局官舎、電氣試験所官舎、通信局官舎及び逕信馬着官舎の一節を改正する必要があらからであります。

遞信省正刷抄錄

第十三條 遷信省に左の職員を置く。

電氣通信監

官給印文

遞信争議官は遞信技官

每仕八人

一級

遞信争議官

每仕一人

一級

每仕二千九百七十九人

二級

每仕七千六百三十九人

三級

遞信技官

每仕十三人

一級

每仕四百零十人

二級

每仕二千三百十五人

三級

前項の職員の外、遞信省之遞信手を置く。三級官の待遇とする。

参考

關外本隊局官制抄錄

第三表 商易係職員に左の職員を置く。

局長

通便手稿官

委任一八

委任六十二八

三千四百一人
委任五十九人

一
二
三

通便手稿官

委任二十九八

六十一人
委任六十九人

一
二
三

参照

電氣試験所官制抄錄

第二條 電氣試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

通信技官

專仕三人

専仕百四十一人

専仕五百九十六人

一級

二級

三級

通信事務官

専仕八人

専仕百十六人

二級

三級

所文ハ一級ノ通信技官ヲ以テ之ニ充ツ

293

参照

遞信局官制抄錄

第四條 遷信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

遞信事務官

専任八人

一級

専任三百五十二人

二級

専任四千五百四人

三級

遞信役官

専任一人

一級

専任四百三十四人

二級

専任三百八十九人

三級

専任二千二十七人

前項ノ職員ノ外遞信局ニ遞信手帳ク三級官ノ称置トス
局長ハ一級又ハ二級ノ遞信事務官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

通傳官署官制抄錄

第七條 通傳官署ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

通傳參議官

四百九十二人

專仕三百六十二人

二級

專仕九萬六千九百七十九人

三級

通傳抄官

三百八十三人

專仕三百六十七人

二級

專仕一萬千七十四人

三級

特足通傳局長

前項ノ職員ノ外通傳官署ニ通すヲ置ク三級官ノ待遇トス

昭和二十三年一月

通信省官制等改正理由書

遺

信

省

297

目

次

- 一、官能定員増減一覽表
二、通信省官能
三、簡易保險局官能
四、電氣試驗所官能
五、遞信局官能
六、通信官署官能

丁
一
數

298

三官制定員増減一覽表

299

官制定員增減一覽表

は次頁を示す。以下同じ。

合計		郵便局		電氣試驗所		簡易保險局		遞信局		區別	
官員	事務官	官員	事務官	官員	事務官	官員	事務官	官員	事務官	官員	官員
同計	同計	同計	同計	同計	同計	同計	同計	同計	同計	同計	同計
書記官	(二級)	書務官	(二級)	基務官	(二級)	技官(三級)	官員	事務官	(三級)	事務官	(二級)
(三級)	(三級)	(二級)	(三級)	(二級)	(二級)	(三級)	(二級)	(三級)	(三級)	(三級)	(三級)
△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△
九九四〇	一八九〇	二七〇	二六九〇	二五三〇	二一〇	二〇一	二一三〇	二一四〇	二一五〇	二一六〇	二一七〇
八八〇	一三九	六四	六三	六二	六一	六〇	六一	六二	六三	六四	六五
九九四〇	一八九〇	二七〇	二六九〇	二五三〇	二一〇	二〇一	二一三〇	二一四〇	二一五〇	二一六〇	二一七〇
增減人數	大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字
人員	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五

三
造
信
管
官
制

301

一、通信労働研究の普及研究に要する増員

通信事務官(二級)

通信技官(二級)

通信事務官(三級)

通信技官(三級)

五人
五人
五人
五人

通信事務官

五人

従来、通信省においては從業員の労働條件等に関する権威ある調査資料に乏しく、坑下の複雑困難なる労働事情に対処して事業の正常な運営を期する上に遺憾の点が少くないので、あらたに労務局に通信労働科学試験室を設置して、これらに関する基礎的調査研究を急速に実施し、複雑なる通信労働の実態を科学的に把握して眞に合理的な事業運営の基盤たらしめるため、開拓の増員を必要とする。その事務別配属内訳は次のとおりである。

委員会配置内訳

分等項目

一級官
二級官
三級官
四級官

計

- 一、從業員の作業條件に関すること
- 二、從業員の生活問題に関すること
- 三、從業員の雇用條件に関すること
- 四、企業並ひに企業運営合理化に関する公平的爭取に關すること
- 五、通信労働の医学的研究に關すること
- 六、統括及び庶務

五一一一一

五三一一一

五一一一一

五三一一一

二〇二六二二四四

計

一、電気通信事業の運営強化に要する增長

基業の運営強化に要する増員
送信基務官（二級）

遼 僑 技 官 二 級

遜信醫務官（三）

通志

五
由

信鑒卷之三

電氣通信監査

電氣通信事業を急速に整備復旧して、その運営の強化を図るために、通信省に電氣通信監査室を置いて、これに関する諸方策を強力に推進させることとなつたが、所期の成果を挙げるために、その下部機構を整備することが緊要であるので、その基準として底特の境界を必要とする。その基準別冊監査内訣は次のとおりである。

卷之三

一、電氣通信技術の調査拡充に要する増員
　　電信技官（二級） 同
　　（三級） 三十一人

堆出

國家再建の原動力たる電氣通信施設の復興に当つて、極めて重要なことは、その技術水準の向上と普及とによつて復興を促進し、且つ既存施設の効率化のため保守の手堅き點するにある。そのためには、建設及び保守工事の施工方法の能率化及び機械化、資材の活用、機器の改善等について緊急必要な調査研究をなし、その成績を直ちに事業の上に反映させなければならぬ。特に、現在各種の悪條件の下に急速に施設の整備拡充を要請されてゐる我國においては、この調査は甚難を併して実施しなければならないので、これに対する要員として前掲の増員を必要とする。その主な別記は次のとおりである。

調査要目事項別配賦内訳

一、長距離電信回線安定化の
調査

二、走査式電信機械の調査

三、印刷電信方式の調査

四、市内自動交換装置の調査

五、自動式市外交換機の調査

六、精密機械工作の調査

七、周波数変調超短波通信方
式の調査

八、極超短波通信方式改良の
調査

九、無線用測定器改良の調査

一〇、通信機器改良の調査

一一、海底ケーブルの調査

一二、深海探査機械の調査

一三、高周波有線傳送の調査

一四、有線通信施設への妨害
除去の調査

一五、市外回線納傳送特性改
良の調査

一六、線端工事機械化の調査

一七、搬送電信傳送装置の調
査

一八、超多重搬送方式の調査

一九、長距離電話回線安定の
調査

二〇、回線保守の機械化の調査

二一、通信用部品の調査

二二、通信用材料の調査

事務官別
二級

事務官
三級

事務官
四級

事務官
五級

事務官
六級

計

二三二一一二二二一三二

六六五四三六六三三六四

八九七五四五八八四四九六

一一一三二二二二二一

三三一四六四四四二一

九二六九六六六四二五

- 二三、中継所電源設備の調査
二四、信号方式の調査
二五、通信用真空管の調査
二六、短波傳播の調査
二七、超短波及び極超短波傳播の調査
二八、難音分布に関する調査
二九、無線通信の妨害除去の調査
三〇、新型電話機の調査
三一、以上の調査に伴う庶務
三二、会計事務

差引既定成立人
訂增負責

一一一

一四三五二
一一二一一二二一

六六六

三一七九〇
一一一
一四四二二五三三

四五九一
一二一
一一大九七
二五六三三七五四

307

一、海底線施設の総合化要する増員

逓信技官（二級）	六人
逓信事務官（三級）	五人
逓信技官（三級）	十三人

埋田

海底電線は現在線長六〇〇村を算し、その内容は多種多様に亘る。旧態依然たる電信用海底線を主体として構成せられており、いずれも明治大正時代に布設され、命數の既につきんとしているもののみである。従つてその修理引替工事及び新式海底線の採用等により、急速整備に全力を傾注するとともに、現在放置されている二六〇〇村の旧軍用海底線の撤収を行い、既設海底線の整備弧丸と、連合軍の要請による特急工事を充當する資材の活用を図らなければ、到底海底線保守の使命達成は至り得ない現状にあるのである。よつて、これらの保守工事、引揚工事等に力を盡せしめるために、前掲の増員を必要とするものである。その内訳は次のとおりである。

要員配置内訳		別	本相釣勢海傳	計
船丸	模島運光			
六	一一一	二級技官	三級事務官	
五	一一一	三級技官		計
一	一三三			
二	四五			
四	二			
		備考		
		船務課長、布設船整備監督官		
		二級技官は工事長		
		三級事務官は事務長		
		三級技官は布設主任、試験主任及び試験主任補佐各一人		
		三級事務官は事務長、三級技官工事長		

一、航空保安施設の維持運用に要する増員	
巡査官 (二級)	七人
巡査官 (三級)	十九人
巡査官 (三級)	七八八人

理由

航空保安施設は、巡回車の指令に基いて、これを良好な状態に維持せねばならぬところ、現在の人員では到底その要求に應ずることができないので、その維持運用に萬全を期すため前掲の増員を必要とする。この配属内訳は次のとおりである。

別 記	高 松 文 所	大 分 大 阪 福 岡 東 京	名 古 屋 大 島 本 申	鹿 児 島 航 空 進 駐 軍 派 遣 台	附 記 一 に本ア 元部ラ て二ビ るも技数 の官字 で四は あ人新 るは規 ・官配 理置 誅人長 の 乗再 務誅 である 明係 長、同 無線係 長及び 施設誅 土木係 長		
					技 官	事務官	官
一					1	1	1
四	7						
二	六						
19		2	1			1	1
三	五		.				
78	18 7 9 5 14 5				6	6	
二	一	一	一	二			
一	〇	八	七	一	三	九	三
104	18 7 10 8 15 6				九	九	四
二	七	一	八	一	二	六	四
六	六	七	九	四	一	五	一
				六	一	一	六

一、航空保安部支所の維持管轄業務拡充に要する増員

巡査事務官(二級)

十六人

巡査技官(二級)

五十八人

巡査事務官(三級)

六十七人

巡査技官(三級)

航空保安部支所については、連合軍の要求に基いて、従来十三箇所を維持管理していたところ、今更に四十二箇所を維持管理することとなつたので、これに伴つて前の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

理 由

安東掌故

参考

支各級別支所調

全

一、航空無線標識所の維持運用に要する増員

通信技官（二級）	一人
通信事務官（三級）	一人
通信技官（三級）	七人

理由

今局、連合軍の要求に基いて鞍山航空無線標識所を設置したので、
その維持運用を負として前掲の増員を必要とする。

職員の健康管理に要する時間

遼東按官（二級）

(二級)

十七人

四

11

三
十
三
八

戰後の苛烈な生活條件のため國民体力の低下は一般に著しいものが
あるが、貯金支局においても結核性諸病を始めとする職員の罹病率は
俄かに上昇の傾向を示し、長期欠勤者の続出は事務の運行に重大な支
障を及ぼしていふので、各支局に夫々事務の医務職員を配置して従業
員の健康管理を強化するため、前掲の増員を必要とする。その配置内
訳は次のとおりである。

目
錄

自體標題は左記に依る。

看護婦は定員六〇〇人以上の支局

詩經卷之二

一、三級官係長を二級官に組替に伴う増減員

通信官務官へ二級) 増員 二十七人

(へ三級) 減員 二十七人

同

戰災のため漢城に撤した通信施設を急速に復興し、兼務運営の正常化を図るために、直接染織等務に従事する通信官署の機能を充実整備するとともに、本省における管理機関の強化を図ることが緊要であつて、殊に各主任の事務につき直接係員を指導して講習・企画・監督の衝に当る係長の職責は極めて重く、その人を得ると否とは直ちに事務進行能率を左右する美狀にあるので、現在三級官配置の各係長中特に重安と認められる個所に、有能にして、且つ事業に因する管轄経験に富む二級官を配置するため前掲のとおり組替増減員を必要とする。その配置箇所は次のとおりである。

二叔官休長配這箇所調

三·八

係 名	小 事 項	一 般 統 計 係	二 般 統 計 係	三 般 統 計 係	八 般 統 計 係
郵務局給興詠服務係	一、郵便事業に属する通販業者の販賣の定員及び定率に 関すること。 二、郵便事業に属する通販業者の職員の服務及び能率に 関すること。 三、郵便事業に属する受販経費に關すること。 四、郵便事業に属する職員の給與に關すること。 五、郵便輸送業務の総合調整に關すること。 六、郵便輸送用機材に關すること。	一、郵便物輸送に属する特定郵便局渡切費及び受販経費 に關すこと。（第二号以下何れも自動車によるもの を除く）			
郵務局传达課企画係					

部 名	分 掌	事 項	員 数	一 般 官 員 三 級 官 員 三 級 附 官 員 計
貯金局馬鈴薯八聖保		一、貯金支局の職員の方分、進退及び賞罰に關すること。 二、貯金支局における一回爲替貯金事務の監督に關すること。	六	一 般 官 員 三 級 官 員 三 級 附 官 員 計
貯金局鑑鑄説明理係		一、貯金支局ににおける一回爲替貯金事務に關する申告、犯規及び事故の処分に關すること。 二、貯金支局の開院變更に關すること。	九	一 般 官 員 三 級 官 員 三 級 附 官 員 計
貯金局契約説明理係		一、郵便貯金の契約に關すること。 二、郵便貯金切手及び債券に關すること。 三、郵便爲替貯金事務に關する外務の指導に關すること。 四、物資の受給計画及び調整に關すること。	六	一 般 官 員 三 級 官 員 三 級 附 官 員 計
貯金局經理説明度係		一、物品出納命令官及び物品会計官吏の事務に關すること。 二、物品の賣買、貸借、製造及び修繕並びに運送及び労力供給の契約に關すること。	九	一 般 官 員 三 級 官 員 三 級 附 官 員 計
		五、資金前渡官吏の事務に關すること。	六	一 般 官 員 三 級 官 員 三 級 附 官 員 計

資材局調査課訂理係	一、所管予算の計理に關すること。 二、收入領收書、支出書及び出納官吏の事務に關すること。 三、資材局主管に属する会計事務の監査に關すること。 四、物資の需給計画及びその実施の統括に關すること。 五、物資運用事務の統括に關すること。 六、機械の需給調整に關すること。 七、物資の入手及び使用実績の調査に關すること。
資材局調査課需給係	一、乙種物品に關する予算の計理に關すること。 二、乙種物品の調達計画及び配給査定に關すること。 三、乙種物品の賣買、貸借、製造及び修繕の契約に關すること。 四、乙種物品の譲受、譲渡及び委附受理等に關すること。 五、乙種物品の出納命令書の事務に關すること。 六、切手類及び印紙の亡失及び毀損の処分に關すること。 七、電気、水道、瓦斯の供給契約に關すること。
資材局需品課机括係	一
資材局需品課机括係	一

名	分	事	項	係員
資材局車輛課客運係	一、車輛の管理運営に關すること。 二、車輛運輸手の旅費に關すること。			二級員
資材局配給課第一倉庫係	一、甲種物品に関する物品会計官吏の事務に關すること。			二級員
資材局配給課第二倉庫係	一、乙種物品に関する物品会計官吏の事務に關すること。			二級員
官舗部管用課契約係	一、官舗工事の請負契約に關すること。 二、竣工官舗工事の引渡しに關すること。 三、官舗工事費支出証明書類に關すること。			二級員

一、予算の節減に伴う減員
送信事務官（三級） 百三十一人
通信技官（三級） 百七十七人
理由

昭和二十二年度予算の節減に伴つて、前掲のとおり減員を必要とす
る。

三、簡易保險局官制

基 準		簡易保険局官制定員減員講書	
項	事	職務	官
予算の節減	三	事務官	技官
計	四七	級	級
△	△	三	官
四七	四七	級	
△	△	一	
四七	一	級	
△	△	一	
四八	四八	級	
△	△	一	
四八	四八	級	
計			

予算の節減に伴う減員

巡査等官（三級）

四十七人

巡査役官（三級）

一人

昭和二十二年度予算の節減に伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

理 由

氣 試 驗 所 官 師

326

電氣試驗所官制定員減員調査

予算の範域	基項	
	三級	技官
△ △		
一 四		
△ △		
一 四		

計

一、予算の節減に伴う漁員

遣信技官（三級） 十四人

由

昭和二十二年度予算の節減に伴つて、前掲のとおり漁員を必要とす
る。

五
遞
信
局
官
制

329

電気通信基準の運営強化		通信局官制定員増員調査	
事	項	二	三
計		星	級
電気通信基準の運営強化		四三〇五	一一五
通信局組織の整備		一九一	二二五
通信事業特別会計制度の改正等		一〇	三五
計		四五	四五
大計	三九一	二五〇三	〇四〇
七	一九一	一九一	一九一
五	一〇六	一〇六	一〇六
四	四五	四五	四五
三	一〇	一〇	一〇
二	二二五	二二五	二二五
一	一一五	一一五	一一五
合計	四三〇五	四三〇五	四三〇五
級	一九一	一九一	一九一
官	二二五	二二五	二二五
技	三五	三五	三五
務	一〇六	一〇六	一〇六
星	一九一	一九一	一九一
二	二二五	二二五	二二五
三	四三〇五	四三〇五	四三〇五

一、電気通信事業の運営強化に要する規制

递信事務官（二級）	三十五人
遞信技官（二級）	三十五人
遞信事務官（三級）	百十五人
遞信技官（三級）	四十五人

五
由

電氣通信基業を急速に整備復活して、その運営の強化を図るため、電氣通信監理官を置いて、これに該する諸政策を強力に推進させることとなつたが、所期の成績を挙げるためには、その下部機構を整備することが緊要であるので、その基盤として前掲の増長を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

東長名金大阪熊仙札									
古									
阪長野屋山本台幌									
別	普	選	能	率	算出人員	人	能	率	算出人員
一五六	二六	一八	二四	六九	二四	一居に き業務関 係は検査 員二人に て電話各三 日	一居に き業務関 係は検査 員二人に て電話各三 日	一四三九	一一四
六四五	三九	四五	八五	二三	六〇	保 守 関 係 は 点 檢 要 員 四 人 に て 三 日	保 守 關 係 は 點 檢 要 員 四 人 に て 三 日	一〇〇	一七
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	人	人	人	人
二八	二八	二八	二八	二八	二八	局に 遙信	局に 遙信	局に 遙信	局に 遙信
同上	同上	同上	同上	同上	同上				
官	官	官	官	官	官				
七	七	七	七	七	七				
三五	三五	三五	三五	三五	三五				
二二	二二	二二	二二	二二	二二				
六二	六二	六二	六二	六二	六二				
四二	四二	四二	四二	四二	四二				
二二	二二	二二	二二	二二	二二				
一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五				
八八	八八	八八	八八	八八	八八				
一五	一五	一五	一五	一五	一五				
四五	四五	四五	四五	四五	四五				
三三	三三	三三	三三	三三	三三				
二二	二二	二二	二二	二二	二二				
一六	一六	一六	一六	一六	一六				
六一	六一	六一	六一	六一	六一				
一	一	一	一	一	一				

計

右の外、監督指導要員として、一遍在局宛二級事務官及び二級技官各一人を必要とする。

一、通信局機構の整備に要する増員

通信事務官（二級）^{三十七人}

通信技官（二級）

十人

通信技官（二級）

十人

理由

戦争のため荒廃に陥した通信施設を急速に復旧するとともに、事業の企業的運営の基礎を確立し、その円滑なる運営を図るために、直接現業事務に従事する通信官員の機能を強化するとともに、その監督機關たる通信局機構の整備拡充を要するものがあるのと、これらを実施するのに伴つて開拓の培養を必要とする。その増員内訳は次のとおりである。

所支人員増員内訳

- 一、業務部を廃止し、郵務部及び電務部を設置するに要する増員
二、収支務官 主十人

説明

現在業務部においては、通信事業の主体をなす郵便及び電気通信に従事する事務一般を掌理しており、その事務量の膨大なるため、業務部長は三面の事務処理に忙殺せられてゐる現状であるが、更に、目下独立核算の採用を中心とする事務再建の問題が大きく取り上げられ、業務部は、單に事務量の点からのみでなく、事業再建施策の遂行を期するためにも、その改組を必須とせられてゐるのである。

即ち、郵便及び電気通信事業を、それぞれ別個の独立した事業として、正業的見地に立つて経営するためには、両事業の区分を分明にして、即ち、本省に電気通信監の設置せられたのに即應して、過信局にも電気通信に関する事務を一元的に監督する氣通信監監官の設置を必ずこころと/or>、電気通信の過信局の事務改正案は次のとおりである。

私が、郵便局事務とともに業務部の所掌に属する現在の機構においては、電気通信監理官はその取扱進行上大きな制約を受けて、その職責を失し得ない虞が多分にあらひて、この際、これらの要請に即應して業務部を二分し、郵便部及び電信部を設置せんとするものである。業務部の機構改正案は次のとおりである。

業務部機構改正案

現 在 の 機 構

版務課

- 一、職員の定員、定率及び服務に関すること。
二、特定郵便局の経費に関すること。

電信課

- 一、郵便事業に関すること。

但し、長野、金沢及び松山の各支局は、業務部の改称を一部行つた。

改 正 後 の 機 構

版務課

- 一、郵便の定員、定率及び服務に関すること。
二、特定郵便局の経費に関すること。

規画課

- 一、郵便事業の監督に関すること。

但し、長野、金沢及び松山の各支局は、業務部の改称を一部行つた。

一、電話事業に關すること。

一、電話事業に關すること。

一、電話事業の監督に關すること。

一、電話事業の計画に關すること。

二、文書課の設置に要する増員

イ、文書の迅速的確なる処理は業務運行の基本をなすものであるが、現在その側面当分ものは祕書課内の一係に過ぎぬため、當面の受発事務に追われて内容の重複や処理状況の監査等については全く手が通りかねていふ実状であること。

又、事業の合理的、企業的社會の基礎をなす統計類の整備について

は、從來各事業主管部課において、適宜その事務に當つていたる

べの同種多の重複もあり、しかも一貫したる基礎を欠くために在職

する者は専門に乏しく、これらを総合統一して眞に科学性のある統

計類の作成に當らることは、事業の健全なる企業的運営を圖る上に極

めて必要であること。

ハ、更に、事業の底知、宣傳は公眾と接觸してその理解能力を深めると

ともに、其の内質の一貫として今後大いに力点を置かねばならぬと

ころであり、今回、すんで「ほかき」「柱」等を利用する廣告

案おと開始することとなつたので、この面における業務の主管課を

坐づること。

以上のことによつて、過併局に文書課の設置を必要とするものであ

三、工務部監修課の設置に要する増員

さきに日本電話設備株式会社の業務を當省に引継ぎ、從來同社の行

つていた暗訳、接続、官廳用及び私設の電話装置の施設保存に関する
事務を施行することとなつたのに伴つて、これらに關する事務を専掌
させられため、各通信局工務部に私設装置の設備を要するものである。

一、通信事業特別会計制度の改正等に伴う増員

通信事務官（三級）

三百九十一人

理由

通信事業の運営の合理化、能率化を図り、通信原價の正しい計算基礎を得るために、通信事業特別会計制度は本年度より根本的に改正せらるゝ。これに伴つて各科会計基準は著しい増加をきたしたが、他面、財政の厳正を期すため、その指導監督を強化する必要があり、又、連合軍司令部からあらたに提示要求された各科会計、報告書様式は頗る厖大複雑なもので、到底一般基準の傍らこれにの基準を処理することはできないので、前掲の基準を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

区分	別	要算出内訳
三 計 事務官	金 銭 会 計	括 一、總 要算出内訳
二 三 七	二 三 七	物品 会 計
三 三 八	三 三 八	計
五 七 五	五 七 五	査 定
三 九 一	三 九 一	

計		東長名金大廣松熊仙札										古別	
		京野屋次阪島山本台帳										原登記簿	
七		一〇八六一八六〇										一	
七	七	七	八	七	八	〇	六	八	六	〇			
二	八	二	二	三	二	三	四	二	三	二	五		決算
三	八	三	三	四	三	四	五	三	四	三	六		事業別
六	一	五	五	六	五	六	八	五	六	五	〇		監化導強指查
三	三	三	三	三	三	三	四	三	三	三	五		運合宛書部告
二	三	二	二	二	二	二	三	一	二	一	三		令報種作司同各
七	七	〇	四	〇	四	〇	九	一	四	一	九		計

238

六通
信官署官制

339

通信官署官制定員増減員調書

基 本 項 目	事務			官			技術			官		
	二 級	三 級	四 級									
三級官局課長を二級官 に縮替	一三〇	△一三〇	一六	△一四〇	一六	△一六	△五七七	△一六九七	一	△一、二五〇	一六	△五九三
予算の節減	一三〇	△一、二五〇	一六	△一、六九七	一六	△一、六九七						
計												

340

一、三級官局課所長を二級官に組替に伴う増減員

通信事務官（二級）増員	百三十人
通信事務官（三級）減員	百三十人
通信技官（三級）減員	十六人

理由

施設の荒廃と労働事情の深刻化に伴い、通信の現業事務は滞滯を重ねて真に憂慮すべき事態に直面しており、この窮状に処して、当面の責任者として業務の運行を確保せねばならぬ通信官署の局課所長に課せられた職責は極る重く、その手腕力量に依たねばならぬところが多い実状に鑑みて、現在三級官配置の局課所長中特に重要なものを経達堪能の二級官に組替え、以て業務の円滑なる運行に資するため前項の増減員を必要とする。その組替配置内訳は次のとおりである。

組替員内訳人別

区

一三〇

一、三級秘官を二級事務官に組替

郵便局長

一大 二二五

別人帳

電氣通信工事局会計課長

区

別

三級技官を二級技官に組替

電話局交換課長

電氣通信工事局私設課長

電氣通信工事局資材課長

電氣通信工事局論臺所長

西	名	船	八	平	漢	東	葛	川	無	伊	長	磯
淀	古											
川	中	橋	尾	塚	田	山	宿	越	馬	崎	浜	子
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	八	八	八	九	八	九	八	九	九	九	九	九
三	三	五	七	八	九	九	九	〇	一	二	二	二
西	守	上	吹	萩	丸	三	武	瀨	代	許	高	小
舞												
口	野		田	島	龜	左	鶴	戸	早	山	岩	名
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	七	七	七	七	七	七	七	八	七	八	八	八
三	三	三	五	六	七	七	八	八	八	〇	一	二
大	下	泉	佐	佐	多	館	多	館	須	佐	三	三
阪	大								大	和	和	誤
西	館	津	正	正	野	有	山	代	伯	慶	伯	所
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	六	六	七	七	六	八	六	九	七	七	七	二
五	五								〇	〇	〇	

局	調	所	名	定員	局	調	所	名	定員	局	調	所	名	定員
芝	大	中	王	萩	東	熊	江	灘	千	戸	本	坪	住	一
局	定員	局	定員	局										
崎	村	子	窪	吉	井	川	戴	戸	戸	戸	戸	戸	住	一
三〇四	三〇〇	二八九	二七四	二七一	二六四	二四五	二四二	二四五	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	住	一
品	芦	本	住	田	豊	西	生	市	鶴	長	博	本	園	調
局	定員	局	定員	局										
川	屋	郷	吉	島	布	成	川	柳	市	長	本	博	住	一
二三五	二三二	二二六	二二五	二二四	二二三	二二一	二一六	二一六	二一五	二一五	二一四	二一三	住	一
伊	葛	武	豐	池	浜	上	八	大	直	橋	江	天	鞍	駿
局	定員	局	定員	局										
丹	節	寺	田	岡	酒	屋	木	津	灌	木	津	灌	寺	田
二一四	二一三	二一〇	二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	一九三	一九四	一九七	一九八	一九八	一九八	寺	田

參考

大東	大東	札仙福東
六管氣道 調査局	六管氣道 信工基局	一五管氣道 材調査局
阪京	阪京	穀台橋都
八五	一六一	四五五〇八

365

一、予算の節減に伴う減員

通信事務官（三級）

千百二十人

通信技官（三級）

五百七十七人

理由

昭和二十二年度予算の節減に伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

346

